

武蔵野市第六期長期計画・調整計画

令和6（2024）年度～10（2028）年度

答 申

令和5(2023)年 11 月

武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会

目 次

第1章 武蔵野市における長期計画・調整計画について

- 1 これまでのあゆみ1
- 2 調整計画の役割と位置付け2
- 3 計画期間と計画見直しのサイクルについて2

第2章 基本的な考え方

- 1 計画に基づく市政運営3
- 2 情報共有の原則3
- 3 市民参加の原則3
- 4 協働の原則3

第3章 第六期長期計画における基本目標等について

- 1 第六期長期計画における目指すべき姿4
- 2 基本目標4
- 3 基本課題5
- 4 重点施策6

第4章 市政を取り巻く状況について

- 1 社会経済情勢等の変化9
- 2 将来人口推計15
- 3 財政状況の概要18
- 4 第六期長期計画(令和2(2020)年度～)の取組み状況20

第5章 調整計画全体に関わる視点

- 1 時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展26
- 2 情報共有を重視し、市民と一体となったまちづくりへの取組み26
- 3 未来へつなぐ行政と市民の学び合い26
- 4 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた市政運営26
- 5 武蔵野市における自治体 DX の推進26

第6章 施策の体系

- 1 健康・福祉
 - 基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み27
 - 基本施策2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化29
 - 基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実30
 - 基本施策4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み32
 - 基本施策5 新しい福祉サービスの整理33

2 子ども・教育

基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり	35
基本施策2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援	36
基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実	37
基本施策4 子どもの「生きる力」を育む	38
基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備	40

3 平和・文化・市民生活

基本施策1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築	43
基本施策2 災害への備えの拡充	44
基本施策3 安全・安心なまちづくり	46
基本施策4 地域社会と市民活動の活性化	47
基本施策5 豊かで多様な文化の醸成	47
基本施策6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進	48
基本施策7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興	50

4 緑・環境

基本施策1 刻々と変化する環境問題への対応	54
基本施策2 地球温暖化対策の推進	55
基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進	56
基本施策4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築	57
基本施策5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保	58

5 都市基盤

基本施策1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり	61
基本施策2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり	63
基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備	65
基本施策4 安全で快適な道路ネットワークの構築	67
基本施策5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり	68
基本施策6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり	69

6 行財政

基本施策1 市民参加と連携・協働の推進	72
基本施策2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション	73
基本施策3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用	74
基本施策4 社会の変化に対応していく行財政運営	75
基本施策5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化	77

第7章 財政計画

1 日本経済の情勢と国の財政	78
2 武蔵野市の財政の状況と課題	78
3 これまでの実績と今後の財政運営等	81
4 財政計画(令和6(2024)～令和 10(2028)年度)	84
【参考】長期財政シミュレーションについて	87

付表

付表1 調整計画全体に関わる視点と「基本施策」・「施策」との関係	90
付表2 施策体系図	92

参考資料

参考資料1 武蔵野市自治基本条例	102
参考資料2 武蔵野市長期計画条例・条例施行規則	109
参考資料3 各分野における個別計画	112
参考資料4 第六期長期計画・調整計画策定の流れ	113
参考資料5 用語説明	114

※年と年度の表記については、原則として元号と西暦を併記しています。

※参考資料5 用語説明に説明を掲載している用語には、* の記号を付けています。

第1章 武蔵野市における長期計画・調整計画について

1 これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加による「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定に取り組み、これまで半世紀にわたり、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきた。市民自治とは、市民が主体となって自らの住むまちを築き運営していくという考え方である。

この間、公共施設や下水道などの市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育・環境など各分野で市民と行政の協働による施策が展開され、市民生活全般の水準は着実に高まった。

市民自治の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。平成23(2011)年の地方自治法改正により、基本構想策定の法的な義務付けが廃止されたが、長きにわたる武蔵野市方式による計画策定の歴史を踏まえ、武蔵野市方式を制度化した武蔵野市長期計画条例を平成23(2011)年12月に制定した。

また、4年ごとに策定される長期計画のみならず、様々な市政課題解決のために策定される専門的・具体的な個別計画においても、パブリックコメントや意見交換会の実施など、幅広く市民の参加や意見を求めることが、武蔵野市方式という市政運営の一般的なスタイルとなっている。

このような市民自治の理念、市政運営のスタイルを未来へ継承し、発展させていくことを目的とした武蔵野市自治基本条例*(以下「自治基本条例*」という。)が令和2(2020)年4月に施行された。

第六期長期計画・調整計画においても、自治基本条例*及び武蔵野市長期計画条例に基づき、これまで培ってきた武蔵野市方式による策定方式を継承しつつ、対面のみならずオンラインによる策定委員会の傍聴や意見交換・ワークショップの実施のほか、中高生世代と策定委員会の意見交換などの新たな手法を試みながら、より多様で広範な市民参加によって策定している。

「武蔵野市方式」について

武蔵野市方式とは、市民参加・議員参加・職員参加による策定をはじめとする、下記のような、長期計画を中心とした計画的市政運営に関するシステムのことをいう。

- 地域生活環境指標の作成や人口推計等の調査等の実施による、計画策定に必要な基礎データの整備と公開
- 市民意識調査*等の実施による市民ニーズの把握
- 市民委員による策定委員会を設置し、計画案を策定
- 策定過程における市民参加・議員参加・職員参加の実施
- 策定過程における市民参加のため、討議要綱及び計画案の概要版を市報特集号で全戸に配布
- 市長及び市議会議員の任期にあわせた4年ごとの見直しによる実効性の担保
- 長期計画・調整計画と予算・決算の連動
- 長期計画・調整計画に掲げた施策・事業を各市民委員会や市民参加により実施
- 長期計画に基づき毎年主要事業を指定し、進行管理を実施

2 調整計画の役割と位置付け

10年間を計画期間として策定される長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画としている。この中で、市長選挙が行われたときや市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものと規定しており、これが調整計画の策定にあたる。

調整計画は、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」の見直しは行わず、実行計画に掲げた施策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策への対応、展望計画として掲げた施策の検討、長期計画策定時からの社会状況の変化により求められる施策についての議論を主軸に、時代背景に応じて見直し、策定するものである。

3 計画期間と計画見直しのサイクルについて

現在は令和2(2020)～11(2029)年度の10年間を計画期間とする第六期長期計画に基づき市政運営を行っており、調整計画では、長期計画における令和6(2024)～10(2028)年度においての市の政策を見直していく。

なお、円滑な市政運営のため、計画期間の最後の1年は次の計画と重複させて策定することとしており、実質的には市長の任期に合わせた4年ごとの見直しを行っている。

■ 計画期間と計画見直しのサイクル



第2章 基本的な考え方

昭和46(1971)年に策定した本市の最初の基本構想・長期計画において、「市民自治」を計画の原理として以来、これを本市の市政運営の基本原則として位置付け、現在に至るまで継承している。

本調整計画の前提となる第六期長期計画では、本市で培われてきた市民自治の伝統を継承していくことを確認し、これをさらに発展させていくための4つの原則を掲げ、長期計画における基本的な考え方としている。本調整計画においても、この基本的な考え方を継承する。

なお、この原則は、自治基本条例*にも継承され、本市における自治の基本原則として本条例の第3条に規定されている。

1 計画に基づく市政運営

本市の将来を見通した計画的な市政運営を行うことを原則とする。長期計画をはじめとして、個別計画を含め、本市の計画は、市民や多くの関係者の意見を反映させて強い規範性を持つ計画として策定する。長期計画は、各分野の個別計画との整合性を確保しつつ、市政全体を俯瞰したうえで、財政計画に基づき、総合的な見地から、市政の向かう大きな方向性を明らかにし、優先化・重点化すべき政策を明示する。

2 情報共有の原則

市政への市民参加を推進していくために、行政の公正性と透明性を確保し、市政情報の積極的な共有を推進していくことを原則とする。市民自治の重要な要素である市民参加は、様々な情報が適切に市民に伝わって初めて成し得るものであり、その前提となるのが市民との情報共有・市民への情報提供である。

3 市民参加の原則

市政全般にわたって、市民自治の原点とも言える市民参加を推進していくことを原則とする。市は、様々な立場にある市民からの意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努める。そのために、市は市民参加の機会を整備するとともに、より進んだ市民参加のあり方について、市民の意見を踏まえて追求していく。

4 協働の原則

市政運営においては、市民自治のさらなる発展へとつながる協働の取組みを推進していくことを原則とする。多様化する公共的な課題への対応には、従来の行政サービスだけでは十分に対応することができないことも多くなっている。市民、市民活動団体、企業等の多様な主体と行政とが、課題意識とまちを良くしていこうという意識を共有し、対等の立場で各々の強みを生かしながら協働していくことが、豊かな地域社会の創造へとつながっていく。

第3章 第六期長期計画における基本目標等について

第六期長期計画における目指すべき姿と、それを実現するための基本目標及び前提となる基本課題は下図のとおりである。5つの基本課題は、市政全般に係る分野横断的な課題として抽出したもので、5つの基本目標に対して横串の関係となり、それぞれが相互に関連する課題である。

そして、5つの基本目標を実現するために、第六期長期計画の期間中に特に重点的に取り組む8つの重点施策を設定した。なお、これらは武蔵野市長期計画条例第5条に基づき、前頁の「第2章 基本的な考え方」も含めて、市政運営の基本理念として議決された事項である。



1 第六期長期計画における目指すべき姿

誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち

2 基本目標

(1) 多様性を認め合う 支え合いのまちづくり

市民一人ひとりの生き方や価値観の多様化が進んでいる。また、様々な異なる背景を持つ市民の多様化も進んでいる。全ての市民があらゆる場面でお互いを認め合い、理解し合うことにより、寛容性が育まれ、人と人とのつながりが生まれる。このつながりが信頼感を醸成し、地域での見守りや支え合いの基礎となる。誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しない支え合いのまちづくりを推進する。

(2) 未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり

子どもは、まちにとって未来である。子どもがこの武蔵野市でそれぞれの個性をひらき、のび

のびと育つことによって、まちが未来へと続く。子どもはまちの希望であり、活力の源であるとの認識を市民全体で共有する。そのうえで、地域全体で子ども・子育てを見守り、支援していくことで、子どもを安心して産み育てられ、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづくりを推進する。

(3) コミュニティを育む 市民自治のまちづくり

武蔵野市は、市民自治のまちとして発展してきた。その核となっているのは地域のコミュニティによる支え合いである。人々の価値観が多様化している中で、コミュニティのあり方も変化している。この変化に対応し、地域の中で多様な主体同士の連携や協働により新たなチャレンジを重ねることで市民自治が進展していく。そして、この市民自治を通じた人と人との結びつきが、周りの市民の意識にも影響を与え、さらにコミュニティのつながりが育まれるという好循環のまちづくりを推進する。

(4) このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり

武蔵野市が将来にわたって「住みたい、学びたい、働きたい、訪れたいまち」であり、さらに「住んで、学んで、働いて、訪れてよかった、楽しかったまち」となることを目指す。そのために、市民がそれぞれの価値観に合った生き方を実現できるための総合的な施策を充実させるとともに、武蔵野市の持つ多様な魅力や価値を内外に発信し共有していくことにより、まちの活力を向上させる。

(5) 限りある資源を生かした 持続可能なまちづくり

魅力と活力があふれる持続可能なまちを、責任を持って継承していくことが、今を生きる我々の責務である。未来に向けての積極的な投資を行えるよう、健全な財政を堅持するための最大限の工夫と努力をしながら、環境、福祉、経済、教育、文化等、多様な側面から、有限の資源である人材や物資、財源に加え、情報も含めて資源の有効活用を最大限に図り、持続可能なまちづくりを推進する。

3 基本課題

A 少子高齢社会への挑戦

今後さらに少子高齢社会が進展していく。本市が持続可能なまちであるために、子どもが安心して成長できる環境のさらなる充実や、市民の健康寿命*を延ばす取組み等を進める必要がある。また、市民が生活していくうえでの課題が多様化する中、課題解決のためには様々な知見や人材の関わりが重要であることから、新たな担い手の発掘と育成を促進し、地域におけるまちぐるみの支え合いの取組みを進めていく必要がある。

B まちの活力の向上・魅力の発信

本市の人口は、今後もしばらくは伸びが継続と推計しているが、緑や街並みを大切にしたい良好な住環境を守る方向性は堅持しつつ、より戦略的なまちづくりにより、これまで市民とともに作り上げ

てきた本市の個性と魅力を磨き上げ、それを内外に発信していくことで、現在の市民に長く住み続けてもらおうとともに、将来の市民につながる転入希望者を増やし、まちの活力を向上させていく必要がある。

C 安全・安心を高める環境整備

近年、全国的に地震や水害による大規模な自然災害が発生している。また、巧妙化する犯罪等に対する不安も根強く残る中、ハード・ソフト両面からの総合的な防災力の強化や防犯力の向上が求められている。あわせて、様々な分野において「安心感」を持って日々の暮らしができるよう、セーフティネットのさらなる充実を図る必要がある。

D 公共施設・都市基盤施設の再構築

住民サービスの基盤であり、さらにはまちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもある公共施設や都市基盤施設が、今後順次更新の時期を迎えることになる。再構築に必要な多額の財源を確保するために、行財政改革への不断の努力を継続しながら、市民全体でこの課題を共有し、適正な規模や水準について考えていく必要がある。

E 参加・協働のさらなる推進

地域における公共的な課題は、多様化・複雑化してきている。これらに対応するためには、様々な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い、役割を分かち合って取り組んでいく必要がある。様々な主体との連携・協働とともに、市民のまちづくりへの参加を促し、本市の市民自治のさらなる進展を図っていく必要がある。

4 重点施策

(1) 武蔵野市ならではの地域共生社会*の推進

全ての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した、継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害者をはじめ、全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。

(2) 子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制の確立

全ての子どもの個性が尊重され、健やかな成長・発達ができるよう、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子どもと子育てを応援するまちの実現を図る。そのために、様々な段階での相談支援の体制として、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携により、子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を確立し、地域社会全体で子どもと子育てを応援する施策を充実させ、子どもの「生きる力*」を育むための多様な施策を推進していく。

(3) いつでも安全・安心を実感できるまちづくりの推進

発生が予想される首都直下地震等に対応するため、多様な主体と連携して災害への備えを

拡充し、市民、来街者等の全ての生命を守る取組みを強化するとともに、建築物の耐震性の向上等により都市の防災機能を高める。刑法犯認知件数*は減少している一方、特殊詐欺*等の被害は依然として多いため、被害を未然に防止し、市民の安心感を高めていく。

(4) 豊かな文化の発展と活力をもたらす産業の振興

本市では、豊かで多様な市民文化を土台に、「武蔵野市」を特徴づける都市文化が形成されてきた。また、都内有数の商業集積地である吉祥寺を中心として、小売業、飲食業、サービス業をはじめとする産業が発展するとともに、文化の発信地としても認知されてきた。働き方や価値観の多様化が進む時代において、新たなライフスタイルを提供できるよう、さらなるまちの魅力を創出し、発展させていくため、武蔵野市文化振興基本方針に基づく施策を展開し、豊かな暮らしを支える産業を振興していく。

(5) 三駅周辺の新たな魅力と価値の創造

本市には吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅があり、それぞれの駅周辺には培ってきた文化、緑の空間を含む良好な都市景観等があり、魅力的なまちが形成されている。今後も、各駅周辺で積み重ねてきた風土や文化、活動を大切にしつつ、市民や市民活動団体、事業者等の様々な主体によるまちづくり活動の始動を支援し、地域特性を生かしたまちづくりを進める。また、市民等による自発的・自立的なエリアマネジメント*活動の展開を支援し、公共空間の社会的で文化的な価値を創出していく。

(6) 武蔵野が誇る緑を基軸とした環境都市の構築

暮らしに潤いや安らぎをもたらす緑は、本市の良好な住環境を形成する重要な役割を担っているが、維持管理の負担等から、民有地では減少傾向にある。本市の実情を踏まえながら、これからも日々の暮らしの中で緑を楽しむことができるまちづくりを推進していく。

また、地球環境は有限であり、人間の活動が地球温暖化をもたらしているという課題を認識したうえで、環境に配慮した行動を実施する必要性がより一層高まっている。クリーンセンター及び環境啓発施設エコプラザ(仮称)(注)を中心とし、環境への配慮の大切さ、日常生活と環境問題とのつながりを発信することで、市民一人ひとりの行動を促し、人と自然が調和する環境都市を構築していく。

(注)環境啓発施設エコプラザ(仮称)

第六期長期計画策定後の令和2(2020)年11月に、環境啓発施設「むさしのエコreゾート*」として開設した。

(7) 時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展

市民自治の原則は、昭和46(1971)年に策定した最初の長期計画以来、本市における市政運営の基本原則となってきた。これまで培われてきた本市の市民参加・市民自治の歴史を将来にわたり継続し、発展させていくため、市政運営のルールを武蔵野市自治基本条例*として明記し、定着させていく。

一方で、市民自治における参加者や担い手の固定化、担い手の負担感の増加等の課題があるため、若者世代の参加を促し、その活動を支援するなど、参加者の裾野を広げる取組みを新たに進める必要がある。

市と市民との「情報共有」により「市民参加」が進み、「協働」につながっていくという循環の仕組みを構築し、これまで大切にしてきた市民自治の理念を継続しつつ、時代に合った新たな手法を常に検討し、さらなる市民自治の発展を図る。

(8) 未来につなぐ公共施設等の再構築

公共施設及び都市基盤施設の老朽化に対して、限りある財源の中で、各施設の質や総量の適正化を総合的に検討し、計画的に維持・更新を進めていく必要がある。必要な公共サービスを維持し、向上させ、まちの魅力や文化の醸成を図り、新たな価値を創造していくため、多様な価値観を認め合える幅広い合意形成を図りながら、武蔵野市公共施設等総合管理計画*に基づき、公共施設及び都市基盤施設の計画的な更新と再構築を進めていく。

第4章 市政を取り巻く状況について

1 社会経済情勢等の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

第六期長期計画は、新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、日本においても感染が急速に拡大していた令和2(2020)年4月から始まった計画である。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、小中学校の長期にわたる臨時休校や、緊急事態宣言発出に伴う不要不急の外出制限、飲食店等の営業の自粛要請のほか、ソーシャルディスタンスの確保等が要請された。また、対面による会議や授業、イベントの実施、交流等も自粛・制限されるようになり、市民生活に大きな変化をもたらしたほか、地域経済にも大きな影響を与えた。

こうした変化に対応した「新しい生活様式」の定着が求められ、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、3密(密集・密接・密閉)の回避のほか、テレワークやWEB会議、オンライン配信を取り入れたイベントの実施などデジタル技術を活用した取組みが進められてきた。その一方で、社会の変化に伴う失業や廃業・倒産による生活困窮者*等の増加や、人と人との対面コミュニケーションの希薄化、まちぐるみの互助の取組みの停滞、高齢者のフレイル*の進行等が課題となった。

令和5(2023)年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へと移行した。これに伴い、人々の流れや経済活動、様々なイベント、交流等において、感染症流行前の日常への回復が期待される。また、新型コロナウイルス感染症流行の経験によって得た知見や技術を活用しつつ、今後は人流や経済活動を止めることがないよう、社会生活、経済生活の持続的な発展に向けて取り組む必要がある。

(2) 現代社会における様々な変化

変化の激しい現代社会において、市政の方向性を見定めるためには、世界や日本全国の状況をはじめとして、市政を取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、本市における地域課題や市民ニーズに的確に対応する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の流行により、一時的に人流や経済活動等が停滞した影響のほか、ウクライナ情勢等による原油価格・物価高騰の影響、近年の世界的な気候変動がもたらすあらゆる場面での深刻な影響や、急速な人口減少と少子高齢化、また国が示した自治体DX*(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画を踏まえたデジタル化の動きが急速に進むことで起こる様々な社会の仕組みの変革等、第六期長期計画策定後に大きな変化があった。そして、今後もこれまで経験してこなかった新たな事象が起こる可能性がある。

今後発生する諸課題に対し、専門的な対応を図るだけでなく、情報共有と市民参加を進め、市民自治・市民協働を一層充実させ、課題を乗り越えていくことが求められる。

こうした背景を踏まえ、本調整計画の策定にあたり考慮すべき主な動向を以下に挙げる。

◆原油価格・物価高騰による経済の悪化

○光熱水費や食材費等の高騰による市民生活、経済活動への影響

コロナ禍の長期化により、世界規模で経済活動が停滞する中、国際的な景気の悪化は食品類や日用雑貨の製造に欠かせない原材料の価格にも影響した。また、令和4(2022)年2

月24日に開始されたロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻も、原材料価格の高騰に大きく影響した。こうした状況による光熱水費や食材費等の高騰は、市民生活や経済活動へ深刻な打撃を与え、さらに景気を悪化させるリスクとして悪循環を生んでいる。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことも踏まえ、景気回復に向けた市民生活や経済活動を支える取組みが求められる。

○生活困窮者*、家計急変者*の増加

新型コロナウイルス感染症流行の影響に伴う失業や収入の減少により、家計が急変し、生活に苦しむ人が増加した中で、引き続き物価高騰等の影響により、経済的に困窮する人がさらに増加するおそれがある。そうした生活困窮者*や家計急変者*に対し、これまでも臨時特別給付金の支給による支援を進めており、令和5(2023)年度においても、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した支援が行われている。今後、いかなる対応が必要か注視していく必要がある。

○調達不安による公共工事の遅延等

原材料価格高騰に起因する資材不足が公共工事における入札不調や工期の延長等の影響を与えている。公共工事の遅延は、様々な市民生活への影響に直結することが懸念されるため、適切な工期確保かつ確実な工事履行に向けた取組みが必要である。

◆地球環境問題の深刻化

○自然災害被害の甚大化(風水害・猛暑・地震)

地球温暖化の進行に伴い、全国的には台風や豪雨の規模や頻度が増大化しており、川の氾濫や土石流、がけ崩れなどの風水害・土砂災害の発生が各地で後を絶たない。都市部においては、人口や建築物が集中し、ライフラインや交通機関等が高密度に整備されているため、大規模震災等が発生した場合の家屋や高層建築物の倒壊、大規模な火災の発生が予想されるほか、集中豪雨が発生した場合の道路冠水や浸水等の発生が予想される。また、年々気温の上昇が著しく、屋外活動における熱中症の救急搬送も増加している。

○環境の変化による資源確保への影響

地球温暖化が進むことで、気温上昇や異常気象による農業生産量の減少や、海洋生態系の損失による水産資源不足など、食料を確保するうえで多くの影響を受けることが予測される。また、発展途上国の経済成長と人口増加により、世界的には今後エネルギー消費量の大幅な増加が見込まれ、燃料資源や鉱物資源の資源獲得競争も激化すると懸念されている。限りある資源を効率的に利用することで、持続可能な社会を構築することが求められる。

○脱炭素社会の実現に向けた取組み、再生可能エネルギーの導入

地球温暖化への対策については、これまでも世界的に取り組まれてきたが、温室効果ガスの排出量は引き続き増加傾向にあり、世界の平均気温も上昇している。平成27(2015)年に「パリ協定」が採択されたことを契機に、我が国においても平成28(2016)年度に地球温暖化対策計画が策定され、令和2(2020)年には2050年カーボンニュートラル*宣言が表明され、温

室効果ガス排出量の削減目標(2050年ゼロ、2030年度46%)の達成に向けた施策が展開されている。また、太陽光や風力、バイオマスといった再生可能エネルギー導入の推進が求められる。

◆少子高齢社会の進行

○人生100年時代*

長寿化により、100歳までの人生は当たり前になる時代がくると言われている。この長い人生を充実させるためには、従来の年齢区分を前提とした発想ではなく、教育・学習機会の充実、性別役割分業意識を前提としない多様な働き方の実現、経験や社会関係などの無形資産の重要性が指摘されている。そこで、年少期から学齢期、成人期を経て高齢期に至るまで生涯にわたって活躍できる場を持ち、活躍するための能力や資産、健康を維持、向上させることが何歳になったとしても大切となる。政府は平成30(2018)年6月に「ひとづくり革命基本構想」をまとめ、幼児教育・高等教育の無償化、大学改革、リカレント教育(学び直し)、高齢者雇用促進の政策の実施を明記している。

○労働力不足

平成24(2012)年以降増加が続いていた日本の労働力人口(15歳以上で働く意思と能力がある人の合計で、失業者も含む)は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2(2020)年で減少し、それ以降、微増微減の状況にある。特にコロナ禍においては、宿泊業・飲食サービス業での就業者の減少が大きく、また、建設業においても減少が見られた。そのような中でも医療・福祉やIT人材へのニーズは高まっているが、日本の総人口は平成23(2011)年以降減少を続けており、人手不足が懸念される。今後も生産年齢人口(15歳以上65歳未満の人の合計)の減少が続く中、女性や高齢者・外国人・障害者など誰もが働きやすい環境を整備し、必要な労働力を確保するとともに、AI*等のデジタル技術を活用した労働生産性の向上が求められている。

○働き方改革

官民をあげて、多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた取り組みが行われている。平成30(2018)年に働き方改革関連法が成立し、平成31(2019)年4月から順次施行され、時間外労働の上限規制や正規雇用と非正規雇用の不合理な待遇差の禁止など、一連の制度改正が進められている。また、令和6(2024)年度より時間外労働の制限が運送・物流、建設業等にも適用される。

○親や子を支える家族の不在や支援の不足(8050問題*、ヤングケアラー*問題)

ひきこもり*の子の生活を高齢の親が支える8050問題*や、家族にケアを要する人がいる場合に、18歳未満の子どもが大人の担うようなケア責任を引き受け、家事等を行っているヤングケアラー*問題が社会問題となっている。こうした家族を支える当事者への相談支援体制や、分野横断的な連携によって支援する体制の構築が必要である。

◆自治体DX*とデジタル技術の進展

○行政手続のオンライン化

デジタル技術の急速な発展や、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として実施したオンラインによるサービス提供、テレワーク等の働き方の導入などにより、社会全体が急激に変化している。行政手続においても、従来からの対面重視、紙面による申請手続きから、オンライン相談やオンライン申請など、窓口へ来庁することなく行える手続きが増えており、市民サービスや業務生産性の向上につながっている。

○AI*、RPA*等のデジタル技術革新

AI*やRPA*等のデジタル技術の進展に伴い、自動翻訳や自動車の自動運転など、労働力不足を補うことが期待されるほか、定型的な事務処理業務を自動化するなど、業務の効率化や働き方改革における対策としても期待される。また、直近においてはChat GPTなどの生成AI*の活用が増加しており、幅広い分野での業務変革が期待される一方で、個人情報の保護や生成物の著作権の侵害等、急速なスピードで発展するデジタル技術の適切な活用が課題にもなっている。

○マイナンバーカードの普及及び活用

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として、平成28(2016)年1月1日より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されて以降、マイナンバーカードの交付や各種証明書のコンビニ交付、マイナポイントの付与、健康保険証としての利用など、様々なサービスが展開されている。マイナンバーカードの交付率は、令和5(2023)年4月末時点で69.8%となっており、マイナポイントが開始された令和2(2020)年より交付率は急激に伸びている。一方で、公金受取口座の誤登録や健康保険証の紐づけ誤り、住民票発行のシステム不備など、個人情報の取扱いやシステム運営における課題が浮き彫りとなり、市民に不安を抱かせる事態となっている。あわせて、マイナンバーカード発行後、有効期間終了時までには更新手続きを行わない場合、健康保険証をはじめとする各種サービスを利用できなくなる問題が想定される。

○キャッシュレス化の進展

クレジットカードやICカードなどの電子マネー、スマートフォンでの二次元バーコード決済など、現金を使わずに支払いをするキャッシュレス化は、新型コロナウイルス感染症対策を契機に急速な進展を見せている。平成27(2015)年で18%だった日本のキャッシュレス決済比率は、令和4(2022)年では36%まで伸び、政府が掲げている令和7(2025)年に40%とする目標に迫っているが、他国と比較するとまだ遅れている状況にある。キャッシュレス化の進展により、市民生活での利便性向上、現金管理のコスト削減と業務効率化などの効果が見込まれる一方で、キャッシュレスに慣れていない人や事業者への支援のあり方が課題になっている。

◆国際社会の動向

○新型コロナウイルス感染症の流行

新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し、日本においては74,694人(令和5(2023)年5月7日時点)(注)もの尊い命がこの感染症によって奪われた。先行きの見えない不安の中、

様々な制限や自粛による感染対策が行われ、人流や経済活動が停滞し、社会生活に大きな変化がもたらされた。一方で、ワクチン開発による感染対策やデジタル技術を活用した新たな取組みなど、この経験により得た知見や技術もある。感染症法上の位置付けが5類へ移行した後においても、流行を繰り返すウイルス自体がなくなったわけではないため、この経験を生かした今後への備えが必要である。

(注) 日本における新型コロナウイルス感染症による死者数

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の感染者数や死者数等のデータをホームページで公開しているが、感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、令和5(2023)年5月7日分のデータが最終集計値となっている。

○ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻が令和4(2022)年2月24日に開始されてから1年以上が経過し、今もなお多くの尊い命が奪われ、多くの破壊行為が続いている。同時に、原材料価格の高騰を引き起こし、世界経済への影響を与えている。一日も早い終戦と平和が訪れることを望むとともに、長期化が予測されていることから、グローバルな社会経済等への影響を注視する必要がある。

○SDGs*達成への取組み

SDGs*(持続可能な開発目標)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するため、貧困や教育、エネルギーなど17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを目指している。SDGs*は発展途上国だけでなく先進国も対象となり、また企業やNGO(非政府組織)も対象となる普遍的な目標である。自治体が抱えている課題解決や、持続可能なまちづくりの手段としてSDGs*の導入が始まり、企業においても社会的価値の向上、ビジネスチャンスや新たなパートナーシップにつながるため、SDGs*の達成を目指した取組みが広がっている。

◆国の動向

○全世代型社会保障の構築

全世代型社会保障とは、全ての世代にとって安心できる社会保障であり、年齢に関わりなく、全ての国民がその能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。本格的な「少子高齢化・人口減少時代」に対応するため、戦後70年以上の歴史の中で、国民生活の安定や経済社会の発展に大きく貢献してきた日本の社会保障の全体像をいま一度俯瞰し、その再構築を図ることが求められている。

○こども基本法の施行及びこども家庭庁の創設

日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とし

て、令和5(2023)年4月1日にこども基本法が施行された。同時に、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組み・政策を社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、その司令塔としてこども家庭庁が設置された。こどもや子育て当事者等の意見を政策立案に反映する仕組みの導入など、こども政策をさらに強力に進めていくための取組みや体制強化が図られている。

○認知症基本法の制定

令和5(2023)年6月14日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立した。この法律では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、国や地方公共団体が認知症施策を策定・実施する責務を有し、また、国民も認知症に関する正しい知識や理解を得ることを求めている。そこで、認知症の人や家族等の意見を聞きながら、認知症の人とともに生きる共生社会の実現に向けた体系的な施策の立案と実践が求められている。

○デジタル庁の設立

日本のデジタル社会形成の司令塔として、令和3(2021)年9月1日にデジタル庁が設立された。未来志向のDX*を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを一気呵成で作り上げることを目指している。徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDX*を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取組みが進められている。

○為替の急激な変動

新型コロナウイルス感染症の流行は、世界経済の不安定さを生み、為替相場にも影響を与えた。急速な円安により、食料品や衣類、機械類やエネルギー資源などの輸入コストが上がり、家計へ大きな影響を与え、その状況は今もなお続いている。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へ移行したことに伴い、国内経済の回復が期待される一方で、ウクライナ情勢等による不安定さは今後も続くものと見られ、国民生活への影響が懸念される。

○外国人材受入れ制度の拡大

少子高齢化や労働力人口減少の進行に伴い、日本における人手不足は顕著であり、その状況を改善するため、外国人労働者の受入れは必要不可欠である。政府は令和4(2022)年6月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」や「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を示し、外国人材を積極的に受け入れる姿勢を示している。

○インバウンド*の再上昇

政府が観光立国を目指す方針を打ち出して以降、日本を訪れる外国人旅行者(インバウンド*)は、令和元(2019)年には過去最多の3,188万人となった。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催によるさらなる増加が期待されたものの、新型コロナウイルス感染症の流行により、同大会は延期となったほか、感染症対策としての入国制限等の影響により、外国人旅行者

は激減した。一方で、令和4(2022)年10月の入国緩和以降、日本を訪れる外国人は増加傾向にあり、インバウンド*が再上昇している。

2 将来人口推計

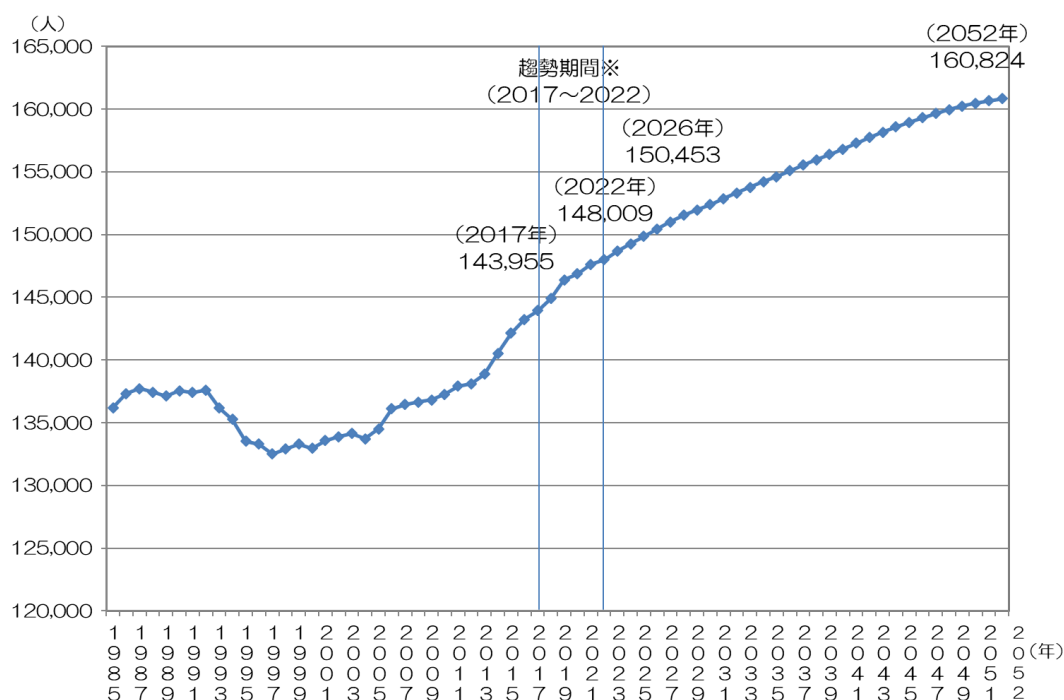
本推計は推計対象となる人口及び世帯数に関して、将来予想される変化を把握するために、将来推計に必要な基礎データを元に、一定の条件を設定して算出したものである。

本推計は直近の5年間(平成29(2017)年～令和4(2022)年)を人口推計の基礎となる期間(趨勢期間)として設定し、コーホート要因法*を用いて行った。なお、期間中の本市の総人口は約4,000人増加しており、その増加傾向を踏まえた推計値となる。また、あらゆる推計に共通する課題として、推計時を起点とし先の将来の推計値ほど、推計値と将来の実績値が乖離していく可能性が高くなる傾向にある。本推計では推計値の確度の維持を図るため、4年ごとの推計実施と、人口が推計値から一定の基準(総人口の1%程度)以上乖離した状況が1年間続いた場合には、推計の見直しを行うこととしている。

本市の総人口は、直近の5年間(平成29(2017)年～令和4(2022)年)で約4,000人増加し、令和5(2023)年1月1日時点で約14万8,000人である。令和4(2022)年に本市で実施した将来人口推計によると、直近の増加傾向を踏まえ、令和8(2026)年には15万人を突破し、令和34(2052)年には約16万1,000人になると推計した。

そのうち、日本人人口は、現在の約14万5,000人から、令和34(2052)年には約15万7,000人になると推計し、外国人人口は、現在の約3,000人から、令和34(2052)年には約4,300人になると推計した。

■将来人口(総人口)

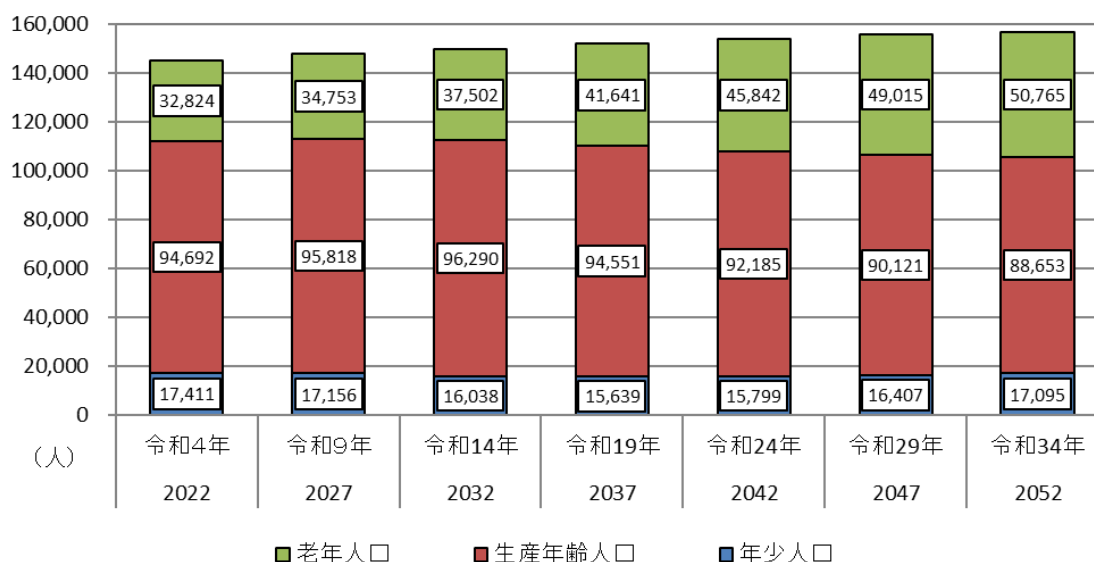


資料)武蔵野市の将来人口推計(令和4(2022)年～令和34(2052)年)

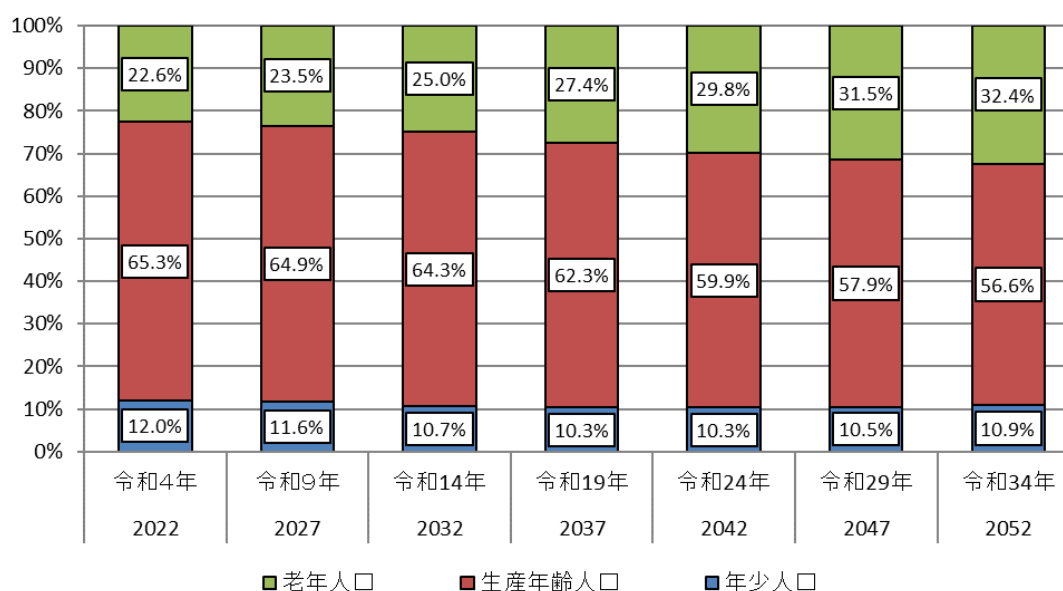
※趨勢期間:この期間の出生、死亡、移動等の人口の変動要因に基づいて将来人口を推計する。人口推計の基礎となる期間。

日本人人口の内訳を年齢3区分人口で見ると、老年人口は増加傾向が続き、令和4(2022)年に22.6%の老年人口比率(高齢化率)は、令和34(2052)年には32.4%に達し、特に後期高齢者の割合が増加することが見込まれる。一方、年少人口比率は、令和4(2022)年の12.0%から、増減を経て、令和34(2052)年には10.9%になると見込まれる。また生産年齢人口比率は、令和4(2022)年の65.3%から、令和34(2052)年には56.6%まで低下すると見込まれる。

■将来年齢3区分人口（日本人人口）



■将来年齢3区分人口比率（日本人人口）

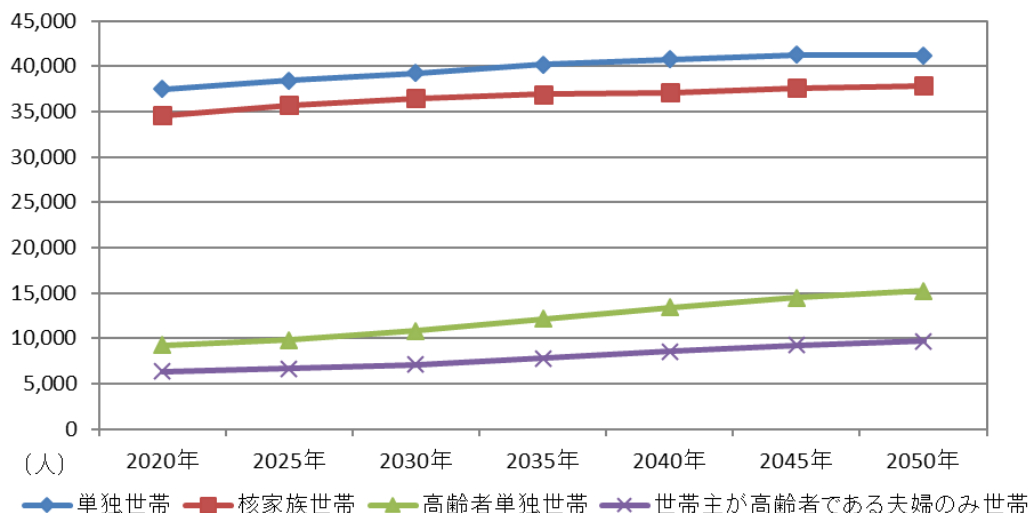


参考1) 令和34(2052)年の全国値: 老年人口比率37.9%、生産年齢人口比率51.6%、年少人口比率10.5%
(国立社会保障人口問題研究所における平成29(2017)年推計)

参考2) 年少人口は0歳から14歳まで、生産年齢人口は15歳から64歳まで、老年人口は65歳以上の人口を表す。

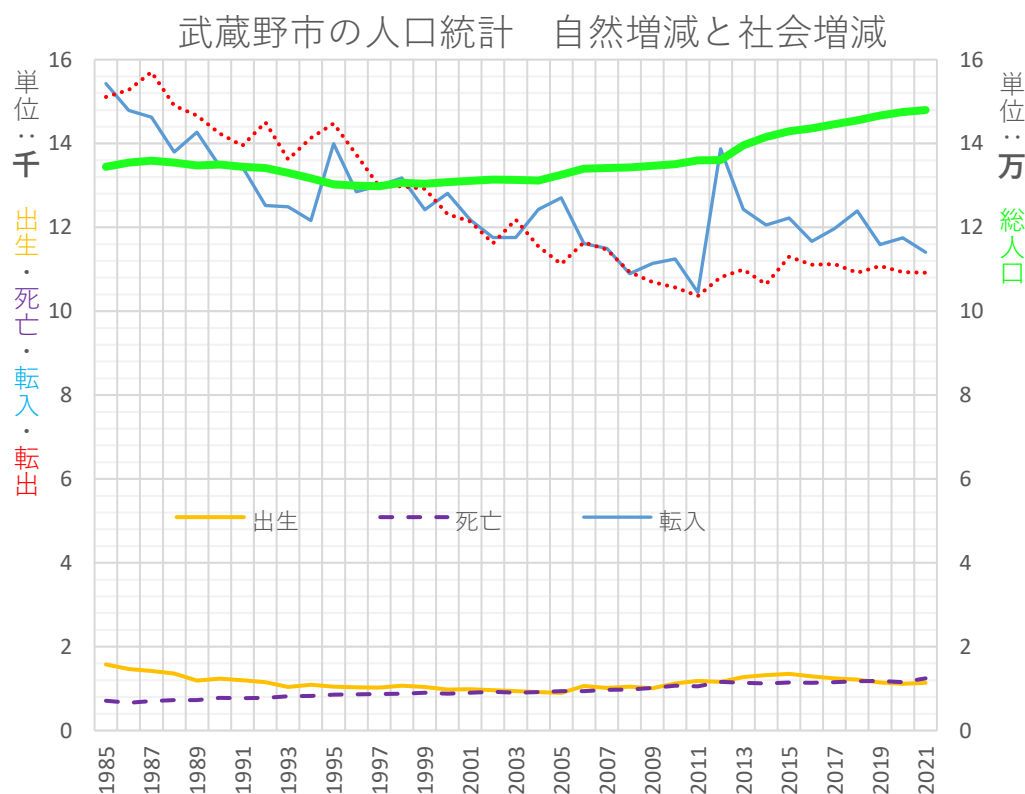
世帯については、単独世帯、核家族世帯ともに、数は増加するものの比率は横ばい、もしくは、やや低下傾向となる。一方、高齢者単独世帯及び世帯主が高齢者である夫婦のみ世帯の数及び比率は、増加が続くと見込まれる。

■家族類型別世帯数の将来見通し



令和2(2020)年以降に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東京都の人口が減少に転じるなど、都市部の人口推移においても大きな変化が生じ、本市においても引き続き注視が必要である。全国的には人口減少が始まっている中で、今回の将来人口推計では今後30年間で人口は微増するという推計が出ている。国における人口増減の主な要因は自然増減(出生数と死亡数の差)となっているが、本市における人口増減の主な要因は社会増減(転入者数と転出者数の差)となっている。なお、本市における転出入の動向としては若年層が多く転入し、その後も市内に留まっている状況がみられ、このことが人口増につながると考えられる。

この傾向が今後も維持されることで、老年人口が増加する中でも、生産年齢人口の割合が全国と比較して高い状況を維持できることが今回の将来人口推計から示唆される。

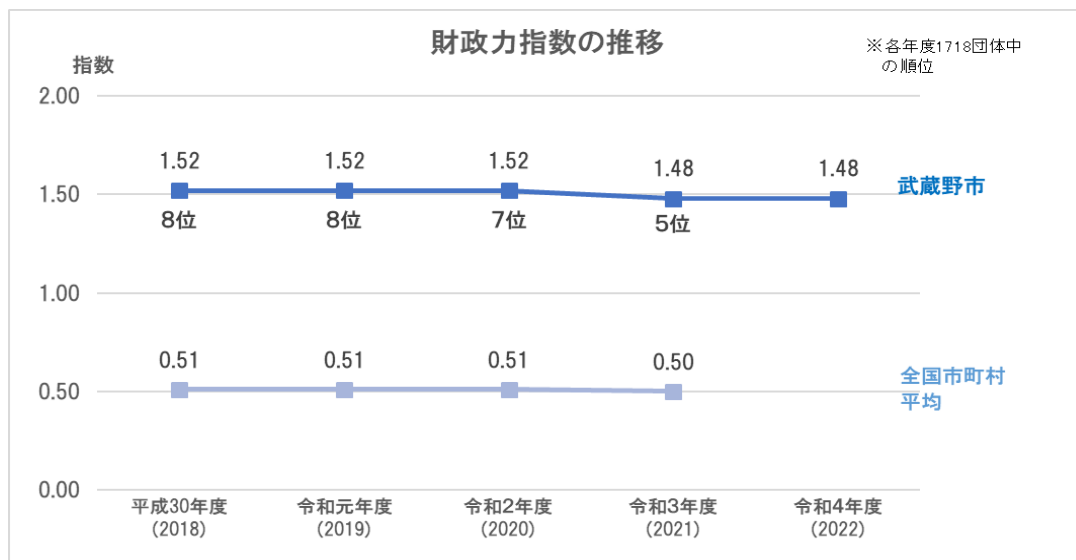


※出生、死亡、転入、転出は各年12月末日基準。総人口は各年4月1日基準。

3 財政状況の概要(詳細は「第7章 財政計画」を参照)

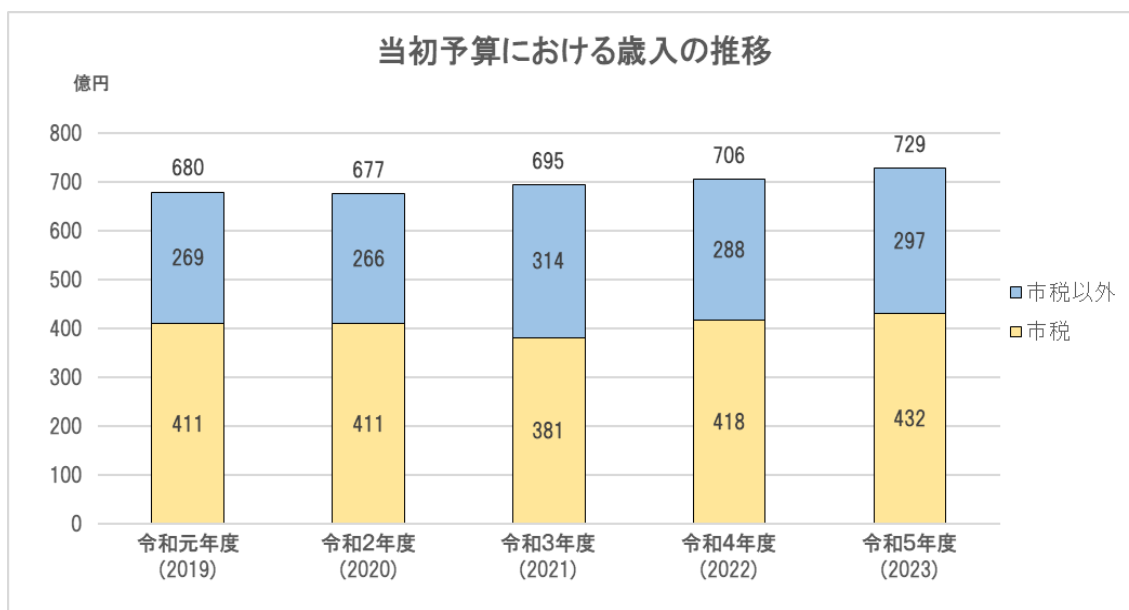
(1) 財政の現状

本市は、住民の高い担税力に支えられ、幅広い市民参加・協働の取組みによって様々な施策を実施するとともに、公共施設や都市基盤施設のハード面も、質・量ともに高い水準で整備を行ってきた。財政状況を示す指数である財政力指数*は令和4(2022)年度において、1.48(過去3か年平均)となっており、全国の市の中においても、トップクラスの財政力を有している。

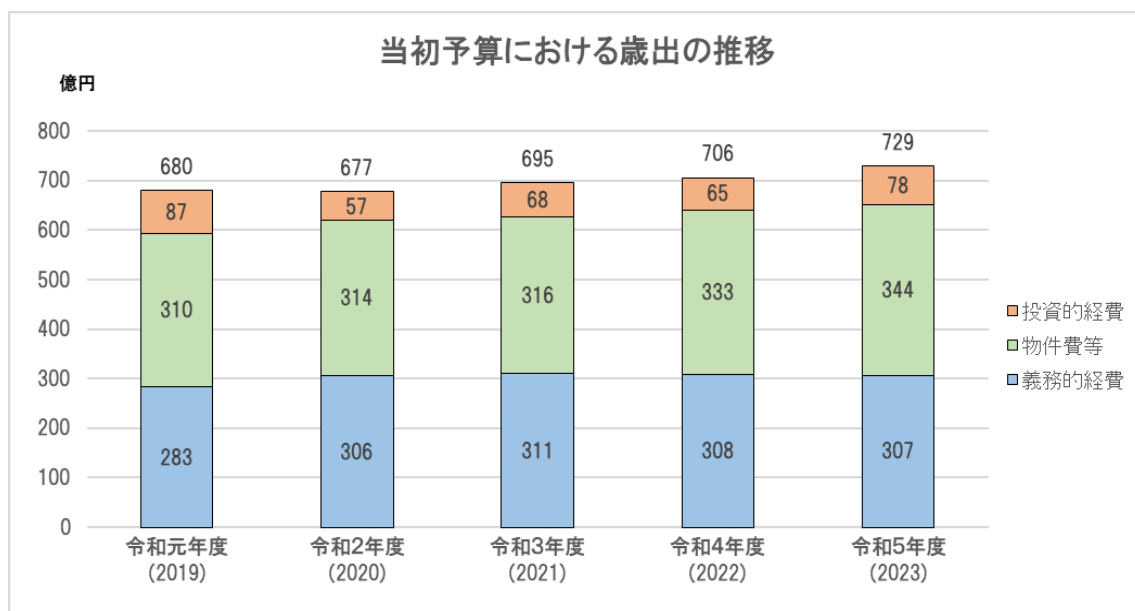


※令和4(2022)年度の全国市町村平均は未公表

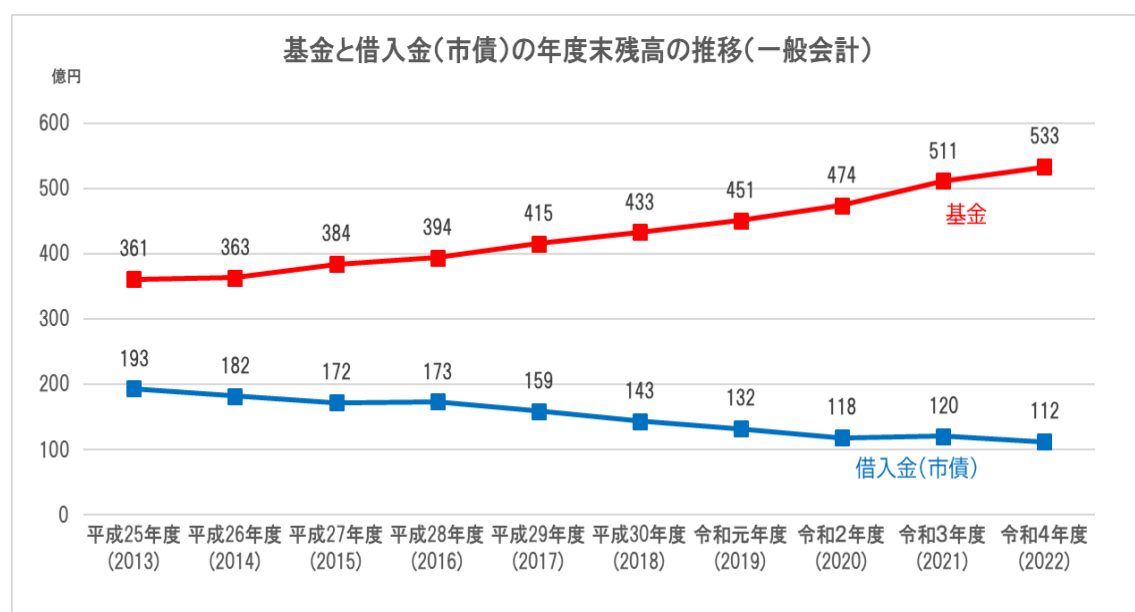
過去5年間の当初予算は、677 億円から 729 億円の間で推移している。歳入全体の約6割を占める市税は、納税義務者の増による個人市民税の増、地価の上昇による固定資産税の増などにより、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までで 21 億円、5.1%増となっている。また、市税以外の歳入については、地方消費税交付金をはじめとした税連動交付金等*の増、保育所運営や新型コロナウイルス感染症対応に係る国・都支出金の増などにより 28 億円、10.4%の増となっている。



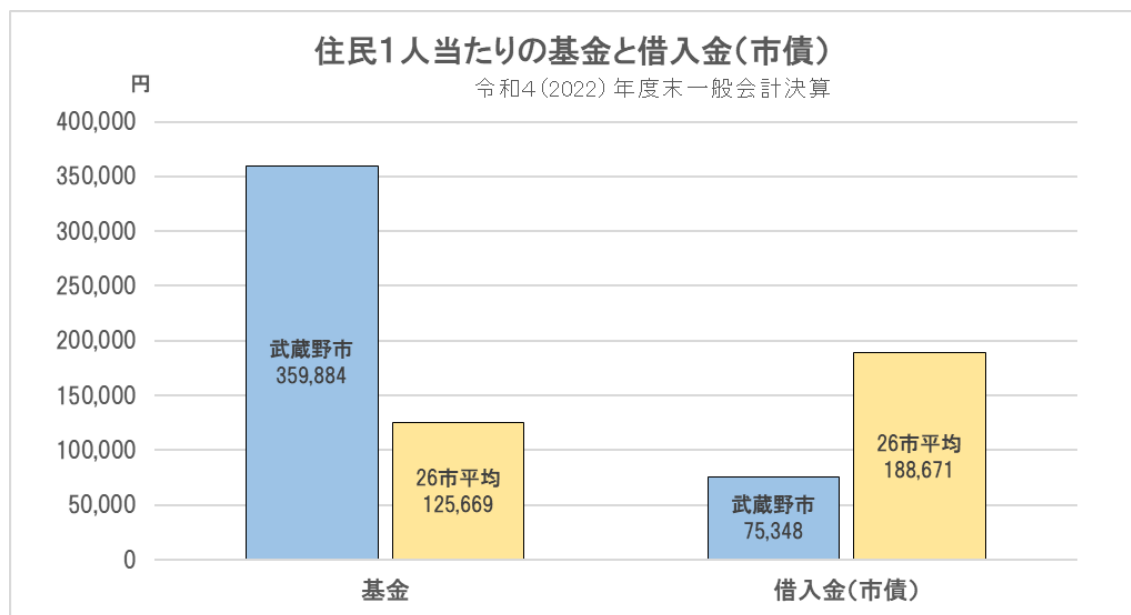
歳出では、義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費*及び公債費*は令和5(2023)年度当初予算では、約 307 億円となっており、歳出全体の4割強を占めている。義務的経費全体で、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までで 24 億円、8.5%の増となっており、このうち保育所等運営委託・給付事業や障害者自立支援給付等事業などに係る扶助費*の増が 18 億円を占めている。義務的経費以外では、消費税率の改正や物価高騰、国事業に基づく新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の増などにより、物件費が大きく伸びており、5年間で 34 億円、11.0%の増となっている。



本市の基金残高は、令和4(2022)年度末には一般会計で533 億円となっており、平成25(2013)年度と比べ 172 億円の増加となっている。借入金については、令和4(2022)年度末で、一般会計で112 億円となっており、平成25(2013)年度に比べ 81 億円減少している。これらは、今後の大規模な公共施設の更新投資を見据え、市として着実な準備を進めてきたことによるものである。



住民1人当たりの基金と借入金(市債)の額(令和4(2022)年度決算)は、基金が 359,884 円となり、借入金(市債)が 75,348 円となっている。多摩地域 26 市の平均(基金 125,669 円、借入金(市債)188,671 円)と比較しても良好な状態である。



(2) 財政見通し

歳入については、今後、地価上昇による固定資産税等の増、地方消費税交付金をはじめとした税連動交付金等*の増が見込まれる。一方、歳入減の要因としては個人市民税に対するふるさと納税制度の影響が挙げられ、令和4(2022)年度の影響額は 11 億 4,300 万円にものぼっている。今後も制度の利用が拡大すると見込まれることから、危機感を持って注視していく必要がある。

歳出では、引き続き物件費の増加が見込まれるほか、今後、学校施設の更新や公共施設の老朽化への対応等により多額の投資的経費*が必要となる。なお、昨今の物価高騰の影響は投資的経費*をはじめとした事業費全体を大きく押し上げることになるため、今後の動向を注視する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢、またそれらに起因する物価高騰など、これまで以上に社会情勢の変化が著しく、不確実性が増している。市民福祉の向上のためには、継続的な行財政改革の取組みや基金、市債の活用などによる持続可能な財政運営が求められる。

4 第六期長期計画(令和2(2020)年度～)の取組み状況

第六期長期計画の目指すべき姿「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」の実現に向け、全ての領域において新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、その中で着実に各事業を推進している。

(1) 分野別の実績

■健康・福祉

令和4(2022)年度から、毎年9月の「認知症を知る月間」を発展させ「健康長寿のまち武蔵野推進月間」として幅広く認知症及びフレイル*予防の普及啓発を行うなど、健康寿命*の延伸に寄与

する取組みを着実に進めている。

8050問題*やひきこもり*等多様かつ複合的な課題を抱える人からの相談窓口として、令和3(2021)年度に福祉総合相談窓口を開設した。分野横断的に関係機関と連携しながら、包括的・継続的な支援に取り組んでいる。

(公財)武蔵野市福祉公社*においては、コロナ禍により急増した生活困窮者*自立支援事業の相談に対応し、安定した生活を送ることができるように包括的な支援を行った。また、高齢者世帯において、介護者が新型コロナウイルスに感染した場合等に、感染症対応レスキューヘルパー(感染症対応緊急訪問介護)を派遣し、身体介護や生活援助のサービスを提供し、コロナ禍におけるセーフティネットとして中心的な役割を担った。

(社福)武蔵野市民社会福祉協議会*においては、コロナ禍の影響を踏まえ、生活福祉資金貸付制度において、対象を従来の低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により日常生活の維持が困難になった世帯に対して、償還免除の特例を設けた特例貸付を実施し、日常生活の継続を支援した。

地域包括ケア人材育成センター*において、人材育成、研修・相談、就職支援、事業者・団体支援の4つの事業を柱として福祉サービスを担う人材の確保と育成や質の向上を推進している。令和2(2020)年度から、介護職などの人材確保のため、市内の介護施設や障害者施設などに就職する人に対し、介護職・看護職Reスタート支援金*を支給している。

一定期間を経て老朽化した施設の更新を計画的に進めており、開設から35年が経過した保健センターにおいては、総合的な保健サービスを持続的に提供するとともに、新たな感染症や災害時医療への対応などの機能強化を図るため、保健センターの増築及び大規模改修を行い、保健衛生機能の充実と、子どもと子育て家庭への支援施設を含む複合施設化について検討を行っている。また、高齢者総合センターや障害者福祉センターについても計画的に更新を進めている。

令和2(2020)年度には、桜堤ケアハウスデイサービスセンターの機能転換を図り、医療的ケア児*などを対象とした放課後等デイサービス*パレットを開設するなど、新たな福祉サービスの基盤整備等についても着実に進めている。

■子ども・教育

現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、市、市民、保護者及び育ち学ぶ施設の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的として、令和5(2023)年4月1日から武蔵野市子どもの権利条例が施行された。

妊娠期から子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を確立するため、令和3(2021)年4月に、子育て世代包括支援センター*を設置し、児童発達支援センター*、教育支援センター*とともに全ての子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携して包括的な支援を推進している。

保育施設の整備として認可保育所の新規開設や認証保育所の認可化により、令和2(2020)年4月から3年連続で待機児童数ゼロを維持している。

全ての子どもの保健を向上させ、子育て家庭の経済的負担を軽減して必要な医療を安心して受けられる環境を整備するため、子どもの医療費助成制度について、令和3(2021)年度から段階的に拡充し、令和4(2022)年度は0歳から18歳までの全ての期間において、所得制限・自己負担

のない本市独自の子どもの医療費助成制度が確立した。

市立小中学校においては、児童生徒に一人1台整備された学習者用コンピュータを活用した授業の実施、市講師*の配置拡充などによる授業の質の向上や教員の働き方改革、学校改築事業などを着実に進めている。また、不登校児童生徒の多様な学びの場として、令和2(2020)年度にむさしのクレスコーレ*を開設した。

■平和・文化・市民生活

戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に継承していくため、映画上映や絵本・紙芝居の朗読などの市民向けイベントや、青少年平和交流派遣事業を実施し、平和啓発の取り組みを進めた。

多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築を目指し、パートナーシップ制度*を令和4(2022)年4月に開始した。

日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を積極的に図るため、令和3(2021)年度に実施した外国籍市民意識調査の結果を踏まえ、武蔵野市多文化共生*推進プランを策定した。

国や東京都の防災計画の修正内容や新型コロナウイルス感染症の対策等を踏まえ、国土強靱化地域計画や震災復興マニュアルなどとの整合を図りながら、武蔵野市地域防災計画の修正を行った。

武蔵野市コミュニティ構想*の公表50周年を記念し、令和3(2021)年12月にシンポジウムを実施した。

中央図書館の運営体制については、武蔵野市の「知」を支える政策立案拠点としての役割を果たすため、今後も市が直接管理運営していく方針を定めた。

芸術文化・スポーツ・生涯学習の効果的な事業連携による市民サービスの向上を図るため、(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の合併に向けた取り組みを支援し、令和4(2022)年4月に(公財)武蔵野文化生涯学習事業団*が発足した。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は原則無観客で開催されたが、市では新型コロナウイルス感染拡大防止の配慮を行いつつ取り組みを進めた。また、大会を契機に様々な分野にわたる行動計画に基づいた取り組みをレガシー*として残し、豊かな市民文化の醸成を着実に進めている。

産業の振興を図る施策の一つとして、事業者間の相互連携と新たな事業展開を促進するCO+LAB MUSASHINO(こらぼむさしの)*を実施した。

■緑・環境

環境問題を自分ごととして捉え、考え、行動していく市民の学びや行動を支える総合的なネットワーク拠点として令和2(2020)年11月に環境啓発施設むさしのエコreゾート*を開設した。

また、本市の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための第五期武蔵野市環境基本計画や関連する武蔵野市地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、令和3(2021)年2月には「2050年ゼロカーボンシティ*」を表明し、温室効果ガス排出実質ゼロを目指している。令和4(2022)年度には、市民が地球温暖化対策について主体的に議論する場として気候市民会議*を開催した。

受動喫煙防止に向け、三軒圏に閉鎖型喫煙所を設置するとともに、環境美化を図るための啓発

に取り組んでいる。

公園緑地については、森林環境譲与税*を活用した遊具の更新や公園のリニューアルなどに取り組み、既存資源(ストック)を活用した魅力ある整備を推進している。

■都市基盤

武蔵野市の目指すべきまちの将来像を明確にするとともに、今後のまちづくりの方向性を示すため、社会経済情勢の変化や法令の改正などを踏まえ、令和3(2021)年度に武蔵野市都市計画マスタープラン*2021として改定した。

市内の大型・小型街路灯のLED化を完了させ、照度アップによる安全・安心の向上及び環境負荷の低減を図った。

武蔵野市下水道総合計画及び使用料手数料の見直しを行い、健全化に取り組んでいる。また、今後の老朽化対策事業の急激な増加に対応するため、長期包括契約方式*(包括的民間委託)の試行実施を決定し、執行体制の整備を進めている。

令和3(2021)年度に武蔵野市バリアフリー基本構想*2022として改定し、全市的なバリアフリー水準の底上げや重点的な整備が必要な3駅及び市役所周辺のバリアフリー化の推進を図った。

令和2(2020)年度に武蔵野市第四次住宅マスタープラン*として改定し、質の高い住まいや住環境づくりなどの住宅施策を総合的かつ体系的に推進した。

三鷹駅北口街づくりビジョン*に掲げる目指すべき街の姿の実現に向けた取組みのうち、主に交通環境に関わる施策についての課題とその解決に向けた考え方をとりまとめた「三鷹駅北口交通環境基本方針の策定に向けた考え方」を公表し、市民、事業者等との課題共有、今後の方針の意見交換を行っている。

■行財政

市民自治の理念等を未来へ継承し、発展させていくことを目的とした自治基本条例*(令和2(2020)年4月施行)に基づき、市民参加の手続きを制度化・体系化し、新たな行政評価制度案を作成した。

また、多様な市民ニーズをより適切かつ効率的に把握するため、市政アンケート*と市民意識調査*を隔年で実施している。

第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画*や武蔵野市公共施設保全改修計画*を策定し、学校施設をはじめとする公共施設等の計画的な維持・更新に取り組んでいる。

第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針を策定し、分野を超えた視点から既存の事業・施策の必要性や優先度を検証し、中止や廃止も含めて効率的に事業の見直しを行う新たな仕組みを構築した。

保育士の採用再開やエキスパート(長期的専任職)*の専任分野拡大など、職員の専門性の強化を図ったほか、時差勤務やコロナ禍におけるテレワークの実施など、多様な人材の確保・育成や組織の活性化に取り組んだ。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響への取組み

第六期長期計画は感染症対策についても記載していたものの、新型コロナウイルス感染症ほど大規模かつ長期にわたる感染症の到来を想定していたものではなかった。そこで本市では、第六

期長期計画の理念を踏まえながら、令和2(2020)年1月31日に武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以来、感染症対策に関する基本的な考え方や6回にわたる対応方針を策定してきた。PCR検査センターの設置や新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施のほか、自宅療養者支援センターの開設など、様々な感染拡大防止対策に取り組んできた。また、令和3(2021)年度の都市計画税の減税のほか、商店会活性出店支援金やくらし地域応援券事業など、市独自の取組みによる様々な経済支援や生活支援等を進めてきた。

◆主な感染症対策

- ・武蔵野市PCR検査センターの設置
- ・感染症指定及び救急医療機関支援補助金
- ・高齢者及び障害者施設における利用者・職員を対象としたPCR検査費用助成
- ・接待を伴う飲食店の従業員を対象としたPCR検査の実施
- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業
- ・自宅療養者支援センター開設
- ・新型コロナウイルスワクチン個別接種・高齢者接種・障害者接種支援
- ・小中学校感染防止対策(消毒業務)

◆主な市民生活支援

- ・ひとり親世帯等への臨時給付金
- ・市税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金・下水道使用料等の支払い猶予
- ・武蔵野市くらし地域応援券事業
- ・国民健康保険税・介護保険料の減免
- ・子ども子育て支援特別給付金
- ・学習者用コンピュータの活用
- ・就学援助費支給対象者の臨時的拡大
- ・生活困窮者*住居契約更新料給付金
- ・生活困窮者*特別就職支援金

◆主な経済活動・事業者支援

- ・感染拡大防止中小企業者等緊急支援金
- ・テイクアウト・デリバリー支援事業
- ・中小企業者等テナント家賃支援金
- ・商店会活性出店支援金
- ・感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金
- ・事業者支援「ほっとらいん」の開設
- ・武蔵野市くらし地域応援券事業【再掲】
- ・令和3(2021)年度都市計画税の減税

◆その他の支援・対策

- ・文化施設の使用料減額

- ・文化施設使用料減額による芸術文化関係者・アーティスト支援
- ・文化施設・生涯学習施設等の利用キャンセルに伴う使用料全額返還
- ・庁内におけるWEB会議システムの活用 等

第5章 調整計画全体に関わる視点

第六期長期計画（令和2（2020）～11（2029）年度）のこれまでの取り組み状況や社会情勢等の変化を踏まえ、本調整計画の策定にあたって全体を貫く基本的な視点として、以下の5点を挙げる。

1 時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展

本市が半世紀にわたって培ってきた市民自治の理念は、本市の市政運営の根幹であり、これまでも長期計画を軸として市の政策・施策に広く及んできた。市民が主体となって自らのまちを築き運営していく市民自治の考え方は、本市の市民参加によるまちづくりやコミュニティづくりに大きく寄与してきたが、時代の変化に伴い、市民の市政や地域への関わり方も変容している。従来の手法にとらわれない市民参加やコミュニティのあり方を踏まえ、現代においてさらに市民自治を発展させる視点を持って施策を展開する。

2 情報共有を重視し、市民と一体となったまちづくりへの取り組み

市民参加によるまちづくりにおいて、市民との情報共有は大前提であり、必要不可欠である。単なる情報発信で終わることなく、情報の受け手に伝わる内容・手法であるかという視点を大切にするとともに、市民同士や職員同士で情報が横に広がっていくことも含め、情報共有を重視し、市民と一体となったまちづくりへの取り組みを進める。

3 未来へつなぐ行政と市民の学び合い

本市の市民自治の理念や情報共有を前提とした市民参加の取り組みなど、そのあり方や歴史を行政と市民が理解し、認識したうえでともにまちづくりを進めていけるよう、それぞれの主体同士や相互において学び合うことが重要である。また、過去だけでなく、現在を学ぶことで新たな視点が生まれ、未来につながる取り組みが生まれる。市民活動やまちづくりへの参加につながる循環をつくり出す学びの視点を踏まえた施策を構築する。

4 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた市政運営

新型コロナウイルス感染症の流行は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えた一方で、オンラインを活用した会議やイベントの実施、テレワークによる働き方の変革など、様々な知見と技術を得る機会となった。同時に、対面によるコミュニケーションの重要性を再認識した。この経験を生かした市政運営を行っていくという視点を持ち、デジタル技術を活用したサービス提供や業務改善等を図るとともに、市民・議会・行政の対話や話し合いを重視した施策を推進する。

5 武蔵野市における自治体DX*の推進

第六期長期計画においてもICT*を活用した取り組みを掲げていたが、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、ICT*を含めたデジタル技術が急速に発展し、市民生活へ浸透していった。本市では、DX*を「市民目線で業務の見直しを行い、デジタル技術を活用し、市民の利便性と職員の業務効率を上げ、市民福祉の向上につなげること」と定義しており、変化を恐れずに自治体DX*の推進に取り組み、職員の人材育成及び外部人材の活用を進める。

第6章 施策の体系

1 健康・福祉

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

少子高齢化の進行等による社会構造や市民のニーズの変化に対応するために、武蔵野市健康福祉総合計画に基づいて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取組みを推進していく。また、まちぐるみの支え合いを着実に進めることで、本市における地域共生社会*を実現していく。

2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

地域医療の課題と取り組むべき事項を整理した武蔵野市地域医療構想(ビジョン)*に基づき、市民の生命と健康を守る病院機能の充実と市民の在宅療養生活を支える仕組みづくりを進める。

3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市がこれまで構築してきた小地域完結型の相談支援体制と地域による見守りネットワークをさらに充実させる。

4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

福祉人材の確保は喫緊の課題であるため、高齢者等の生活を支える根幹である福祉人材の確保・育成に関する総合的な施策を推進し、量の確保のみならず質の向上に重点を置いた取組みを推進していく。

5 新しい福祉サービスの整備

高齢者や障害者をはじめ誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができるよう、必要な基盤整備を計画的に進めていく。本市の地域特性にあわせた小規模・多機能・複合型を基本として、地域共生社会*に対応した多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。

この分野の施策は、一人ひとりの命を守り、誰もがいきいきと安心して住み続けられるよう、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」(武蔵野市版地域包括ケアシステム*)を着実に進めることで、本市における地域共生社会*の実現を目的とする。

全ての市民が、その年齢や状態にかかわらず、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていく。

本計画では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年を様々な問題が顕在化する通過点と捉え、介護や医療、看取りのニーズがピークを迎える令和22(2040)年を展望する。

令和22(2040)年に向けた視点として、「共生」「予防」「人材」がより重要なテーマとなる。市民一人ひとりの多様なニーズや困りごとを捉え、相談支援ネットワークの連携強化を図りつつ、地域の課題を把握し、健康・福祉から本市の地域づくりを推進する。

基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

我が国では、少子高齢化の進行、世帯構成の変化、非正規労働者の増加等、社会保障制度を取り巻く状況は厳しさを増しており、年金・医療・介護等への不安や格差の拡大、地域のつながりの希薄

化等から、将来の暮らしに関わる不安やリスクの拡大が懸念されている。本市においては、このような社会構造や市民のニーズの変化に対応するため、まちぐるみの支え合いを着実に進め、市民と行政とが一体になって、本市における地域共生社会*を実現していく。

(1) 「健康長寿のまち武蔵野」の推進

誰もが、より長く心身ともに健康で元気に暮らすことができる社会を目指して、市民一人ひとりが予防的な視点を持ち、主体的に健康づくりに取り組む活動(セルフケアの支援の推進)を支援するとともに、各種保健事業を実施する。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出の自粛、通いの場やボランティア等の地域活動の休止・縮小等により、フレイル*の進行が懸念されており、特にフレイル*のリスクが高い高齢者に向けてフレイル*及び認知症予防の普及啓発のため、「健康長寿のまち武蔵野推進月間」などの施策を推進する。健康長寿のための三要素、運動・栄養・社会参加を踏まえ、市民主体の活動とともに、民間企業やNPO等との連携、デジタル技術の活用等により、フレイル*予防事業の実施数の増加及び内容の多様化を目指す。栄養については、ライフステージや個々の状況に応じて異なる課題に対して、地域の団体や企業等と連携した事業実施や情報提供、専門職が連携して行う栄養ケアなどの食育事業を推進する。



健康長寿のまち武蔵野推進月間の様子

聴こえの問題は、高齢者の社会参加の低下や認知症の要因となることがあるため、普及啓発や相談事業などの新たな取組みを検討する。

また、趣味、文化・芸術、スポーツを通じて高齢者の生きがいづくりの主体的な活動を支援するとともに、(公社)武蔵野市シルバー人材センター*などを通じた就労機会の拡大を図る。

子どもの視力、聴力の低下や生活習慣病の低年齢化への対応も課題であり、早期に発見し対応につながる取組みや関連事業の普及啓発に努める。

(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進

社会参加が効果的な介護予防や健康寿命*の延伸につながるという考え方のもと、支える側と支えられる側という関係性を越えて、誰もが地域活動に参加しやすく、担い手にもなれるような活躍の場を広げる取組みを推進する。

コロナ禍においては、人との身体的距離をとり接触を減らす必要があったが、対面によるつながりを基本とする互助・共助の取組みを継続するため、試行錯誤を重ねてきた。

テンミリオンハウス*やレモンキャブ*をはじめとした従来の地域における互助・共助の取組みの推進に加え、いきいきサロン*やシニア支え合いポイント制度*、障害のある人の地域生活を支える多様な支援団体に対する支援などの施策の展開により、地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを

推進する。また、担い手を確保し、持続可能な事業運営を行っていくため、活動する人の負担軽減や効率的な事業運営を図りつつ、市民ニーズに対応したサービスの向上を目指す。

今後、生活支援コーディネーター*による地域の自主的な取組みの支援、地域住民が自主的に活動するための場所の確保や、運営を担う人材の発掘・育成、デジタル技術による運営の効率化、取組みの周知といった課題に対応する。

(3) 地域共生社会*の実現に向けた取組み

誰もがいきいきと安心して住み続けられる支え合いのまちを目指し、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、高齢者、障害者、子ども等といった区別なく、その人の状況に合った支援が受けられるという、全世代・全対象型の支援体制を構築し、地域共生社会*の実現に向けた取組みを推進する。

本市における包括的な相談支援体制の整備に加え、社会とのつながりをつくるための参加支援事業、地域活動の活性化を図るために世代・属性を越えて交流できる場や、居場所の確保を整備する地域づくり事業の実施など、重層的支援体制の充実に向けてさらなる取組みを推進する。

特に障害者権利条約をはじめ、障害者差別解消法*等の理念に基づき、心のバリアフリー*及び民間事業者に対する合理的配慮*の啓発等に取り組み、関係機関と連携を図りながら、障害者差別の解消に向けた取組みを推進する。

基本施策2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

市民の生命と健康を守る地域医療体制を推進するため、国が検討している医療DX*の動向等も注視しつつ、医療機関の機能及び連携の充実と市民の在宅生活を支える仕組みづくりを推進する。

(1) 生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化

かかりつけ医*となる診療所や病院等の関係機関と引き続き連携及び情報共有を図りながら支援し、まちぐるみの支え合いの仕組みづくりの理念を踏まえ、安心して暮らし続けるための地域医療体制を整備する。また、現在の社会状況等の変化を注視しつつ、吉祥寺地区の病床確保に向けた取組みを継続する。あわせて、オンライン診療や情報伝達のデジタル化等、医療DX*の推進について必要な支援をする。

医療連携訓練*等により、災害時医療体制の検証を行い、実行性を高める。保健センターの増築及び複合施設整備にて、災害拠点病院等を補完する災害対策施設として機能の向上を図る。

(2) 在宅生活を支える医療・介護の連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者や障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、在宅生活を支えるための医療と介護の連携を引き続き推進する。

(3) 健康危機管理対策の強化

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえながら、市民の生命・健康を脅かす健康被害の発生を防止し、また、被害を拡大させないよう、引き続き市民に対し適時適切な情報発信に取り組む。あわせて、健康危機発生時に備え、平常時から訓練等により医療関係機関等との連携体制の強化に努め、危機発生時の行動計画、BCP*等について適宜見直し、更新する。

保健センターの増築及び複合施設整備において、新たな感染症が流行した際にワクチン接種会場等に活用できるスペースの確保や、感染症対策衛生用品の備蓄等の機能向上を図る。

東京都多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターを感染症対策の機能を有する支所として拡充することを引き続き東京都に要望していく。

基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

悩みや課題を抱える市民に寄り添い、ともに解決を図ることは、基礎自治体の最も根源的な役割の一つである。全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市がこれまで構築してきた小地域完結型の相談支援体制と地域による見守りネットワークをさらに充実させる。

(1) 包括的な相談支援体制の充実とネットワークの強化

市民の福祉に対するニーズは、多様化・複雑化しており、制度ごとのサービス提供では対応が難しい状況にある。どこに相談したら良いのか分からない市民や、複合的な課題を抱える市民の相談窓口として開設した福祉総合相談窓口を中心に、分野横断的な課題に対応するため、関係機関と連携した相談支援体制をさらに強化する。



福祉総合相談窓口

ひきこもり*への対応には広域連携も効果的であることから、近隣自治体と協力しつつ、ひきこもり*

当事者や家族を支援する事業を充実させるとともに、地域住民の理解が進むよう普及啓発を推進する。

子育てと介護等を同時に行うダブルケア、トリプルケア*などの多様な形での介護を担う人が増えているため、社会資源を適時適切に活用した負担軽減が求められている。家族介護支援などを通じて現状把握やニーズ調査を行い、担い手を支えるための取組みを検討する。

医療的ケア児*の健やかな成長を図るため、家族からの相談支援や各ライフステージにつなぐ役割などを担う医療的ケア児コーディネーター*による相談体制の充実を図る。

妊娠期から子育ての期間においては、不安はもとより孤立しやすい環境にあり、特に乳幼児期は親の負担が大きくなりやすい状態である。専門職による個別支援の充実等、切れ目のない支援をする。また、妊娠に関する相談についても専門職による個別相談を受け付ける。

あわせて、社会情勢の変化等の中で、日常生活での悩みやストレスは増大しており、精神保健(メンタルヘルス)に関する課題を抱える市民への相談支援体制の強化についても検討する。

(2) 認知症のある人とその家族を支える取組み

認知症高齢者の割合は高齢化率を上回り増加している。これからの認知症施策は、「共生」と「予防」の取組みを一層強化し、推進する。認知症のある人が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けられるよう、適時適切な支援体制を強化するとともに、認知症のある人を支える家族への支援を引き続き行う。また、認知症に理解ある地域づくりを推進するため、市民の認知症理解の促進や地域の見守り意識

の醸成といった認知症バリアフリー*の推進に取り組む。

(3) 生活困窮者*の自立支援

様々な課題を持った生活困窮者*の相談件数は、コロナ禍となって以降高い水準で推移し、若年層等の新たな支援対象者も顕在化している。生活困窮者*の抱える課題は経済的な問題だけでなく、家族の問題、心身の問題、その他多岐にわたり、それらの問題を複合的に抱えている場合が多い。

貧困の連鎖を断ち切るために、既存の事業に加えて、多様な形での就労支援や若年層等に向けた伴走型の支援の強化等を図る。

(4) 障害のある全ての人が自分らしい生活を送るための取組み

障害のある人も、住み慣れた地域の中で生活できるよう、地域共生社会*の実現に向けた取組みを推進するため、それぞれのライフステージにおいて、個々の障害特性に応じた支援を受けることができるような相談支援体制を全市的に構築する。障害のある人の自立した生活を支えるために、ケアマネジメントを支援する相談支援事業所及び相談支援専門員への支援や、市と地域活動支援センター*の連携強化に取り組む。

医療技術の進歩や障害福祉制度の充実等により、障害が重度でも、高齢になっても地域で暮らす人が増えている。一方で、サービスを提供するための人材が質・量ともに不足していることから、様々な施策を通して障害福祉サービスにかかる事業所や支援員に対し支援をする。

障害のある人の地域生活の充実を図るために、就労や余暇活動などを含めた多面的な社会参加が促進されるように、他分野の施策との連携を図る。

(5) 権利擁護*と成年後見制度*の利用促進

今後も増加が予想される認知症、知的障害のある人等の権利擁護*のため、成年後見制度*の利用を促進する。成年後見制度*地域連携ネットワーク連絡協議会での課題の共有及び連携を推進するとともに、市民を対象とした学習会・相談会を実施するなど、制度の周知を図る。

虐待は人権侵害であり、社会の様々な場面にその危険性が潜んでいる。特に介護や支援が必要な人は深刻な被害に遭いやすいため、認知症への対応をはじめ、家族などが負担に感じる介護等への支援を充実させることにより、虐待の未然防止につなげる。また、高齢者や障害のある人等に対する虐待の早期発見と適切な援助を行うとともに、多様かつ複合的な課題を抱えている家族への適切な支援もできるよう、各関係機関との連携をさらに深める。

(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進

地域の人と人のつながりが希薄になる中で、市民が社会的に孤立しない地域づくりや仕組みづくりが求められている。特にひとり暮らしの高齢者等の増加が見込まれることから、見守りや孤立防止のための施策を展開する。



障害のある人が作成に関わった商品

また、こころの病を抱える人が増加していることから、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、こころの健康づくり庁内連携会議や健康福祉施策推進審議会*等において、自殺防止に関する各施策の点検及び評価を行うとともに、自殺の特徴や動向を把握しながら、各施策を展開する。

(7) 災害時に支え合える体制づくりの推進

災害時に一人で避難することが困難な要介護者や障害のある人等、配慮が必要な人について、地域で見守り支え合える体制づくりを推進するとともに、防災訓練などを通じて、体制の実行力を高めるための取組みを進める。

基本施策4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

福祉人材の確保は、喫緊の課題である。計画策定や施設整備を行ったとしても、実際にそこでサービスを提供する人材がいなければ、その機能は果たせない。高齢者や障害のある人等の生活を支える根幹である福祉人材の確保・育成に関する総合的な施策を推進し、量の確保のみならず質の向上に重点を置いた取組みを推進する。

(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大

市民が主体となって取組みを推進してきた各地域福祉団体においては、活動している人の高齢化や担い手不足が課題となっている。特に新型コロナウイルス感染拡大の影響により、活動の場が制限され、新しい担い手の発掘や確保が困難となっている。必要な人材の年齢層や職種に応じた効果的な広報を行う。あわせて、地域と連携して新たな担い手を発掘することで、人材の確保に努めるとともに、活動に対する支援を通じて地域コミュニティの活性化を目指す。



地域包括ケア人材育成センター

(2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上

少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する中、離職者も多い福祉人材の確保と定着は喫緊の課題である。福祉に従事する人への支援を強化し、本市の福祉分野で働くことのメリットを強く打ち出す必要がある。

福祉人材の確保と育成を一体的に行う地域包括ケア人材育成センター*が実施してきた事業を検証し、各事業のさらなる充実・連携を図る。

まちぐるみの支え合いを推進するうえで必要となる在宅介護・地域包括支援センター*、地域活動支援センター*における体制強化等について検討する。

また、福祉分野等で働く外国人材への支援について、国や都の施策を踏まえて取組みを進める。

(3) 福祉専門職の活用による相談支援体制の強化

市民の福祉ニーズが多様化・複雑化し、市職員にも高度な個別援助技術力や地域の相談支援機関をバックアップする能力の強化が求められており、福祉分野での業務を中心に担う職員の育成が必

要になっている。次期人材育成基本方針*の改訂にあわせて、社会福祉士*等の資格保有を要件とする福祉専門職の採用も含めて検討する。

基本施策5 新しい福祉サービスの整備

高齢者や障害のある人をはじめ誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができるよう、福祉サービスの基盤整備を計画的に進める。本市の地域特性にあわせた小規模・多機能・複合型を基本として、地域共生社会*に対応した多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。

(1) 地域共生社会*に対応するサービス・施設の整備

今後、さらなる高齢者人口の増加に伴い社会保障給付費が増大する一方、生産年齢人口の減少が見込まれていることから、安定的かつ継続的なサービス提供のために、あらゆる方策が検討されている。今求められているニーズに対応し、未来への投資を実現するため、限られた資源を最大限有効に活用する。

今後さらに高まる医療や介護等の複合的なニーズに対応し、市民が在宅生活を継続できるようにするため、本市の地域特性に合わせた小規模・多機能・複合型のサービス及び施設について、公有地の活用も含めて計画的に整備する。また、高齢者総合センターをはじめ建物更新等の時期を迎える高齢者福祉施設等について、サービス提供の継続に留意しながら、施設ごとに検討する。



障害者福祉センター

障害者福祉センターについては、今後も、時代の要請に合わせた役割を担うための改築事業を計画的に進める。

また、(公財)武蔵野市福祉公社*と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会*については、それぞれの特性を生かした事業連携を推進・強化するとともに、両団体の統合については、その方向性を決定した当時と比較して団体を取り巻く状況が大きく変化していることから、改めて検討する。

市民の福祉に対するニーズが、多様化・複雑化する中、地域共生社会*推進の拠点の一つとして両団体に期待される機能と役割を実現する観点から、両団体新社屋建設に係る市の支援のあり方について検討する。

2 子ども・教育

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければならない。子どもたちが希望を持ち、健やかに過ごせるよう、それぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細かで切れ目のない支援を行う。

2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

父母・保護者が子育てを適切に行えるよう、教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPO等と連携し、協力して、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進める。

3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標を地域社会全体で共有し、実践していくため、市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体等、多様な主体による事業を展開するとともに、保育人材や地域の担い手等の確保・育成を推進する。

4 子どもの「生きる力*」を育む

子どもの多様性を尊重し、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、自ら課題に気づき他者と協働しながら課題を解決する力など、新しい時代に必要となる資質・能力や、個に応じた自信と生涯にわたって続く学ぶ意欲を育むよう、多様な施策を推進する。

また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、指導及び相談支援の体制を充実させる。

5 教育環境の充実と学校施設の整備

多様化する教育ニーズに応えるために、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する。また、学校と地域とが一体となって子どもの成長を支えることができるよう、協働体制をより充実させる。

一方、学校施設の老朽化が進み、市立小中学校は更新時期を迎えるため、人口動態も踏まえた長期的な視野に立ち、整備を進めていく。

この分野の施策は、子どもが基本的人権を持つ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提とする。そのうえで、子ども自身が、一人ひとりかけがえのない存在として認められ、各人の個性を尊重された成長・発達ができるよう支援し、誰もが安心して子どもを産み育てられるよう環境を整備する。そして、子どもと子育て家庭を応援するまちの実現と、変化の激しい時代の子どもに必要な「生きる力*」を育むことを目的とする。

子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり、子育て世代への総合的支援、子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策を充実させるとともに、子どもの「生きる力*」につながるよう、個に応じた自信及び生涯に続く学ぶ意欲を育むための施策を推進していく。また、子どもの

成長段階を踏まえながら、子どもが自由に来所でき、安心して過ごし、集うことができる地域における多様な居場所づくりを推進する。

基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければならない。近年、家族構成や就労・経済状況の変化等を背景に、子育てニーズは多様化・複雑化し、子育ての負担感も増大している。子どもたちが権利の主体として、未来に希望を持ち、健やかに過ごせるよう、それぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細かで切れ目のない支援を行う。

(1) 子どもの権利を保障する取組みの推進

子どもの最善の利益を尊重する社会の実現に向け、令和5(2023)年4月に施行された武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どものみならず、保護者や市民、育ち学ぶ施設の関係者等に条例及び子どもの権利の周知啓発を行っていく。さらに、いじめ防止対策の充実、子どもの居場所づくりの推進、子どもの意見表明や参加の機会の確保などの取組みを、令和6(2024)年度に策定する第六次子どもプラン武蔵野*に位置付け推進する。



中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」

また、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うため、子どもの権利擁護委員を新たに設置する。

(2) 子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築

妊娠期からの切れ目のない支援・相談体制として子育て世代包括支援センター*を整備してきた。今般の児童福祉法等の改正を受け、児童福祉と母子保健の一体的な相談体制を構築するため、こども家庭センター*の設置及び地域子育て相談機関の整備を行い、さらなる連携の推進を図る。

児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能を、保健センターの増築及び複合施設整備後の施設内に設置し、多部門・多職種の連携による相談支援体制を構築する。

妊娠前の時期から出産・子育てまでを誰もが安心して迎えられるように、産科・小児医療機関等との連携強化を図る。

(3) それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援

子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがないよう、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな支援が必要である。子どもの貧困対策に関する情報提供のほか、学習支援教室や子ども・コミュニティ食堂などの運営団体と行政機関のネットワーク構築を進める。また、利用者が自身のニーズに合わせてサービスを選択できるような多様な事業のあり方を検討する。

ひとり親家庭に対して、引き続き経済的支援を行うとともに、経済的に自立できるように就業支援等を行う。また、生活の安定のために、ホームヘルプサービスなど日常生活支援を行う。

ヤングケアラー*をはじめとした現行の枠組みでは支援が困難な問題を抱える家庭が顕在化している。ケアを必要とする家庭全体を支援するための相談のあり方、18歳以上となったケアラーへの継続的な支援体制について全庁的な検討を行う。

(4) 児童虐待の未然防止と対応力の強化

児童虐待の防止及び養育困難家庭に対する支援のための相談体制をさらに強化する必要がある。子育て支援ネットワークにおける情報共有を行いながら、各関係機関の連携を強化し、支援の充実を図る。また、児童虐待を未然防止する啓発活動等を引き続き行っていくとともに、それでも児童虐待は起こり得るという認識のもと、対応力を強化する。

東京都で多摩地域に新たな児童相談所の設置を予定しており、本市の管轄の児童相談所が変更予定となっている。新たな児童相談所とも今後も適切に連携を行い対応力の強化に努める。

(5) 福祉専門職配置による相談支援体制の強化

相談内容が多様化・複雑化・困難化し、専門性が必要とされる相談、分野横断的な課題が増えている。福祉分野の問題解決を図るために福祉分野を中心に配置される福祉専門職の育成が必要になっている。次期人材育成基本方針*の改訂にあわせて、福祉専門職の採用も含めて検討する。

基本施策2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

保護者には子育てについての第一義的責任があるとともに、行政には保護者が子育てを適切に行える環境整備を行う責務がある。市は、教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPO等と連携し、協力して、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進める。

(1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化

多様な子育て支援ニーズに対応するため、子育て支援団体と行政機関等のネットワークを構築し、様々なライフステージにおいて地域の力を生かした子育て支援を行うとともに、保育施設等の職員の専門性を生かした子育て相談の機会を充実させるなど、地域全体で取組みを進める。

また、保育施設等を利用していない世帯への支援を充実させるとともに、多様化する保護者の働き方や家庭の状況に対応するため、保育施設及び幼稚園における一時保育(一時預かり)事業や定期的な預かり事業の拡充を図る。



コミセン親子ひろば

(2) 保育の質の向上に向けた取組みの推進と希望する保育施設へ入所できる環境の整備

保育施設の整備により、待機児童対策が進展した一方、開設から10年未満の保育施設が全体の半数を超え、保育の質のさらなる向上、不適切な保育が起きにくい環境の醸成が求められている。そのため、保育アドバイザー等の巡回による助言・指導の充実、指導検査の強化、各地域の保育施設の連携の促進に加え、子どもの育ちを支えるための各園の人的、物的な環境の整備、保育中の事故の

防止をはじめとした安全確保に向けた各保育施設の取組みに対する支援等を総合的に行い、市全体で保育の水準を高める。また、関係機関と連携しながら、特別な支援を必要とする子どもの保育や、市立保育園における医療的ケア児*に対する保育の体制整備を進める。

各保育施設内の利用定員の調整を含め、希望する保育施設へ入所できる環境の整備を進める。

(3) 小学生の放課後施策の充実

全ての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域子ども館事業*を充実させる。低学年児童の待機児童を出さないよう、引き続き学童クラブの整備を行うとともに、保護者の多様なニーズに対応できる民間学童クラブについて、新規開設した施設の状況を見ながら、開設支援を進める。4年生以上の受入れについてはこれらの施設拡充の進捗等を見据えながら検討する。また、国の基準に沿った第三者評価を活用し、質の向上を図る。

(4) 子ども・子育て支援施設のあり方検討

各子育て支援施設については、第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画*を踏まえ、計画的な維持・更新のための方針を策定し、整備を進める。

また、武蔵野市地域防災計画を踏まえ、災害時における各子育て支援施設のあり方を検討し、災害時の態勢を強化する。

0123施設、桜堤児童館は引き続き利用者支援事業*を実施するとともに、児童福祉法改正に伴う対応を行うなど、時代のニーズに合わせた事業を検討・実施していく。

基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標を地域社会全体で共有し、実践していくことが必要である。市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体等、多様な主体による事業を展開するとともに、保育人材や地域の担い手等の確保・育成を推進し、地域社会全体で子どもと子育てを応援するまちの実現を目指す。

(1) まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進

子どもと子育て家庭への支援については、子育てをしている家庭や保護者のみならず、社会全体で取り組む必要がある。

地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を進め、子どもがいる世帯が働きやすいまちづくり、子どもと一緒に訪れやすいまちづくりを推進する。武蔵野のまち全体で、あらゆる分野で子どもの視点に立った、子どもと子育てを応援するまちを推進する施策を実施していく。また、子どもと子育て家庭を支援する事業やイベント情報を適時適切に提供することにより、まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援するメッセージを強く発信する。

(2) 保育人材等の確保、定着と育成

保育士等の確保を図るとともに、各保育施設に勤務する保育士等が安心して働き続けられるよう、職員の処遇の改善、施設の環境整備に向けた支援を行う。また、幅広い観点から研修を実施し、保育士等の資質、専門性の向上を図る。あわせて、需要が増加している学童施設での人材確保も行って

いく。

児童虐待・養育困難家庭への支援については、相談対応件数が増加し続けており、課題が困難化・複雑化してきている。家庭への適切な支援を行うことのできる相談員の育成を進める。

(3) 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成

ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員や子育てひろば事業のボランティアスタッフ養成講座に加え、子どもの発達に不安を抱える保護者を支援するピアサポーター養成講座を行うなど、地域の子育て支援人材の発掘や育成、活動継続のための支援を充実させる。

青少年問題協議会地区委員会の活動への支援を充実し、市民の理解と参加促進を図る。また、中高生リーダー制度など義務教育段階から地域活動に参加する機会の充実を図り、その主体的な取り組みをサポートすることで、地域団体等との関係づくりを通じて、次世代の担い手を育成する。

基本施策4 子どもの「生きる力*」を育む

子どもは、様々な環境と関わり、経験を積み重ねることで、身近な社会生活、生命及び自然に対する興味が養われ、「生きる力*」を身に付ける。

子どもの多様性を尊重するとともに、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、自ら課題に気づき他者と協働しながら課題を解決していく力など、新しい時代に必要となる資質・能力や、個に応じた自信と生涯にわたって続く学ぶ意欲を育むよう、多様な施策を推進する。また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、指導及び相談支援の体制を充実させる。

(1) 幼児教育の質の向上と小学校教育との円滑な接続

幼児期における遊びを通した豊かな体験は子どもの「生きる力*」を育むための基礎となるものである。幼児教育に関わる教員、保育者が研修等を通して、遊びを通した体験を大切にする幼児教育についての知見を深めることにより、市全体の幼児教育の質の向上を図る。また、幼児期の豊かな学びが小学校教育に引き継がれるよう、武蔵野スタートカリキュラムの実践を通し、幼稚園、保育園等と小学校の連携を進め、本市として大切にしたい「生きる力*」を育む幼児教育の考え方とその実践を関係者で共有する。あわせて、私立幼稚園の教育環境の向上に向けた支援を行う。

(2) 青少年健全育成事業の充実

子どもが様々な経験を通じて「生きる力*」を身に付け、地域への愛着を高めることができるという観点から、むさしのジャンボリー事業*など、体験活動を大切にする事業を引き続き実施する。また、将来自ら社会や地域の中で、子どもの育ちを見守り、支えていくことをイメージできるような機会を提供する事業について検討する。

子どもの居場所については、当事者となる中高生世代など若者からの意見を踏まえ、自由に来所でき、安心して過ごし、集うことができる多様な居場所づくりを推進するとともに、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子どもや若者への支援を充実する。

(3) 全ての学びの基盤となる資質・能力の育成

「生きる力*」を支えるあらゆる学びの基盤である情報活用能力、言語能力などの資質・能力を育成

する取組みを着実に進める。情報活用能力の育成については、武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針*に基づき、デジタル・シティズンシップ教育*に関する実践を蓄積する。また、国の動向を踏まえたうえで、学習者用デジタル教科書の導入・活用を推進する。各校のその他のICT*機器について、計画的に更新していく。

言語能力の育成については、学校の授業以外の場も含めた読書活動を通して、多くの語彙や多様な表現等の学びを推進していく必要がある。また、子どもの居場所でもある学校図書館は、役割を拡充した学校司書*間や中央図書館との連携により機能の充実を進めるとともに、情報活用能力育成の観点や改築校に新たに設けるラーニングコモンズ*を含め、効果的な活用について検討する。



ラーニングコモンズ（イメージ）

(4) 多様性を生かし、市民性を育む教育

様々な背景をもつ子どもたちが安心していられる学校・学級を前提に、一人ひとりが自信をもち、活躍できる機会をさらにつくる教育活動を推進する。また、市民性を育む取組みを一層進めるため、武蔵野市民科*に関する研究開発校の取組成果の各学校への還元、子どもの思いや地域の特色を生かした各校の取組推進、保護者・地域への積極的な情報発信を行う。

武蔵野市民科*の取組みと関連が深い長期宿泊体験活動*が児童生徒に及ぼす効果について調査を行い、経年変化を分析し、日常的教育活動やプログラムの改善を図る。

(5) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

障害等の有無にかかわらず共に学ぶことがインクルーシブ教育*の理念であり、共生社会の実現を目指すものである。その実現に向けて、インクルーシブ教育システム*の充実を図る。全ての児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じることを目指した連続性のある多様な学びの場を用意し、通常学級と特別支援学級、都立特別支援学校との交流及び共同学習を推進する。また、医療的ケア児*の支援体制整備、児童生徒への合理的配慮*の提供体制を整備する。あわせて、日本語を母語としない児童生徒への教育的ニーズに応えるため、その保護者への情報提供を含め引き続き支援を行う。

(6) 不登校対策の推進と教育相談の充実

不登校児童生徒は増加傾向にあり、不登校児童生徒の教育機会の確保と社会的自立を目指した相談支援の拡充、安心して過ごせる居場所や多様な学びの場のさらなる整備が必要である。

家庭と子どもの支援員*による不登校傾向の児童生徒や登校しても教室に入れない児童生徒への学校内での支援を充実させるほか、チャレンジルームやむさしのクレスコーレ*の相談機能の拡充や関係機関とのネットワークを強化、ICT*活用等による新たな学びの場の検討を行う。

保健センターの増築及び複合施設整備後の施設内に、不登校児童生徒に限らず、多様化、複雑化した課題を抱える児童生徒への相談支援体制を拡充する。

基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備

多様な価値観や家庭環境、地域社会の変化によって、学校をめぐる課題が複雑化・困難化しており、教職員の多忙化は著しい状況にある。多様化する教育ニーズに応えるためにも、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する。また、学校と地域とが一体となって子どもの成長を支えることができるよう、協働体制をより充実させる。一方、学校施設の老朽化が進み、市立小中学校は更新時期を迎えることから、人口動態も踏まえつつ長期的な視野に立ち、整備を進めていく。

(1) 教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求

令和4(2022)年2月に改訂した先生いきいきプロジェクト2.0を基に、週当たりの在校時間が60時間を超える教員ゼロを目指して拡充してきた市講師*をはじめ、教育を支える人員体制に関する効果検証やICT*化による業務改善等の一層の推進を図り、教育力の向上を目指す。

(2) 質の高い教育を維持するための人材の確保と育成

若手教員の増加や教育課題の多様化などがある中、教員免許更新制に代わる国や都の方針を踏まえ、デジタル技術や教育データの利活用など、新たな教員研修制度を各校の管理職や関係機関との連携により推進する。

また、特色ある教育活動を推進していくために、東京都教育委員会の制度を利用した学校単位での教員公募を実施する。

(3) 学校と地域との協働体制の充実

新しい時代を生きる子どもたちが豊かに成長するためには、社会に開かれた教育課程の理念のもと、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、連携・協働を推進する必要がある。そのため、学校運営協議会機能*を取り入れた開かれた学校づくり協議会*の試行をモデル校2校で令和6(2024)年度まで実施し、その効果検証及び検証結果を踏まえ、全校実施へと移行する。

(4) 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

「武蔵野市学校施設整備基本計画」(以下「全体計画」という。)に基づき、改築事業に着手している。本調整計画期間中に改築事業が予定される学校については、第二中学校と第六中学校との統合の可否とその後の第六中学校跡地への第二小学校移転配置の可能性の有無など、改築期間中も含めて、教育面を第一に様々な観点から課題を検討し、関係者の意見も聞きながら方針を決定して、事業を進める。

全体計画の次期改定においては、それまでの改築事業で得た知見や経験を踏まえ改定を行う。

既存の学校施設については、定期的な点検と計画的な保全改修を継続するとともに、児童生徒数の増加、教育的ニーズの変化、自然災害リスク等にも適切に対応して、良好な施設環境を確保する。

給食調理施設については、改築事業にあわせて小学校の自校調理施設の整備を進める。すでに改築を終えている大野田小学校・千川小学校については、改築事業の進捗に留意しつつ整備時期を検討する。

(5) 学校給食の取組みの継続と発展

児童生徒の健康や食育の視点から、武蔵野市が進めてきた質の高い給食提供の取組みを継続・発展させる。そのうえで、学校給食費の無償化については、国や都の動向を注視するとともに、その効果や市独自で行うことの必要性など様々な観点から検討する。

(6) 持続可能な部活動のあり方の検討

部活動について、学校と関係団体の現状や今後の連携を鑑み、拙速な地域移行*は行わず、学校を中心とした着実な地域連携を図る。合同部活動の設置や部活動指導員の充実など持続可能な部活動のあり方を中学校の部活動とともに小学校の吹奏楽や合唱等の課外活動も含めて検討する。

3 平和・文化・市民生活

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

全ての人が、性別、性自認*、性的指向*、年齢、国籍、文化、障害の有無等にかかわらず、その個性と能力を生かせる環境をつくり、生涯にわたりいきいきと、豊かで安心して生活することができる地域社会をつくるため、一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築していく。

2 災害への備えの拡充

災害による被害を最小限に抑えるため、事前予防の取組みを行うとともに、迅速な災害対応のため、応急対応力の強化や応急活動体制の整備を進める。近年の災害の教訓等を踏まえ、武蔵野市地域防災計画の見直しを行う。また、地震災害については、速やかに都市機能を復旧し、被災者の生活を取り戻すための震災復興のあり方や進め方を検討する。

3 安全・安心なまちづくり

安心を実感できるまちづくりを一層進めるため、適切な方法での情報提供、見せるパトロール等を通じて、地域ぐるみで防犯力の向上を図る。また、特殊詐欺*、悪質商法、テロ、サイバー犯罪等による被害の防止に向けて、警察、消防、商店会等の関係機関・団体と連携し、啓発、対策、訓練等に継続的に取り組む。

4 地域社会と市民活動の活性化

市民による自主的なコミュニティづくり、市民と行政との連携・協働の活動等により積み上げられてきた知恵と経験を生かしつつ、課題の解決に向けた取組みが進むよう、地域コミュニティの活性化や市民活動への支援策の充実を図っていく。

5 豊かで多様な文化の醸成

全ての人にとって魅力あるまちであり続けられるよう、都市文化の可能性をさらに研究しながら、これまでに築き上げられてきた文化を大切に守り育て、発展させていく。武蔵野市文化振興基本方針に基づいた文化施策の展開及び都市観光の推進を図るとともに、多様性を認め合う市民文化をさらに醸成するため、都市・国際交流を通じた相互理解、異文化理解を深めていく。

6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進

市民の能動的な学びの環境づくりを進め、参加と学びの循環を作り出すとともに、子どもの学校外での学習等の活動の充実を図っていく。

市内の文化財については適切な収集・保管を行い、歴史公文書については管理・活用を進める。図書館では、読書ならではの楽しさや喜びを提供するとともに、知りたいことや課題解決を支えるサービス提供を一層進める。

市民が自由に気軽に運動・スポーツに親しめる環境整備や機会の提供を行う。

7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興

取り巻く環境が時代とともに変化する中で選ばれるまちであり続けるため、都市や地域の抱える様々な課題に市民、事業者、関係団体及び行政が一体となって取り組む。

市内三駅圏の特性を生かした都市型産業を育成し、本市の魅力の発信や地域の産業振興を図っていく。

また、産業としての農業を継続するための支援を進めるとともに、農地の保全を図る。

この分野の施策は、平和な社会を維持しつつ、災害や危機に強いまちづくりを継続し、市民が安全・安心に暮らしていくことができるよう、コミュニティの発展と活性化、生涯学習やスポーツの充実、産業振興等を進め、市民文化のさらなる成熟化を目的とする。

市民自治の歴史を継承し、多様に取り組まれてきたコミュニティ活動やその他の市民活動が、より持続的・発展的に展開されるよう支援することで、さらなる活性化を目指す。同時に、持続可能な地域社会を念頭に多様性の理解や国際交流の推進、産業振興などを進め、このまちにつながる全ての人にとって魅力的で価値あるまちづくりを推進する。

基本施策1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

平和な社会とは、戦争がないだけでなく、互いに人として尊重されることによって実現され、心豊かで穏やかな市民生活をもたらすものである。本市は、航空機エンジン工場である中島飛行機武蔵製作所*があったことで、第二次世界大戦中に空襲を受けた。その歴史がもたらした平和に対する強い思いがまちをつくりあげ、現在の豊かな文化・市民生活の基礎となっている。

全ての人が、性別、性自認*、性的指向*、年齢、国籍、文化、障害の有無等にかかわらず、その個性と能力を生かせる環境をつくることは、生涯にわたりいきいきと豊かで安心して生活することができる地域社会をつくるうえで重要な要素である。

引き続き、一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築していく。

(1) 平和施策の継承

戦後70年余り経ち、戦争体験者が高齢化し、直接の伝承が難しくなっているため、次世代への継承方法の検討が喫緊の課題である。体験者の記憶や平和への意識を若い世代に引き継ぎ、共に考えていく方法を検討する。また、民間保有の戦争関連資料は散逸の恐れがあるため、活用できる形での資料保存、デジタルアーカイブ化を検討する。



平和の集い

また、世界各地で続いている国内・国際的な紛争などにより、市民の平和への関心、捉え方が変化してきており、平和施策のあり方も新たな展開が必要である。市民一人ひとりが平和意識を高め、平和を願う声を主体的に発信していけるよう、平和学習の推進や交流派遣事業の定期的な実施、多文化共生*を学ぶ機会の提供など、市として体系的に平和啓発を行う。

(2) 多様性の理解及び男女平等施策の推進

令和6(2024)年度から令和10(2028)年度を計画期間とする第五次男女平等推進計画に基づき、男女平等推進施策を推進する。パートナーシップ制度*の利用者が活用できる施策等について東京都との協定に基づき相互の連携を推進すること等により拡充を図る。男女平等の推進に関する条例の周知や男女平等についての理解促進に向けて、広報物の配布や講座、職員研修の実施等に継続的に取り組む。

(3) 多文化共生*社会の形成

本市在住の外国人人口は、令和5(2023)年4月に最多を更新した。多国籍化や定住化も進んでおり、今後も増加の傾向が予想されることから、地域における多文化共生*が重要となる。令和4(2022)年度に策定した武蔵野市多文化共生推進プラン(以下「プラン」という。)では、日本国籍を有していても文化的背景が外国にある市民なども広く含むものと定義して「外国人市民*」という言葉を使用することとした。プランで示した施策の方向性に基づき地域での多文化共生*への理解の促進やICT*を活用した多言語対応などのコミュニケーション支援、生活支援などの事業を展開し、日本人市民も外国人市民*も安心して暮らすことができる地域共生社会*の形成を推進し、多様性と包摂性のある活力に満ちたまちとなることを目指す。

多文化共生*への関心・理解が広がるよう、(公財)武蔵野市国際交流協会と連携し、周知や啓発に取り組むほか、日本社会や地域における慣習、ルールや災害への備え等を外国人市民*に伝える手段や機会の拡充について検討する。

基本施策2 災害への備えの拡充

今後30年以内に70%以上の確率で首都直下地震の発生が予想されるほか、近年は大型の台風、集中豪雨等による甚大な被害が全国各地で発生している。令和3(2021)年度に事前防災及び減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、武蔵野市国土強靱化地域計画を策定した。また、令和4(2022)年度に10年ぶりに見直しが行われた東京の新たな被害想定を踏まえ、7年ぶりに武蔵野市地域防災計画の修正を行うとともに、震災復興マニュアルを策定した。

住宅や緊急輸送道路沿道建築物*等の耐震化促進、無電柱化への取り組み等を通じて、減災に向けたまちづくりを一層推進する方策を検討する。また、気候変動の影響により、今後は降雨量や洪水発生頻度の増加が見込まれており、様々な関係者との連携・協力による総合的な治水対策を推進していく。さらに、在宅避難の啓発や自主防災組織の活動支援など自助・共助による災害予防対策の推進、関係機関との訓練や各種会議等を通じた日頃からの連携構築による応急対応力の強化、避難所体制の強化や消防の施設・水利の充実等による応急活動体制の整備をより一層進めていく。

(1) 災害に強いまちづくりの推進

市内の住宅の耐震化率は目標値95%(令和7(2025)年度末)に対して約92%(平成30(2018)年度末)と着実に進捗しているが、合意形成等の課題により耐震化が進んでいない分譲マンション等に対し、啓発活動とともにアドバイザー派遣や耐震化費用の一部助成等による支援を行っていく。特定緊急輸送道路沿道建築物*の耐震化については、耐震化費用の一部助成とともに、関係者の合意形成や占有者の移転等の課題に対する支援を行っていく。また、東京都の耐震改修促進計画等を踏まえ、耐震化費用の助成対象建築物の拡充を検討していく。

無電柱化を推進し、減災に向けたまちづくりを進める。大規模災害時に起こりうる火災に対しては、延焼防止のために幹線道路の拡幅事業を進めるとともに、防火水槽の整備を引き続き進める。

重要なインフラの一つである水道事業についても、震災時に迅速な応急給水や、応急復旧が行えるよう武蔵野市地域防災計画に基づき、関係機関等と連携しながら協力・支援体制を構築していく。

頻発化・激甚化する水災害に対応するため、浸水対策を実施すべき区域や目標整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めた武蔵野市雨水管理計画(仮称)を策定し、計画的かつ段階的に浸水対策を推進する。また、河川と連携した下水道整備の検討とともに、民間による雨水浸透施設等*の設置促進を図るなど、河川流域のあらゆる関係者と連携・協力し、治水対策を推進する。

(2) 自助・共助による災害予防対策の推進

災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりによる日常からの備えが不可欠である。引き続き在宅避難を基本として、最低3日以上の水や食料、トイレ、日用品等の備蓄を推進する。また、市が啓発活動、支援等を行う中で伝えたい防災情報が分かりやすく伝わる広報の検討を行っていく。共助については市民防災協会と連携・協力しながら自主防災組織の活動支援に加え、マンション管理組合等への自主防災組織設立の働きかけを推進していく。また、防災推進員の能力向上などの防災リーダー育成事業についても検討する。

(3) 関係機関との連携・訓練による応急対応力の強化

応急対応力を強化するためには、警察、消防、協定締結団体等と日頃からの顔の見える関係づくりが必要であるため、訓練や各種会議等を通じて、情報共有を積極的に行っていく。また、発災時の人的・物的な応援をスムーズに受け入れられるよう、関係団体や関係各課と連携しながら受援マニュアル*の実効性を検証し、引き続き整備・更新等を行っていく。

風水害等については安全・安心な道路交通環境確保のため、引き続きパトロールや市民通報等の情報収集体制の強化を図るとともに、実施体制を強化し、早期対応に引き続き努めていく。また、発災直後における緊急輸送道路*やその他の幹線道路の確保について、協力体制を結んでいる民間事業者との具体的な実施方法について検討を進める。

(4) 市の応急活動体制の整備

災害時要配慮者対策や避難所運営組織・学校との連携による避難所体制の強化等の取組みを行っていく。地域の安全確保や防災力向上のため、消防団の訓練・資機材・装備品の充実、第2分団詰所の建替え、消防水利(消火栓・防火水槽)の整備を進める。また、災害時のDX*推進についても引き続き検討していく。

基本施策3 安全・安心なまちづくり

市内の刑法犯認知件数*は、平成14(2002)年のピーク時に比べて約4分の1に減少しており、まちの安全・安心な環境は保たれている。引き続き、各種パトロール隊の活動に加え、警察や関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで市民及び来街者が安心を実感できるまちづくりを進める。

また、新たな感染症やテロ等に対する危機管理体制の充実を図るとともに、年々多様化・巧妙化する特殊詐欺*や悪質商法の被害防止対策に継続的に取り組む。

(1) 安心して暮らし続けられるまちづくり

市民意識調査*では、市内の治安・安全性は高い評価となっている。市内の安全・安心の確保及び体感治安の向上のため、市民安全パトロール隊やホワイトイーグルによる日常的なパトロールのほか子どもの登下校時等の見守り活動を実施するとともに、警察や防犯協会、自主防犯組織、事業者等と連携し、より一層の地域の防犯力向上を図る。また、防犯活動を行う商店会等の地域団体に対する街頭防犯カメラの設置や管理の支援を継続するとともに、公園などの公共空間への防犯カメラの設置について検討を行い、犯罪の未然防止等の取組みを進める。



市民安全パトロール隊による通学路の見守り

安全パトロール隊ブルーキャップ及び吉祥寺ミッドナイトパトロール隊による客引き行為等に対する指導・警告などの対策を進める。また、環境浄化特別推進地区内での各種営業行為等による環境の変化を注視するとともに、良好な環境を確保するための取組みを推進する。

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、新たな感染症に備え、危機管理体制の充実を図る。また、様々な有事を想定し、市民に危害が及ぶような重大な事態が発生した場合に迅速かつ適切な対応がとれるよう、警察や消防、自衛隊など関係機関と連携のうえ必要な訓練を引き続き行っていく。

(2) 特殊詐欺*、消費者被害の未然防止・拡大防止

高齢者を狙った特殊詐欺*は、手口が年々巧妙化しており、被害の発生件数は高止まりしている。警察や防犯協会等と連携した啓発活動、自動通話録音機の貸与、情報発信など被害を防止するための対策を引き続き進めていくとともに、受け子など特殊詐欺*の加害者とならないための啓発活動もあわせて実施していく。

悪質商法の手口も、年々多様化しており、社会変化にも対応した高度なものとなっている。また近年では認知症の高齢者の増加などによる被害もみられることから福祉関係機関と連携した消費生活相談や見守り体制の構築を進めることも必要である。さらに令和4(2022)年4月の民法改正による成年年齢の引き下げに伴う若年層での被害の多発、SNSを背景とした被害の拡大も懸念される状況である。被害の未然防止と拡大防止のため、一層の消費者教育を推進することを目指し、学校等での出前講座などの各種講座の開催、幅広い世代に向けた啓発に継続的に取り組んでいく。

基本施策4 地域社会と市民活動の活性化

本市ではコミュニティ構想*に基づき、コミュニティセンターを中心とした市民による自主的なコミュニティづくりが進められている。また、福祉、子育て支援、青少年健全育成、防犯・防災、環境、まちづくり等の幅広い分野で、市民が自主的に行う活動や、市民と行政とが連携や協働により行う活動が重層的に展開され、多くの成果が積み上げられてきた。一方、コミュニティ協議会をはじめ、地域社協(福祉の会)*など地域別に組織された団体、テーマ性を持つNPOなど多くの団体が担い手不足や相互連携等の課題を抱えている。

これまで積み上げられてきた知恵と経験を生かしつつ、課題の解決に向けた取組みが進むよう、地域コミュニティの活性化や市民活動への支援策の充実を図っていく。

(1) コミュニティの活性化

幅広い世代の地域コミュニティへの参加を促進するため、情報発信や人材の確保・育成を支援するほか、多様な主体の対話や協働が活性化するよう、市民同士や市民と行政との交流・対話の場づくりなどを支援する。

コミュニティづくりの拠点であるコミュニティセンターの魅力や理念を広く発信するとともに、より地域に開かれた誰もが気軽に集える場としていくため、施設運営や環境整備の支援を行う。

コミュニティセンターの利便性を高める観点から、計画的な大規模修繕に合わせて、部屋の用途や配置の改善について検討する。また、中央コミュニティセンターにエレベーターを設置し、本町コミュニティセンターについては、吉祥寺本町1丁目23番街区への施設移転に向けた具体的検討を進め、バリアフリー面の課題を解決する。

(2) 市民活動支援の促進

令和3(2021)年度の第二期武蔵野市市民活動促進基本計画では、市民活動の継続にあたって資金確保、広報、活動拠点等の課題が挙げられ、他団体との連携・協働のニーズやコロナ禍でのオンラインの取組みも確認された。同計画に基づき、市民活動への参加を促進する取組みや市民活動の広報、オンライン活動、多様な主体間の連携・協働等への支援を進める。また、より効果的に市民活動支援を行えるよう、武蔵野プレイス*等の機能充実など、市民活動に必要な基盤の整備を行うほか、行政、武蔵野プレイス*、(社福)武蔵野市民社会福祉協議会*の具体的な事業や広報等における連携をさらに強めていく。

基本施策5 豊かで多様な文化の醸成

本市においては、市民の自発的な活動によって、豊かで多様な市民文化が醸成され、まちや暮らしに潤いと活力を生み出してきた。この市民文化は、平和や緑を大切にする意識の継承や、安全で特徴ある商業地の形成に寄与してきた。また、都心部との交通の利便性や自然環境などにより、戦前から作家、美術家、俳優、音楽家等、芸術・芸能活動を行ってきた人たちや、市内・近隣大学に通う学生、クリエイター、研究者等が多く住むようになり、それらを支える事業者が展開するようになった。これらが有機的に関連することにより、武蔵野市独自の都市文化が形成されてきた。

全ての人にとって魅力あるまちであり続けられるよう、都市文化の可能性をさらに研究しながら、これまでに築き上げられてきた文化を大切に守り育て、発展させていく。武蔵野市文化振興基本方針に基づいた文化施策の展開を図るとともに、多様性を認め合う市民文化をさらに醸成するため、都市・国際交流を通じた相互理解、異文化理解を深めていく。

(1) 都市・国際交流事業の推進

本市は国内外の多くの友好都市と交流関係を結んでいる。海外交流事業については、変化する国際情勢を踏まえながら、次世代を担う青少年を中心とした相互交流の推進を継続し、多様な文化への理解促進を図るとともに、各事業の参加者を通じて地域での多文化共生*への理解が広がるよう促していく。また、国内友好都市との交流事業については、都会と地方が互いの良さを共有し、不足するものを補い、共存していくために、友好都市を応援する市民の増加を目指し、市民交流ツアーの内容の見直しや市民宿泊助成の制度の周知を行う。

アンテナショップ麦わら帽子*に関しては、経営改善と効率的な運営を図ることを目的として、SNSの活用などの効果的な広報を実施するほか、特徴的な商品の開拓と魅力ある店舗づくりを引き続き行い、友好都市をいつでも身近に感じられるような交流拠点として、モノを通じた市民間交流を継続する。

(2) 文化振興基本方針に基づく文化施策の推進

令和3(2021)年度に示された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、今後の文化施設の活用や整備について検討を進めるとともに、文化振興基本方針に基づき、文化施策の取組みの評価を行う。

武蔵野公会堂は、設備の老朽化やバリアフリー化等の課題を抱えているため、令和4(2022)年度に策定した改修等基本計画に基づき、市民文化の拠点として再整備を行う。

芸能劇場は、利用の実態等を踏まえ、古典芸能の保存等という設置目的を再検討するとともに、老朽化している各種設備を更新する。

茶会などで長年にわたり活用されてきた松露庵は、築後80年が経過し、調査の結果、建物の物理的限界に近いことが判明したため、今後の施設のあり方について、建物の状況を勘案し廃止も視野に入れ検討する。

(3) 文化・スポーツ・生涯学習の施策の連携

令和4(2022)年度に(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団が合併し発足した(公財)武蔵野文化生涯学習事業団*では、文化・スポーツ・生涯学習の効果的な事業連携による市民サービスの向上を目指している。合併による効果を発揮し、ブランディングの強化が図れるよう市も適切な指導監督を行うとともに、文化・スポーツ・生涯学習に関する市の施策について、事業団と連携して展開する。

基本施策6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進

人生100年時代*の到来といわれ、学びやスポーツ等の目的や形態などが一層多様化してきている。また、市民がそれぞれの置かれた立場や境遇によって、学びの方法や質、量の違いが生じている。こ

の現状を把握し、自主的に行う様々な能動的な学びの環境づくりを進め、参加と学びの循環を作り出すことで、成熟した生涯学習社会の実現を目指す。同時に子どもの学校外での学習等の活動の充実を図っていく。

市内の文化財については適切な収集・保管を行い、歴史公文書については管理・活用を進める。図書館では読書ならではの楽しさや喜びを提供するとともに、知りたいことや課題解決を支えるサービス提供を一層進める。

市民が自由に気軽に運動・スポーツに親しめる環境整備や機会の提供を行い、運動・スポーツが持つ様々な効果や価値を通して、より豊かな市民生活の実現を目指す。

(1) 生涯のライフステージを通じた学習活動の充実

社会環境の変化により多様化する市民の学びのニーズに対応するため、社会教育関係団体、武蔵野地域五大学*等をはじめとする多くの活動主体による環境を活用して、誰もが学ぶことを楽しめるよう、学びはじめの機会、学びを深めるための機会を提供する。生涯学習情報の多様な検索方法を提供するため市公式 SNS 等を活用し、講座実施においてはオンラインやオンデマンド配信の取組みを継続する。

生涯学習支援と市民活動支援の拠点である武蔵野プレイス*において、市民会館、コミュニティセンター等とも連携することにより、様々な生涯学習と市民活動の橋渡しを図る。市民が学んだ成果を発表し交流する場である市民文化祭、サイエンスフェスタ、市民活動団体企画講座等の、「学びおくりあう」*機会づくりを推進する。

昭和 59(1984)年度の建築から約 40 年が経過した市民会館の大規模改修を行う。

また、子どもたちが学びや活動を深め、広げることができるよう、学校教育と調整を図りながら、土曜学校*等の事業を実施していく。

(2) 文化財や歴史公文書の保護と活用

文化財保護法に基づき、文化財指定を推進するとともに、文化財の保護・普及のための調査・研究を行う。また文化財の活用を通して、市の歴史、文化に関する市民の理解を更に深める。収蔵資料の価値づけ、収蔵場所の検討や新たに創設した市登録文化財制度*の活用を含めた、文化財保護の取組みを進める。

公文書専門員*の継続的配置により歴史公文書の適切な管理を行う。また、デジタル化の取組みや情報発信等により歴史公文書の利用促進を図る。

武蔵野ふるさと歴史館*は、市の歴史文化を次世代に伝える活動の拠点として、シビックプライド*を醸成する役割をさらに果たしていく。各種講座等を通じて生涯学習としての学びを推進するとともに、武蔵野市の歴史の調査、研究を引き続き行い、その成果を積極的に市民へ発信する。

(3) 図書館サービスの充実

令和2(2020)年度に中央図書館を市が直接管理運営する方針を定めたことから、図書館職員の専門性の増強が必要である。図書館人材育成計画に基づき司書講習への職員派遣や(公財)武蔵野文化生涯学習事業団*との相互派遣を行うなど、多様な経験を蓄積し、図書館行政を担う職員の専門性

向上を図っていく。

また、庁内の各部署や市民活動団体等と図書館の連携を進め、地域の課題解決に図書館の資源を活用できるよう取り組む。

来館困難者への図書館サービスについては、電子書籍サービス等を拡充し利便性の向上を図る。

子ども読書活動については、乳幼児期からの切れ目のない読書活動や連携事業を推進する。また、学校への図書館資料貸出の拡充をはじめ、公共図書館として可能な学校図書館の支援を行う。さらに、司書体験や各種ワークショップなど、ヤングアダルト*をターゲットとした企画事業を行い、幅広い子ども読書活動の推進を図る。

(4) 市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備

国際スポーツ大会のレガシー*を生かし、性別、年齢、障害の有無などを問わず、市民の誰もがスポーツを楽しみ豊かな生活を送り続けられるための取組みを進める。さらに、アーバンスポーツ*やデジタルを活用したスポーツなどの新たなスポーツとの出会いの創出や、トップアスリートとの交流など、これまで以上のスポーツの楽しみ方を提供する。また、市内民間企業やスポーツ関連団体等との役割分担や連携の強化を図り、スポーツの場の提供、指導のノウハウや人的支援等、スポーツ環境の充実を図る。

市民スポーツの拠点である総合体育館は、今後も多くの市民に利用され、多様なスポーツ文化を創出できるよう、大規模な改修工事を行う。市営プールについては、現在の課題を解消しつつ、さらなる市民のスポーツ推進を図るため、屋外プールの廃止を支持する市民アンケート*の結果も考慮し、誰もが利用しやすいプールの充実を検討する。

旧桜堤小学校跡地は、隣接する市立学校の改築等整備状況を勘案し、当面は近隣の小中学校の校庭等として活用する。

基本施策7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興

本市は緑豊かな住宅都市であるとともに、商業施設や飲食店が集積し、広域的な集客力を持つ吉祥寺を有し、市民のみならず多くの人々に親しまれるまち、多様な文化を発信するまちとして発展してきた。

取り巻く環境が時代とともに変化する中で選ばれるまちであり続けるため、都市や地域の抱える様々な課題に市民、事業者、関係団体及び行政が一体となって取り組む。市内三駅圏の特性を生かした都市型産業を育成し、本市の魅力の発信や地域の産業振興を図っていく。

また、産業としての農業を継続するための支援を進めるとともに、災害時の避難場所や景観等の点からも市民生活において重要な役割を持つ農地の保全を図る。

(1) 産業の振興

第三期武蔵野市産業振興計画の推進を通じて、新型コロナウイルス感染拡大がもたらした社会の変化に適応した産業振興施策を展開する必要がある。そのうえで、実態に合わせた施策・事業を実施するため、計画策定や経済対策検討時に随時実施してきた市内産業実態調査の定期的な実施を検

討する。

また、近年の生産年齢人口の減少等を背景とした商店街の担い手不足や中小規模事業者の後継者不足などに対応するために、市内三駅圏の商店会における現状と課題把握をし、それぞれの地区で求められる取組みについて検討するほか、多様な人材を生かす雇用・就労支援等に取り組む。さらに、コロナ禍の緊急経済対策として実施してきた商店会活性出店支援金事業は、今後もまちの活性化に資するような制度として、再構築を検討する。創業・事業承継支援事業については、相談窓口としての認知度を高め、希望者が相談に繋がるように広報を強化していくほか、引き続き、認定創業支援施設との情報共有・連携を進めることで市全体として支援の取組みを強化していく。さらに、高度化、専門化する相談内容に対応するため、専門家の活用について検討する。

令和3(2021)年度に実施した製菓事業者と市内農業者とを結ぶ取組みは、地元事業者が市内産農産物に高い関心があることや事業者連携が市内経済に好循環を生み出すという気づきがあった。それを受け、令和4(2022)年度には市内事業者同士のマッチングやコラボレーションを進めるためのプラットフォームとして CO+LAB MUSASHINO(こらぼむさしの)*を試行実施している。このCO+LAB MUSASHINO(こらぼむさしの)*については、試行事業を継続しつつ、令和6(2024)年度以降の本格実施を見据えた事業のあり方を検討するとともに、本市の強みでもある文化の多様な集積やまちの魅力向上にも資するクリエイティブ産業を含めた本市の新たなチャレンジ事業として魅力創出を図る。



CO+LAB MUSASHINO による新商品の販売

ふるさと応援寄附*の制度を活用した市の魅力発信の方向性については、引き続き検討していくほか、新規事業者の開拓にも継続的に取り組む。また、体験型の返礼品を増加させることで、来街者を増やす仕組みを構築していく。さらに、本市への寄附額を増やすために、広報の充実、返礼率の見直しを図るほか、制度利用者にとっての利便性向上にも引き続き取り組む。

(2) インバウンド*型・地域密着型も含めた観光推進

コロナ禍の影響によるインバウンド*需要の消失は観光推進のあり方を考えるきっかけとなった。今後、インバウンド*の回復基調を踏まえつつ、新たな需要も捉えた観光推進のあり方を検討する。また、観光事業として取り組んでいる土産品の発掘・販売、フィルムコミッション事業及び観光ボランティアガイド養成などは、今後の観光推進のあり方や、マイクロツーリズム*等の地域密着型の都市観光の視点を加えて検討する。

これまでの観光事業では、効果測定に課題があったが、今後はそれぞれの事業目標等を明確に設定することで、現実的な事業評価を実施し、その評価結果に応じた事業の統廃合や新たな事業創出に取り組む。

(3) 農業の振興と農地の保全

市内農家戸数は漸減しており、高齢の従事者が依然として多い状況である。そのため、今後は相続に起因する農地売却等により市内農地面積が減少傾向となることや、適正な肥培管理*、営農継続が困難となることが予想される。

農地は基本的に私有財産であるため、農地の減少を防ぎ、保全を行うことについて、行政が直接的に関与することは困難であるが、災害時の避難場所や雨水の涵養などの都市における重要な役割や都市農地の持つ社会的、文化的価値を市民と共有するとともに、農業者による経営改善や経済的支援に関する働きかけを行い、農地貸借のマッチング支援や農福連携*事業の検討及び推進、新たな援農ボランティア制度*の構築検討などといった、行政が主体的に取り組むことができる支援の方策について引き続き検討する。

4 緑・環境

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 刻々と変化する環境問題への対応

日々変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐために、環境啓発施設エコプラザ(仮称)を拠点として、必要な情報の発信、各主体が連携できるような場や機会の提供等、様々な手法で活動を支援する。

また、一人ひとりのライフスタイルの転換や意識改革の必要性をより一層伝えることで、環境に配慮した行動を促す。

2 地球温暖化対策の推進

気候変動による自然生態系、水環境、市民生活等への影響が顕在化しているため、全市的なエネルギー施策を進めるとともに、市が率先して公共施設の省エネ化・スマート化を推進することで、各主体が環境負荷低減を意識したまちづくりを実践していくことを促す。

3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

本市が大切にしてきた緑や水辺等の豊かな街並みを次世代の子どもたちに引き継ぐため、「武蔵野市民緑の憲章」の基本理念を継承し、市民・事業者との連携を一層深めながら、緑を基軸としたまちづくりを推進していく。

4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

市民、事業者及び市が、ごみの減量・分別の徹底、ごみの資源化に、それぞれの責任において主体的に取り組むとともに、安全かつ安定的なごみ処理を行いながら、環境負荷の低減や事業の効率化を進めることで、持続可能な都市の構築を目指す。

5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

日々生じている気候変動、グローバル化の進展等により、これまでの生活では起こり得なかったリスクが生まれているため、生活環境の変化に伴う新たな問題を的確に捉え、関係機関と連携し、被害の回避・軽減を図ることで良好な生活環境を確保する。

また、総合的な受動喫煙対策とまちの美化の推進に取り組む。

この分野では、地球規模の環境の変化を的確に捉えながら、本市が誇る魅力の一つである緑をはじめ、水やエネルギーなどの資源を確実に守り、次世代に引き継いでいくことで、持続可能な環境都市の実現を目指していく。

また、気候変動や社会経済状況の影響を受けたライフスタイルの変化がスピードを増している中、環境に関わる各主体の新たな連携や協働の可能性を模索しながら、環境と調和したまちづくりを進めていく。

基本施策1 刻々と変化する環境問題への対応

私たち人間の活動によって生じる温室効果ガスにより、地球温暖化が進行していると考えられており、その対応が求められている。日々変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐためには、私たち一人ひとりが自らの問題として認識し、環境に配慮した行動を実践することが必要不可欠である。しかし、こうした活動を継続的に行っていくには個々の活動だけでは限界があるため、新たに設置した環境啓発施設むさしのエコreゾート*を拠点として、必要な情報の迅速な発信、活動に参加しやすい仕組みづくり、各主体が連携できるような場や機会の提供等、様々な手法で活動を支援する。

また、一人ひとりのライフスタイルの転換や意識改革の必要性をより一層伝えることで、環境に配慮した行動を促す。

(1) 多様な主体のネットワークによる環境啓発の推進

あらゆる人が環境の当事者となるためには、市はもちろん、市民・市民団体、事業者、関係機関、近隣自治体等、多様な主体が協力して環境問題に取り組む必要がある。それぞれの主体が連携することで、新たな価値観を生み出す仕組みとしていく。

子どもから大人までの全世代を対象に、環境について気づきや学びを提供する啓発施設として開設したむさしのエコreゾート*については、広く市民等に認知・利用され、多様な主体との連携を進めていく市民参加型施設として、今後の効果的な運営方法について検討する。



むさしのエコreゾート

(2) 良好な環境整備に向けた市民との連携

本市は、昭和48(1973)年に「武蔵野市民緑の憲章」を定め、市民の力で緑を守り育ててきた。身近な緑にさらに関心を持つことができる取組みやより多くの市民が緑に関わる活動に参加できる仕組みづくりを検討する。

公園内で活動する緑ボランティア団体の多くは、発足から長年活動しており、メンバーの高齢化などから解散や事業縮小の申し出を受けることが多くなっているため、継続的な活動につながる支援を進める。一方、緑ボランティア団体の活動を前提に整備した公園の一部においては、他の公園と異なり特色があるため、ボランティア活動の変化を踏まえて持続可能な管理のあり方を検討する。

ごみ減量や食品ロス等について、市による広報のほか民間の事業所での掲示等の啓発に取り組んできたが、燃やすごみにおける食品ロスの割合は一定量残っている。適正なごみ排出と更なるごみ減量につなげるため、出前講座等の市民に直接伝わる啓発を行うとともに、より効果的な手法を検討し、積極的な情報発信に取り組む。

都市化の進展に伴い、雨水の地下への浸透量が減少し、水循環*機能は低下している。市民と連携・協力した保全・回復に向け、市民等に対する啓発や雨水浸透施設等*の設置支援、雨水利活用条例による指導など、健全な水循環*の確保に向けた総合的な取組みを推進する。また、良好な景観形成等の効果が期待されるグリーンインフラ*の整備手法等についても検討する。

基本施策2 地球温暖化対策の推進

気候変動による自然生態系、水環境、市民生活等への影響が顕在化している。今後は地球温暖化の原因物質となる温室効果ガスの排出抑制と吸収の対策を行う「緩和策」だけでなく、気候変動に対して人や社会経済のシステムを調節することで、被害を軽減しようとする「適応策*」も重要である。全市的なエネルギー施策を進めるとともに、市が率先して公共施設の省エネ・創エネ・スマート化を推進することで、各主体が環境負荷低減を意識したまちづくりを実践していくことを促す。

(1) 市民・事業者との連携と具体的行動に向けた機運の醸成

深刻化する気候変動を背景に、地球温暖化対策の動きは世界的に加速している。本市においても令和3(2021)年2月に「2050年ゼロカーボンシティ*」を表明しており、脱炭素社会の実現に向けて、市、市民、事業者が今後一層、一丸となって取組みを進めていく必要がある。

気候市民会議*における議論や国・都の取組みを踏まえながら、市域全体における脱炭素化の機運を醸成するとともに、市民・事業者の行動を後押しする効果的な支援策や仕組みづくりを検討・実施する。

(2) 公共施設における環境負荷低減の取組み

武蔵野市地球温暖化対策実行計画2021(事務事業編)2022改定版における2030年度目標において、特にエネルギー使用に伴うCO₂削減量で高い目標を掲げているため、公共施設の省エネ・創エネ化とあわせて電力の再エネ*化が必要である。

市民・事業者に対し模範を示し、市が率先して公共施設の省エネの取組みを進めるため、今後予定されている公共施設の改築等において、新たに策定した公共施設の環境配慮指針*に基づき、環境配慮の水準を満たした建築物の整備を進め、エネルギーの適正使用に向けた施設運用を目指す。

また、全ての公共施設において電力の再エネ*化に向けた取組みを進めていくとともに、再エネ*電力の安定調達に向けて、自治体間連携等による再エネ*電力調達のスキームの構築を検討する。

クリーンセンターを核としたエネルギー地産地消*プロジェクト事業については、さらなる効率的・効果的なエネルギー利用に向けたマネジメントシステムの運用を進めていくほか、公共施設全体の最適なエネルギーの融通に向けて、環境面だけでなく防災面も踏まえた総合的視点から事業の枠組みの見直しを検討する。

近年、気候変動に伴う局地的大雨等の浸水被害のリスクが増大している。今後も雨水利活用条例に基づき、学校等の建築物に加え、道路、公園等における雨水浸透等の対策により、公共施設

における環境負荷低減の取組みを推進する。

基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

まちの中にある緑は、市民や来街者の心を癒し、安らぎを与えてくれる。季節を感じる都市景観は、本市の魅力の一つである緑豊かなイメージを高めるとともに、潤いとにぎわいのある成熟した都市の形成に欠かせない要素である。加えて、生態系の保全や防災機能、地域の活性化や歴史の継承にも大きく寄与している。

公園緑地や街路樹、農地、屋敷林・雑木林・社寺林、住宅地の花や緑は本市にとって大切な財産である。公有地では公園緑地の整備・拡充などにより新たに創出してきた一方で、民有地では開発や維持管理の負担等から減少傾向にある。本市が大切にしてきた緑や水辺等の豊かな街並みを次世代の子どもたちに引き継ぐため、昭和48(1973)年に制定した「武蔵野市民緑の憲章」の基本理念を継承し、市民・事業者との連携を一層深めながら、民有地の緑を保全し、緑を基軸としたまちづくりを推進する。

(1) 街路樹などの緑の保全・管理

緑は市民の共有財産という理念のもと公園緑地、街路樹、民有地の緑の保全に努めているが、巨木化・高木化に伴う通行支障や民有地への越境など様々な課題が要因となり、自然樹形(樹種本来の形)を大切にしたい樹木管理を継続していくことは難しい状況になってきている。また、労務単価や燃料費の上昇等への対応など新たな課題も生まれている。

街路樹については、路線毎に定期的な樹木診断を実施し、倒木のおそれがある不健全樹木においては適切な保全を進める。良好な樹木においても、風水害や雪害に耐えられるよう、樹種に合った定期的な剪定を実施し、適正な維持管理を行っていく。また、市のシンボルや景観を形成しているものについても、樹種変更も含め保全手法を検討する。

(2) 緑の保全・創出・利活用

民有地の大きな木や樹林は、維持管理の負担の増大や老木化により年々失われている。また、都市の貴重な緑である農地についても、相続等により減少傾向にある。引き続き、今ある緑を保全しながら、地域の価値を高める緑を創出していく。

地域のシンボルとなる民有地の緑に対しては、保存樹林等への助成や樹木医の派遣などの支援を継続的に実施する。また、新たな支援策として、令和5(2023)年度から指定文化財及び登録文化財に指定した保存樹木に対し、助成金の増額や剪定費用の一部補助を行い、地域の歴史を語り継ぐ緑を保全していく。

農業ふれあい公園及び吉祥寺東町農業公園においては、引き続き、農業体験教室を実施し、市民が気軽に農に触れる機会を創出し、都市における農地保全につなげていく。



キッズ野菜栽培体験教室

魅力的な都市空間を創るためには、市のみならず、市民や事業者等の連携により、緑が持つ多様な機能を活用し、地域の価値を高めていく必要がある。武蔵野市まちづくり条例*や緑化に関する指導要綱に基づく協議を行うとともに、地域の特性に応じた緑の誘導策と評価手法を研究する。また、様々な主体と連携して、貴重な公園緑地やオープンスペース*の有効活用を図っていく。

(3) 緑と水のネットワーク*の推進と森林整備

本市は、歴史の面影を残す緑や住宅地の緑が合わさり、「緑豊かな住宅都市」としてのイメージが定着しているが、緑被地*の6割を占める民有地の緑は減少傾向にある。

点在している公園緑地や農地、屋敷林・雑木林などのまとまりのある緑を街路樹や水辺でつなげていくことで、緑と水のネットワーク*の形成を推進し、潤いのある豊かな緑を次世代に引き継いでいく。

人と自然が調和する武蔵野市らしい生物多様性を守り、育てるため、生物生息状況調査を実施するとともに、その維持・向上に向けた施策を市民等との連携により推進する。また、むさしのエコreポート*や自然観察園を活用し、生物多様性について広く情報発信するとともに、市民の理解や関心を高め、行動につながるような取組を行う。

公園緑地の3割は、整備から30年以上は経過し、老朽化が急速に進行している。快適で安全に利用できる公園緑地を維持するため、引き続き樹木等の保全や清掃、保守、修繕などの管理等を着実に実施する。また、老朽化やライフスタイルの変化による多様なニーズ等に対応し、魅力ある公園緑地とするため、市民意見を取り入れたリニューアルを推進する。住民一人当たりの公園面積の充足に向けては、公園空白地、特に駅周辺など商業地域への重点的な整備や既存公園の拡充等を目指す。

他市に先駆け多摩地域の森林の健全育成と、市民の自然との触れ合いを促すため、二俣尾及び奥多摩で森林の保全・整備事業を実施している。今後は、カーボンニュートラル*の視点も取り入れ、森林環境譲与税*の財源活用も含め、既存事業に加えて森林保全・整備事業の新規拡充や森林由来のクレジット*を活用したカーボン・オフセット*の取組み等を検討する。



二俣尾・武蔵野市民の森散策

基本施策4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

循環型社会を目指したごみ減量の取組みは着実に実施されているが、行政収集の広域化や近隣市との連携、収集運搬と処理を環境負荷と経済性から総合的に考慮した最適なごみ処理手法の研究等、新たなごみ処理のあり方には課題が多く残されている。市民、事業者及び市が、ごみの減量・分別の徹底、ごみの資源化に、それぞれの責任において主体的に取り組む。また、安全かつ安定的なごみ処理を行いながら、環境負荷の低減や事業の効率化を進めることで、持続可能な都市の構築を目指す。

(1) 廃棄物処理の最適化

令和4(2022)年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、市町村に対してプラスチック製品の分別収集・資源化が努力義務とされた。法の趣旨や総合的な環境負荷、コスト削減の観点を踏まえ、最適なプラスチックの収集のあり方について専門的な知見を活用して包括的に検討する。

クリーンセンターでは安全で安定的な施設運営に大きな影響を与えるリチウムイオン電池のごみ処理中の発煙・発火が課題となっている。施設整備のほか適正分別の啓発・指導、国や都、関係団体への働きかけ等により対策を強化する。

(2) ごみ減量と適切な分別・収集・再資源化の推進

家庭ごみ排出量を減少させるため、資源物を含めたごみ発生量全体の抑制及びごみ処理の効率化について多角的に検討する。

一般廃棄物の自主回収等の企業努力や集団回収*事業によるごみ減量・資源化に対する成果等を評価する仕組みを検討する。また、行政収集と集団回収*が二重の収集体制になっている等の課題があるため、事業の見直しを検討する。

基本施策5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

日々生じている気候変動は、私たちの生活環境に変化を及ぼしている。また、グローバル化の進展やライフスタイルの変化により、これまでの生活では起こり得なかったリスクが生まれている。外来生物による感染症の拡大や動物の不適正な飼養など、生活環境の変化に伴う新たな問題を的確に捉え、関係機関と連携し、被害の回避・軽減を図ることで良好な生活環境を確保する。

また、喫煙マナーの向上を図り、総合的な受動喫煙対策とまちの美化の推進に取り組む。

(1) 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

周辺住民の生活環境に大きく影響するおそれがある国・東京都や開発事業者等が長期間にわたり実施する大規模事業等については、地域住民の安全・安心と良好な生活環境を確保するため、周辺環境への配慮や適切な情報提供を求めている。

コロナ禍により、在宅時間の増加や近隣関係との希薄化、孤立化が進み、生活関連公害の相談が大幅に増加したほか、建物の不適切な管理等により周辺環境に悪影響を及ぼすケースも増えている。お互いへの気遣いや譲り合いといった市民の意識啓発を図るとともに、福祉分野での地域における孤立化防止の取組みと関連付けながら、様々なチャンネルを活用し、誰もが地域との顔の見える関係づくりを促していく。また、困難を抱えるケースについては、当事者への福祉的支援も視野に、福祉総合相談窓口との連携を図り、分野横断的な連携の仕組みについて検討する。

気候変動等の様々な環境の変化により生じる外来生物や感染症等の新たなリスクに対応し、市民生活の安全・安心の確保に努める必要がある。

生活環境被害をもたらす害獣・害虫の防除対策を引き続き実施するとともに、危険な特定外来

生物*や感染症等の情報収集に努め、新たなリスクが発生した際には、関係機関と協力して対応する。

(2) 動物の愛護と適切な管理

少子高齢化や単身化の進展、コロナ禍での在宅時間の増加に伴い、犬や猫などの愛護動物を飼う人が増えている。ペットの家族化など、ペットを取り巻く環境や問題は変化しており、動物の命を尊重し、習性等を理解したうえでの適切な管理が求められている。獣医師会と連携し、動物の生態や習性等を理解するための動画配信、講習会等を実施し、人と動物の関係をより良く保つための啓発を図る。また、多頭飼育や飼い主の死亡等によるペットの飼養困難ケースに対応するため、地域における要支援動物の相談支援体制を動物支援団体と連携して構築する。

ペットの災害対策については、在宅避難を基本としつつ、同行避難マニュアル等の作成・見直しを行っていくほか、引き続き飼い主に対し災害への備えの啓発を行う。

(3) 受動喫煙対策と環境美化の推進

平成16(2004)年4月から実施した路上禁煙地区の指定は、路上喫煙の課題に対して一定の効果をもたらした。3駅前に設置した開放型喫煙所は、受動喫煙による影響を考慮して平成26(2014)年に廃止し、令和2(2020)年から3(2021)年にかけて閉鎖型喫煙所を設置した。今後は喫煙マナーの向上を図るため、引き続き啓発を実施するとともに、受動喫煙対策について、まちの美化の観点から関係者、事業者など多様な主体と協働し、検討する。



喫煙トレーラーハウス

5 都市基盤

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

都市空間が魅力的な場所であり続けるため、市民が自ら地域を豊かにする活動に取り組める環境を整備し、地域の実情にきめ細かく対応する必要がある、地域特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、武蔵野市都市計画マスタープラン*において土地利用の適切な誘導を促す。

また、武蔵野市景観ガイドライン*に基づき、良好な景観形成等を図る。

2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり

老朽化した都市基盤施設等の安全性の確保や防災機能の向上のため、中長期的な財政状況、社会情勢の変化等を踏まえ、都市基盤施設等の計画的・効率的・効果的な更新や維持管理を実現していく。

(1) 道路分野

安全・安心な道路サービスを提供し続けていくために、効率的な維持管理に努め、市民と行政とが共に道路を維持管理していく仕組みを構築する。

(2) 下水道分野

安定的・持続的に良質な下水道サービスを提供していくため、経営の健全性の確保と計画的・効率的な下水道施設全体の管理を行い、下水道施設の機能確保を図る。

(3) 水道分野

水道水の安定供給を図るため、水道施設の適正な維持管理、更新等を行い、都営水道への一元化を目指した取組みを推進していく。

(4) 建築分野

災害等に対する安全性の確保や商業地、住宅地等のまちの環境の保全のため、民間関係機関と連携し、安心して秩序あるまちづくりを推進していく。

3 誰もが利用しやすい交通環境の整備

地域公共交通*の充実による誰もが安全・安心に利用できる交通環境の確保及び自転車利用環境の整備を推進するとともに、交通に関する新技術を注視しながら、交通管理者、交通事業者等と連携し、市民の移動手段の充実を図る。

4 安全で快適な道路ネットワークの構築

未だ事業化されていない都市計画道路*のうち、歩道幅員や自転車の走行空間が十分に確保されていないものについては、整備に向けた対応を行う。生活道路*への安全対策として、地域交通の安全性や防災性の向上のため、交通安全の取組みや狭あい道路*等の拡幅整備を行う。その他の事業化されていない都市計画道路*や構想段階の区画道路*については、社会情勢や交通需要を踏まえ、必要性の検証を継続的に行い、必要な見直しを進める。

5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり

安心して住み続けられる良好な住環境を形成するため、市民、地域、事業者、関連団体等と連携を図りながら、ハード・ソフト両面から住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。

6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

市内三駅周辺において、それぞれの地域の魅力を生かしながら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

(1) 吉祥寺駅周辺

地域住民、地元事業者、企業等と連携して、吉祥寺の新たな将来像に向けたまちづくりを推進するため、NEXT－吉祥寺に基づき、セントラル、パーク、イースト、ウエストの各エリアの特性を生かしたまちづくりに取り組んでいく。

(2) 三鷹駅周辺

三鷹駅北口街づくりビジョン*に基づき、地域に関わる様々な主体と連携し、「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現に向けたまちづくりを推進する。

(3) 武蔵境駅周辺

武蔵境駅周辺の未整備の都市基盤について着実に事業を推進していく。市民、市民活動団体、事業者等による活動への支援を継続しつつ、駅周辺エリアの魅力を向上させ、発展させるための取組みについて検討する。

この分野の施策は、地域ごとの特性を生かし、市民が参加することによって、より魅力的で活気あふれるまちを生み出すまちづくりを推進するとともに、地域の暮らしを支える道路や上下水道等の都市基盤の整備・維持・更新を行うことを目的とする。

まちづくりについては、これまで培った文化や良好な都市環境を今後も大切に、地域の魅力や価値を向上する活動への支援や、市民と市が連携・協働しながら地域に活力とにぎわいを創出する取組みを推進する。

都市基盤については、市の将来像を見据えた総合的な視点を持ち、新たな価値を創造していくという「再構築」の考え方をもち、取り組み、効率的な財政投資を行うことで、引き続き持続可能で災害に強く、ひとにやさしい武蔵野のまちを実現する。

基本施策1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

都市の空間が魅力的な場所であり続けるためには、市民が自ら地域を豊かにする活動に取り組める環境を整備し、地域の実情にきめ細かく対応する必要がある。そのため、地域特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、改定した武蔵野市都市計画マスタープラン*2021を踏まえ土地利用の適切な誘導の促進や、ウォークアブル*なまちづくりの推進をはじめとした、駅周辺の魅力・活力を向上するまちづくりに取り組む。

公園・緑地等の公共空間の整備や開発事業に伴う公開空地*の誘導等により、ゆとりある街並みを

創出するとともに、街路樹や民有地の緑等を保全することで、良好な都市景観を形成してきたことが高く評価されている。引き続き武蔵野市まちづくり条例*及び武蔵野市景観ガイドライン*に基づく開発調整を行うとともに、今後の屋外広告物*の規制のあり方や誘導の手法について検討する。また、道路の無電柱化、街路樹の整備等により良好な景観を形成し、都市の防災機能や交通環境の向上を図る。

(1) 地域主体のまちづくりへの支援

地域特性に応じた魅力あるまちづくりを進めていくためには、地域が積み重ねてきた風土や文化、活動を捉え、互いの意思や想いを共有するための地域ビジョンを描き、土地利用や活用に関するまちづくりのルールを定めていくことが必要である。令和3(2021)年度に改定した武蔵野市都市計画マスタープラン*2021では、まちづくり活動の展開と支援の中で、まちづくり活動が円滑に取り組まれるよう、制度やルールの創設、規制の緩和等を行うことや、市街地の再整備の際の官民のオープンスペース*を一体的に捉えた、まちづくり活動を促進することなどを示した。具体的なまちづくり活動としては、コロナ禍を契機に、新しい生活様式の定着に対応したオープンスペース*の利活用が行われている。

心地よい都市空間には、通りや建物だけでなく、その場所を使う人々の多様な活動が必要である。社会実験の実施により街路や公開空地*等オープンスペース*の利活用を促進するなど、市民等による自発的・自立的なエリアマネジメント*活動の展開を支援することで、公共空間の社会的で文化的な価値を創出していく。まちづくりを支援する制度については、武蔵野市まちづくり条例*に基づく支援や、都市再生推進法人*に指定した(一財)武蔵野市開発公社*のまちづくり支援業務の充実等も視野に入れ、具体策を検討する。



元町通りテーブル

(2) 計画的な土地利用の誘導と目指すべき都市構造の構築

業務・商業の集積により都市の活力を維持するとともに、良好な住環境を保全するため、都市をマネジメントする視点から、産業振興施策、農業振興施策、地域医療施策等をはじめとした様々な分野との連携を強化する。武蔵野市都市計画マスタープラン*2021では、都市機能の誘導手法や、まちづくりの基礎となる都市構造に関する基本的な方針を示した。少子高齢化の進行や働き方の変化等に対応した暮らしやすい生活圏の形成に向けて、身近な場所における店舗等の生活支援施設、学習や仕事ができる民間施設等の誘導のあり方を研究する。

駅周辺においては、都市機能を誘導・集積していくため、地域の実情に合ったまちづくりの手法等について研究・検討を行う。また、駅周辺を取り囲む地区内環状道路*の形成により、通過車両を迂回させ駅周辺の自動車交通量を抑制することで、歩行者中心のまちづくりを進める。

武蔵野市まちづくり条例*や武蔵野市景観ガイドライン*等の制度や基準については必要に応じた見直しを行う。

(3) 魅力的な都市景観の保全と施策の展開

大人も子どもも親しみを感じることができる質の高い景観づくりが求められており、加えてシビックプライド*の醸成においても景観の重要性が増している。引き続き、武蔵野市まちづくり条例*に基づく開発調整や武蔵野市景観ガイドライン*に基づく景観まちづくりに関するワークショップ等を行いながら、市民、事業者等の意識向上を図る。都市景観の重要な構成要素である屋外広告物*における市の関与については、武蔵野市まちづくり条例*に基づく誘導を続けるとともに、市民や商業者の意向も確認しつつ、今後の規制のあり方や適用範囲、誘導の手法について検討していく。

令和5(2023)年3月に策定した武蔵野市景観道路計画*に基づき、無電柱化をはじめとした取組みにより、良好な景観形成、都市防災機能の強化、歩行者等の交通環境の向上を図る。

景観を構成する重要な要素である道路、公園・緑地、公共施設等の整備については、武蔵野市景観ガイドライン*に示す景観の指針に沿って進める。また、今後も街路樹等の適切な管理や、住宅地の花や庭木の保全等により、沿道景観に配慮したまちづくりを進めていく。

基本施策2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり

本市は他の自治体に比べ、早い時期から都市基盤を全市的に整備してきた。現在、多くの都市基盤施設等は更新時期を迎えているため、老朽化した施設の安全性の確保や防災機能の向上が必要である。長期的な視点を持ち、施設の更新や維持保全などを計画的に行うために策定した武蔵野市公共施設等総合管理計画*に基づき、都市基盤施設等の計画的・効率的・効果的な更新や維持管理を実現していく。

【道路分野】

本市の道路施設は、舗装や橋りょう等においては予防保全型の管理を行うとともに、その他の施設に対してはパトロール等による点検を実施し、安全・安心な道路サービスを提供してきた。現状の道路サービスを続けていくうえで、効率的な維持管理に努めるとともに、市民や企業等が道路の維持管理に参画できる仕組みづくりに取り組んでいく。

(1) 計画的・効率的・持続的な道路施設管理

武蔵野市道路総合管理計画*に基づき、計画的・効率的・持続的な道路管理を推進する。また、効率的な道路施設の状況把握や日常点検等の実施に向けて、道路の損傷診断等における新技術を活用していく。

道路上に無秩序に置かれる違法な路上看板等に対して、各地区の商店会や事業者と連携した啓発活動の体制構築の仕組みづくりについて検討する。

伏見通りは広域的な道路機能を有し、平和通りはまちの賑わいを創出する可能性を秘めている。伏見通りは市が、平和通りは東京都が管理しているが、それぞれの道路機能に適した道路管理主体となることが望ましいことから、東京都と引き続き、移管に向けて協議を進める。

(2) 市民と行政との連携・協働による道路管理

道路管理について市民等への情報発信と連携・協働を促進するために導入した、アプリを活用した市民通報システムの一層の活用を促進する。また、市民と連携・協働した道路管理の実現に向け、道路の美化活動等を行う市民団体に対して、都市再生推進法人*である(一財)武蔵野市開発公社*と連携して支援の検討を行っていく。

【下水道分野】

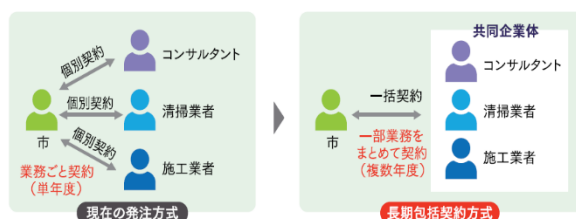
本市の下水道施設は、昭和40年代(1965～1974)に集中的に整備を進め、昭和62(1987)年に普及率100%を達成した。これからも安定的・持続的に良質な下水道サービスを提供していくため、経営の健全性の確保とともに、中長期にわたり、様々な事業を計画的・効率的に推進していく。

(1) 持続可能な下水道事業の運営

下水道ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査、修繕・改築を着実に推進するとともに、計画の見直しにおいては、これまでに蓄積された施設情報等を最大限活用し、ストックマネジメントの精度向上を図り、計画的かつ効率的に施設を管理する。

今後増加する老朽化対策事業等をはじめ、下水道事業を安定的に実施するためには、民間活用や広域化・共同化により、執行体制を確保していく必要がある。

下水道施設の維持管理や修繕・改築等においては、令和6(2024)年度から長期包括契約方式*を試行的に導入し、効果検証を行い、令和10(2028)年度からの本格導入に向けて、事業内容等を検討する。また、都が令和4(2022)年度に策定した東京都の汚水処理に関する広域化・共同化計画に基づき、災害時の受援体制整備や技術・ノウハウ等の共有など、関係自治体と連携した事業運営を推進する。



長期包括契約方式のイメージ図

長年の課題である野川水再生センター(仮称)の建設に合わせた汚水送水先の切り替え等の大型建設事業について、都の多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画*の見直し状況等に注視し、関係自治体の動向等を踏まえながら、本市の対応方針について検討する。

市内の下水道の雨水排水能力が不足する地域については、近年の気候変動に伴う降雨量の増加等も踏まえ、今後策定する武蔵野市雨水管理計画(仮称)に基づき、中長期にわたって段階的に雨水対策を進め、市内の雨水排水能力の向上を図る。

(2) 安定的な下水道事業経営

下水道事業の経営安定化に向けて、使用料の見直しや企業債発行額の抑制などの取組みを進めてきたが、今後も浸水対策や老朽化対策、大型下水道建設事業等の必要な建設投資を行うため、使用料や国庫補助金等の財源の確保とともに、公営企業としての更なる効率的な事業経営を実施していく。また、4年毎に下水道事業経営の在り方検討を継続し、将来にわたって下水道事業経営の健全化を図っていく。

【水道分野】

新型コロナウイルス感染症による社会動向の変化や節水機器の普及等の影響もあり、給水量や料金収入は減少傾向となっている。一方、水道施設（浄水場・水源井戸・配水管路）の維持更新や地震等の災害への速やかな対策を進める必要がある。このような状況は、全国的な中小規模水道事業における共通課題であることから、国においても、水道事業の広域化・共同化を、経営基盤強化の有効な手段の一つとしている。

本市においても、今後も市民に安全で安定的な水道水を供給していくため、引き続き都営水道一元化*に向け、具体的な課題整理等の協議を進めるとともに、配水管路の耐震化を進め、水道施設の適切な維持管理を行う。

(1) 都営水道一元化*の推進

本市は、これまで必要量の100%の水源を確保できないながらも市単独で事業を行ってきたが、全国の中小規模水道事業者と同様の課題を抱えており、今後単独事業を維持していくことは困難である。将来にわたり安全・安心な水道水の供給の持続性を高めるため、都営水道への一元化を目指した取り組みを引き続き推進していく。

(2) 安定的な水道事業運営

節水機器の普及等により、給水量は減少傾向にあるため、大幅な収益の増加は見込めない状況にある。一方、安定的に水道水を供給していくためには、施設の維持管理や施設更新を継続的に実施していく必要がある。そのため、武蔵野市水道事業運営プラン*の財政計画として経営戦略プラン*を位置付け、継続可能な水道事業経営に適した料金体系の検討などを含め策定に着手するとともに、配水管網の耐震化の促進、浄水場施設の設備等の更新、水源施設の維持管理等を適切に行っていく。また、水道水の水質については、水道法による検査が義務付けられている項目だけでなく、有機フッ素化合物*等の水質検査についても、国の動向を注視しながら、継続的に実施し、市民に適切な情報発信を行っていく。

【建築分野】

災害等への安全性や商業地、住宅地等のまちの環境を守るために、民間関係機関と連携し、安心で秩序あるまちづくりを推進していく。

(1) 建築物の安全性や質の向上

建築確認や検査の多くを担う民間関係機関との連携や、既存建築物・設備等に対する定期報告制度を活用した適正な使用・維持管理、違反建築物の取締りを強化し、市街地の安全性の向上を図る。

また、良質な建築計画の認定や既存建築物の再生・有効活用に伴う用途変更などに関する制度改善により、長期間、有効に活用され続ける建築物を増やし、市街地の質の向上を図る。

基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備

本市は交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅を中心とした路線バス・ムーバス*・レモンキャブ*等の交通網が形成され、地域公共交通*の利便性が高い都市である。また、起伏が少なく平坦

で、自転車の走行に適した地形である。

地域公共交通*の充実による誰もが安全・安心に利用できる交通環境の確保及び自転車利用環境の整備を推進するとともに、ITS*（高度道路交通システム）等の交通に関する新技術について、その安全性も含め動向に注視しながら、交通管理者、交通事業者等と連携し、将来にわたり市民の移動手段の確保を図る。

(1) 人にやさしいまちづくり

生活様式の変化や少子高齢化の進行等による交通環境の変化に対応するとともに、歩行者優先の歩いて楽しいまちづくりを実現するため、武蔵野市バリアフリー基本構想*2022に基づき、武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画*による歩道の新設・拡幅・セミフラット化*、視覚障害者誘導用ブロックの整備・更新等をはじめとして、都市公園*、建築物や地域公共交通*を含め、全ての人にやさしいまちづくりを推進する。また、既存道路の道路改良等にあわせ、幅員構成の見直しや防護柵の新設・改修等を実施し、引き続き安全で快適な道路空間を整備する。



バリアフリーに配慮した市道第 73 号線

市内で自転車に関与する交通事故の件数は増加傾向にある。自転車利用の際の交通ルールへの遵守と交通マナーの向上を図るため、警察や交通安全協会等の様々な関係団体との連携により、自転車の安全利用に関する教育や啓発を段階的かつ体系的に実施する。

(2) 市民の移動手段の確保

高齢化の進行等に伴い、交通弱者に対応した交通環境の整備が求められる一方、地域公共交通*における乗務員不足等も生じている。現在の地域公共交通*網を維持しつつ、限られた交通資源を相互補完し、効果的かつ効率的に活用していく必要がある。また、地域公共交通*の利用に不便を感じながらも、レモンキャブ*やリフトタクシーつながり*の登録対象とならない高齢者等に対して、地域公共交通*と福祉交通の連携等による対応を検討する。ムーバス*の事業展開や料金体系については、今後の市民サービスのあり方、受益者負担や公平性、事業効率性等、様々な視点から検討する。

(3) 地域の実態に沿った自転車利用環境の整備

公共自転車駐車場は、借地や市有地の暫定利用が多いため、恒久的な用地確保が求められているが、難しい状況にある。また、駅周辺の商業が集積するエリアでは、走行自転車と歩行者との輻輳や、建物更新における附置義務自転車駐車場*の整備が課題となっている。恒久的に維持できる施設の確保に努めるとともに、既存施設の利用形態の検証・見直し等による有効な利活用を図り、民間と連携しつつ、大型車優先ゾーンの設置など駐輪需要への対応を進める。今後設置する公共自転車駐車場については、まちづくりに関する個別計画との整合を図るとともに、駅前から一定程度離れた

場所に配置するなど、自転車の走行動線及び駅周辺の歩行環境の確保を考慮し、適正な自転車駐車場の配置について検討する。また、附置義務自転車駐車場*の整備が建物更新の支障となる場合は、隔地設置や地域単位での設置について検討する。

基本施策4 安全で快適な道路ネットワークの構築

市内の都市計画道路*の整備率は約62%であり、南北方向に比べ東西方向の整備が進んでいない。計画的・効率的に道路整備に着手している路線がある一方で、未だ着手されていない路線(未着手路線*)があり、歩行空間や自転車の走行空間が十分確保されていない区間については整備に向けた対応を行うとともに、生活道路*の安全対策として、地域交通の安全性や防災性の向上のため、交通安全の取組みや狭あい道路*等の拡幅整備を行う。その他の事業化されていない都市計画道路*や構想段階の区画道路*については、社会情勢や交通需要を踏まえ、今後の交通体系と誰もが使いやすい交通環境のあり方の視点から必要性の検証を継続的に行い、必要な見直しを進める。

(1) 生活道路*への安全対策

道路ネットワークが十分に構築されていないことなどにより、生活道路*を抜け道として使う通過車両や重量・速度規制等に対する違反車両の流入が課題となっている。引き続き、警察等の関係機関との連携による通学路の危険箇所の点検を行うとともに、地域住民の理解・協力を踏まえた地域単位での安全対策や幹線道路に囲まれたエリアごとの適切な交通処理を検討し、生活道路*の安全性向上を図る。



生活道路の安全管理（末広通り）

防災性の向上と交通の円滑化等を図るため、必要な区画道路*を計画的に整備するとともに、幅員4メートルに満たない狭あい道路*においては、沿道の建築物の建替えにあわせて拡幅整備することにより、安全・安心で快適なまちづくりを推進する。

(2) 都市計画道路*ネットワーク整備の推進

市内の都市計画道路*は都市計画事業として着手していない区間も多いため、ネットワーク整備の推進によって、円滑な交通処理や生活道路*への通過車両の進入抑制等を行っていく必要がある。また、交通需要に見合った幅員が確保されていない概成道路*では、歩行者や自転車が安全に利用できる環境が整っていない状況にある。

都市計画道路*ネットワークの整備に向け、第四次事業化計画*に基づき優先整備路線に位置付けられた都市計画道路*については、事業主体である東京都と協力して事業を推進していく。特に女子大通りについては歩道が狭く、自転車走行空間も設けられていないため、車いすやベビーカーの利用者、児童生徒等の歩行者や自転車利用者など、誰もが安全・安心に通行できるように拡幅する

必要がある。また、一般延焼遮断帯*や緊急輸送道路*としても位置付けられており、拡幅により防災性の向上が図られることから、引き続き、東京都へ早期の事業化を要請する。事業に際し影響を受ける沿道の市民には、今後も話し合いを行うとともに、生活再建に配慮した丁寧な対応を東京都に求めている。

優先整備路線に選定されていない五日市街道や井ノ頭通りについては、歩行者や自転車の安全で快適な通行環境の確保に向け、引き続き東京都に事業化を要請する。

(3) 外環道路への対応

市内が大深度区間となっている都市高速道路外郭環状線*については、生活道路*が抜け道となるような交通への影響、大気質や地下水等の環境への影響など、工事期間中や開通後の安全性等に対する市民の不安や懸念を払拭していく必要がある。そのため、引き続き、検討課題とその解決に向けてとりまとめた「対応の方針*」の確実な履行と、事業進捗にあわせた適時適切な情報提供を事業者に対して求めるとともに、令和2(2020)年10月に調布市で発生した陥没事故を踏まえ、安全・安心な工事の実施を事業者へ要請していく。

外郭環状線の2*については、地域の安全性の確保、広域的な交通環境の改善等とともに、地域分断や生活道路*への通過交通の流入などによる住環境の悪化等の課題もあるため、総合的な検討が必要となる。本路線は、本市のほか杉並区、三鷹市にまたがる路線であるが、その検討状況は異なっている。話し合いの会*や市議会から必要性を問う意見のほか、話し合いの会*の中間まとめの早期取りまとめの要請等が出されている経緯を踏まえ、今後も地域住民の意見を十分に尊重するとともに、沿線区市の検討状況を注視し、連携を図りながら、引き続き、東京都に対して検討のプロセス*に沿った丁寧な対応を求めている。

基本施策5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり

住宅は生活の基盤であるとともに、まちを形づくる基本的な要素である。安心して心地よく住み続けられる住まいや良好な住環境を形成するため、市民、地域、事業者、関連団体等と連携を図りながら、ハード・ソフト両面から住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。

(1) 総合的・計画的な住宅施策の推進

武蔵野市第四次住宅マスタープラン*に基づき、多様化する市民の暮らしへの対応、良質な住まいの確保、安全・魅力あるまちの維持・形成のため、多様な主体と連携・協働し、住宅関連施策を総合的に進めている。

(2) 多様な世帯に対応した住まいへの支援

高齢社会の進行等に伴い、住宅困窮世帯(者)の増加が想定されるため、あんしん住まい推進協議会*での協議を踏まえ、庁内関係課・不動産関係団体・福祉関係団体が連携し、賃貸住宅の入居希望者への支援と入居先建物所有者への支援により、住宅困窮世帯(者)の居住の安定確保を図る。

市営住宅については、限られたストックを公平に提供できるよう、適切な入居管理を行うとともに、住戸種別や入居年数の運用について検討を行う。福祉型住宅については、福祉施策との連携を図り、

その維持管理の方法について検討を行う。

(3) 良好な住環境づくりへの支援

空き住宅等については発生抑制・適正管理・利活用に向けた施策を展開する。高経年の分譲マンションについては、適正な維持管理を促すための支援を行う。また、住宅全般については環境配慮やバリアフリーといった快適性や安全性向上のための支援等、専門家団体等と連携を図りながら、良好な住環境づくりへの支援を進めていく。

基本施策6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

社会情勢の変化や都市間競争が激しくなる中、交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境駅周辺においては、交通・防災・文化・商業等の様々な視点により、それぞれの地域の魅力を生かしながら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

(1) 吉祥寺駅周辺

様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるまちであり続けるため、引き続き、都立井の頭恩賜公園等の自然環境、回遊性や界限性を備えた商業地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された資源を活用しながら、市民、事業者等と連携してまちづくりに取り組む。

セントラルエリアは、ハーモニカ横丁*をはじめとした吉祥寺ならではの魅力を有しているが、建築物の高経年化等の問題を抱えている。区画道路*の整備促進、附置義務駐車場*や自転車駐車場の適正配置、地区計画の策定による合理的な土地利用等により建築物の建替え促進を図る。あわせて、(一財)武蔵野市開発公社*が検討を進めているF&Fビルの更新を視野に入れたあり方について、まちづくりの観点から関与していく。



吉祥寺駅

パークエリアは、公共交通利用者の利便性や歩行者の安全性を向上するため、南口駅前広場の整備を推進するとともに、吉祥寺大通りの広場利用や周辺街区の活用の可能性を検討し、交通環境基本方針の策定を進める。また、社会実験やオープンハウスを通じた将来のまちづくりへの機運醸成を図り、市民やまちの関係者との対話を経て、都市基盤に加え、芸術文化、産業・経済等の視点や有識者の知見を踏まえ、武蔵野公会堂を含むパークエリアの将来像の立案を目指す。

イーストエリアは、これまでの環境浄化の取組みを継続するとともに、武蔵野市まちづくり条例*に基づき民間開発事業の調整を行うことで、良好な街並みの形成に努める。また、吉祥寺シアターの立地や音楽スタジオの集積などにより新たな魅力が芽生えつつあるが、まだまちの潜在力を十分に引き出せていない。快適性や安全性、地域性を備えた魅力あるエリアを形成するため、点在する公共自転車駐車場の吉祥寺本町1丁目 27 番街区への集約化、消防団第2分団詰所の建替え、本町コミュニテ

ィセンターの移転に向けた具体的検討を進めるとともに、基盤整備の基本となる市道第 298 号線・299 号線の拡幅整備事業を行う。

ウエストエリアは、歩行者が多い道路に進入する自動車や自転車への対応や景観に配慮した道路空間の整備等、住環境と商業環境の調和に留意したまちづくりを多様な主体とともに進める。

(2) 三鷹駅周辺

三鷹駅周辺は、三鷹駅北口街づくりビジョン*に位置付けられた「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現に向けて地域に関わる様々な主体と連携しながらまちづくりを進めてきた。

補助幹線道路*の整備を契機とした交通環境の変化を見据え、広く意見を聴く場としてワークショップやオープンハウス、三鷹駅北口に関係の深い団体の意見を聴く場として研究会を開催しており、これらを踏まえ交通環境基本方針を策定したうえで、実現性の観点で検討を深める。駅前広場の拡充については、民間の開発動向を踏まえた事業手法も視野に入れ多角的な観点から検討する。

これらの検討を踏まえ玉川上水を生かした緑豊かでのぎわいの広がる空間の創出やパブリックスペースを利活用したにぎわいづくり、企業にとって魅力ある立地環境と良好な住環境との調和と充実等を図るため、三鷹駅北口街づくりビジョン*の改定を行う。

(3) 武蔵境駅周辺

武蔵境駅周辺は、「うるおい・ふれあい・にぎわい、これからのまち武蔵境」を定め、鉄道の高架化に伴う南北一体のまちづくりを進めるとともに、地元商店街や各市民団体による市民参加で、魅力あるまちづくりに取り組んできた。これまで駅周辺の都市基盤整備を進めてきたが、引き続き、武蔵境駅北口の区画道路*や天文台通り等の駅周辺の道路整備に取り組むとともに、駅前の貴重なオープンスペース*である境南ふれあい広場公園の再整備を含めた検討を実施するなど、地域が主体となったまちのにぎわいづくりを継続的に支援し、駅周辺の魅力を向上させるための取組みを進める。

6 行財政

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 市民参加と連携・協働の推進

高齢世代のほか、まちの将来の担い手として期待される若者、子育て世代、転入者等の市政や地域への参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を高め、市民自治によるまちづくりの発展を図る。

より丁寧で効果的な市民参加手法を整え、市民・市民団体をはじめとする様々な主体との連携・協働の取組みを推進していく。

2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション*

様々な手段を活用し、市民に確実に市政情報を届ける仕組みを構築するとともに、市民の多様なニーズ、地域が抱える課題等を的確に把握するため、広聴手段の充実を図る。

また、住み続けたい・住みたい・訪れたいとの思いを高める本市への愛着の醸成に取り組み、来街者も含めた広い対象に対してシティプロモーション*を戦略的に進めていく。

3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用

個々の公共施設等の維持・更新にとどまらず、本市の将来像を見据えた総合的な視点で新たな価値を創造する「再構築」の考え方を持って、武蔵野市公共施設等総合管理計画*を基に取組みを推進する。

また、市有地を有効に活用し、市民サービスの拡充を図るとともに、持続可能な財政運営を行っていくため、管理コストの節減と歳入の増加にも一体的に取り組む。

4 社会の変化に対応していく行財政運営

経営力の強化と行財政改革を推進し、限られた経営資源を優先度の高い施策に積極的に配分していく。ICT*を積極的に活用し、市民サービスの質、業務の正確性・効率性の向上や、職員のワーク・ライフ・マネジメント*の実践につなげていく。また、市政運営上の様々なリスクへの取組みをさらに強化していく。

財政援助出資団体*の経営改革等を支援し、適切な評価と指導・監督を行っていく。

5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化

既存業務の効率化と再構築を進めるとともに、職員の資質と能力を伸ばし、多様性を最大限に生かして、組織力の向上を図るため、先進的な行政に資する有為で多様な人材の確保・育成の強化と、各職員が十分に力を発揮できる環境づくりや人事・給与制度の改善に取り組む。

この分野は、拡大し高度化する公共課題に対して限られた経営資源を最大限有効に活用し、市民に信頼される市政運営を推進するために必要な体制や仕組みの整備を主たる目的としている。市民自治によるまちづくりの発展に向けて、市民参加と多様な主体との連携・協働を推進するとともに、希望と活力に満ちた将来の武蔵野市を築くための挑戦ができる財政状況を確認し、その健全性を将来にわたり維持していく。また、長期の視野に立った優先度の高い重要な施策については、未来への投

資として、失敗を恐れずに検討し、取り組む。そのため、事業の見直し等による市職員の業務負荷の改善や人材育成の充実を図る。

基本施策1 市民参加と連携・協働の推進

本市の市民自治による市政運営や共助のまちづくりは、活発な市民参加と協働の取組みにより支えられてきたが、参加する市民の固定化に伴い、市民参加の裾野の拡大が課題となっている。高齢世代のほか、まちの将来の担い手として期待される若者、子育て世代、転入者等の市政や地域への参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を高め、市民自治によるまちづくりの発展を図る。

より丁寧で効果的な市民参加手法を整え、市民・市民団体をはじめとする様々な主体との対話を重視した連携・協働の取組みを推進する。

(1) 自治基本条例*に基づく市政運営

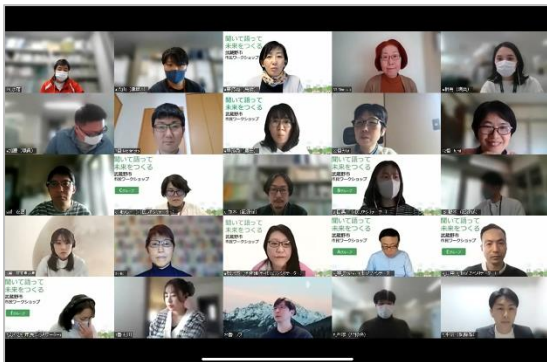
重要な条例や計画、施策等具体的な市政運営を通して、武蔵野市自治基本条例*に基づく市民自治の考え方について再確認する機会を、長期計画策定前等に設ける。また、住民投票制度については、有識者との論点整理を踏まえ、市民等との熟議・熟慮を重ねながら検討を進め、本市の市民自治にふさわしい住民投票条例の制定を目指す。

国等からの要請により各分野において多くの計画等が策定されており、計画の改定等に多くの労力が割かれている。必要に応じて既存の計画の再編や今後新たに策定する場合には、既存計画との統合を検討し、市民にとってより分かりやすい市政運営と事業執行への適切な行政資源の配分を図る。

(2) 市民参加の充実と情報共有の推進

市政への関心・主体意識を高め、市民参加の機会を広げるため、情報発信の工夫やデジタル技術を活用した手法を検討する。特にまちの将来の担い手となる中高生世代など若い世代が自らの目線で情報発信できる手法や、これを市政に反映する仕組み等の研究・検討を進め、若い世代がより市政へ関心を寄せるとともに、まちへの愛着を高めることができる環境づくりに努める。

また、市民同士の活発な議論と学び合いを促し、参加者同士の一体感や今後の市政参加への意欲醸成を図るため、市民ファシリテーター*の活用や参加後の市政情報の提供などにより、次なる市政参加につながる取組みを行う。



オンラインワークショップ



中高生世代と策定委員会の意見交換

(3) 様々な主体との連携・協働の推進

公共課題の多様化と量的拡大に対応するため、市民・市民団体の主体性を生かした連携・協働のさらなる充実のほか、財政援助出資団体*や民間企業・大学等それぞれの強みを生かした公民連携の積極的な活用を検討する。また、近隣自治体との情報共有や連携によるまちづくりや事例検討、合同勉強会などにより、効率的・効果的なサービス提供を進める。

市職員が地域に出向く機会を創出し、市民とともに学び、市民との信頼関係及び相互理解を深め、地域との連携・協働を推進する。

基本施策2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション*

市民と市が情報を共有し、透明性を高めていくことが市政への信頼向上に不可欠である。様々な手段を活用し、市民に多面的に市政情報を届ける仕組みを構築するとともに、市民の多様なニーズ、地域が抱える課題等を的確に把握するため、広聴手段の充実を図る。

また、住みたい・住みたい・訪れたいとの思いを高める本市への愛着を醸成し、来街者も含めた広い対象に対してシティプロモーション*を戦略的に進める。

(1) 「伝える」「伝わる」情報提供の推進

市政の課題解決のためには、市民の参画と協働が重要である。そのための土台として、市民が求める市政情報を分かりやすくかつ正確に発信し、市民と市との信頼関係の強化を図る。加えて、市民のライフスタイルの多様化やデジタル技術の発展など社会環境の変化を踏まえ、市民に対して分かりやすく、適切な方法でより親しみやすい情報発信を強化するため、外部人材の知見や技術を積極的に役立てていくことを検討し、伝わる情報提供を進める。

(2) 広聴の充実と広聴・広報の連携の推進

市民の多様なニーズを的確に把握するため、隔年で交互に実施している市政アンケート*と市民意識調査*について、市民意識調査*の実施手法等の拡充や市政アンケート*のあり方も含めた再考が必要である。デジタル技術を活用し調査頻度や調査対象を拡充するなど、両者の利点を組み合わせた手法を検討する。行政評価制度との連動、広報との連携により、把握した市民ニーズの全庁的な共有と施策への反映を行う。

市民と市長のふれあいトークや市長への手紙等の各種広聴手段の取組みとともに、相談業務において来庁や訪問が不要な場合については、情報セキュリティを考慮しながら、オンライン相談の導入に向けて検討し、相談体制の充実を図る。

(3) シティプロモーション*の推進

地域間競争や少子高齢化が加速する中で、多様化する市民ニーズや価値観の変化に対応したシティプロモーション*を展開するには、従来から一歩進んだ戦略的な取組みが求められる。本市が持続的に発展し、市民参加によるまちづくりを進めていくために、市の政策や事業、地域独自の魅力をさらに磨き上げるとともに、市内外へ積極的に発信し、本市の魅力と都市ブランド(まちの認知度・信頼度)を向上させ、市民が地域に対する愛着と誇りを感じることができる取組みを進める。

基本施策3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用

公共施設や都市基盤施設は、市民生活を支えるとともに、まちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素である。今後は個々の公共施設等の維持・更新にとどまらず、第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画*に基づき、本市の将来像を見据えた大きな視点をもって、必要な投資は行いながら新たな価値を創造するなど、施設の再構築を図る。

公共施設や都市基盤施設の整備及び管理の適正化、サービスの提供主体の最適化、公共施設のあり方の見直し、未利用市有地の有効活用を進めるうえでは、従来の考え方にとらわれることなく、市民との協働や民間活力の活用による公民連携により取組みを推進する。

(1) 公共施設等の計画的な維持・更新

第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画*に基づき、市全体の将来像を見据え、総合的かつ分野横断的な検討によって取組みを進める。計画策定後の急激な建設物価の上昇などの社会情勢の変化を踏まえ、公共施設の複合化・多機能化や、延命化*も含めた更新時期等の検討を行いながら、第3期武蔵野市公共施設等総合管理計画*の策定を行い、財政負担の軽減・平準化を図る。

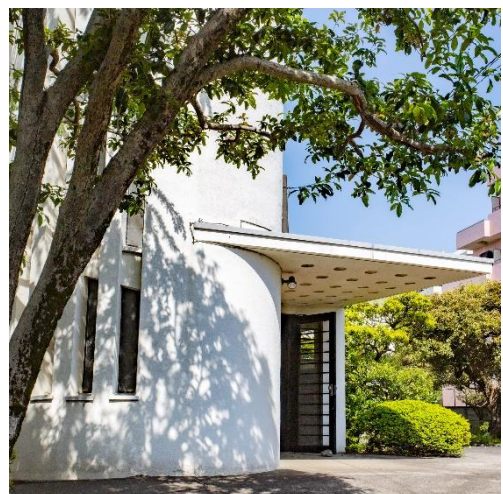
市内公共施設の老朽化が進み、築後30年以上経過する建物が70%を超えている。武蔵野市公共施設保全改修計画*に基づき、建物の用途や規模等に応じた適正な改修手法を選択し、計画的に実施していくことで、目標耐用年数までの健全な機能維持を図る。また、効率的な機能維持の実現に向け、複数の公共施設を包括的に維持管理する仕組みについて検討する。

昨今の社会情勢による物価上昇、製作納期遅延(長納期化)に対応するため、債務負担行為*をこれまで以上に積極的に活用し、適切な工期の確保により、確実な工事履行を目指す。

(2) 市有地の有効活用

一定年数活用されていない市有地のうち、立地条件や敷地条件などにより将来的に公共事業用地として活用が見込める土地は、市の適正な関与を残しながら民間事業者を活用を委ねていくなど、新たな手法も研究するほか、一時貸付けや暫定活用も行いながら、まちの魅力向上や市民サービスの拡充につなげる。今後も公共的活用が見込めない土地は、本来あるべき市街地環境の形成や、歳入確保につなげるために、売払いに係る判断基準等を整理、明確化するなど、平成21(2009)年に策定した「未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針*」の見直しを行い、適時適切な売払いを行う。

旧赤星鉄馬邸など市有財産の利活用にあたっては、本市の地域特性などを踏まえつつ、これまでの行政分野を超えて本市が抱える公共課題に資する最適な事業手法を選択することが重要であり、公民連携の視点も持ちながら取り組んでいく。



旧赤星鉄馬邸

PPPガイドライン*を改定し、市有地貸付け方式だけではなく本市における公民連携のあり方を幅広く整理することで、本市の実情に沿った運用を図っていくとともに、これまでの経験を踏まえ、公民連携の取組み体制を整備、強化していくことを検討する。

基本施策4 社会の変化に対応していく行財政運営

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた行財政運営が求められる。変化が激しい社会経済状況において、健全財政を維持しつつ、より質の高い行政運営を行えるよう、公民連携等も活用した行財政改革を推進し、限られた経営資源を優先度の高い施策に積極的に配分するなど経営力を強化していく。進歩の目覚ましいデジタル技術を積極的に活用し、市民サービスの質、業務の正確性・効率性の向上や、職員のワーク・ライフ・マネジメント*の実践につなげる。また、市政運営上の様々なリスクへの取組みをさらに強化する。

市とともに公共サービスの一部を担っている財政援助出資団体*については、設立目的や役割等を考慮しながら、より効率的・効果的な運営に向けて経営改革等を支援し、適切な評価と指導・監督を行う。

(1) 経営資源を最大限活用するための仕組みの構築

新たな行政評価制度(案)は、本計画策定過程での試行から得られた知見を踏まえ、次期長期計画策定において本格実施できるように完成させる。

新たな事務事業見直しの仕組みについては、必要な施策を効率的に実施するための基盤として、予算概算要求や政策再編等との連動を意識しながら運用するとともに、デジタル技術導入等による業務効率化の契機として活用する。

(2) 健全な財政運営を維持するための体制強化

物価高騰のほか、公共施設の建替えの本格化などにより、今後、投資的経費*等の事業経費の増大が見込まれる。そのような中にあっても、新規政策については財源も含めた十分な検討を行うなど、財政規律を維持しながら、必要な投資については積極的に行う必要がある。

歳入確保に向けて、市税等徴収率の維持・向上、適切な債権の管理、基金と市債の活用、市有財産の有効活用、広告料収入の拡大など様々な取組みを行う。ふるさと納税制度による減収の度合いが年々増大していることから、減収状況や市政への影響度合いを的確に把握するとともに、その状況を市民に対してわかりやすく周知し、減収拡大の抑制を図る。

同時に、歳出については、事務事業及び補助金等の見直しの実施、政策再編による事業の組み替えや廃止を行い、経常的事業経費の節減に取り組みながら、より重要な施策への予算配分を行う。

入札・契約制度を取り巻く社会の多様な要求に応えることやそのためのコスト負担について、公平性・透明性・競争性を維持しつつ、制度のあり方を常に検証し、改善を図る必要がある。入札及び契約については、物価高騰を含む様々な社会情勢の変化に対応できるよう、不調という結果のみにとらわれず、市場の競争原理を活用した市財政の効率的な運用と事業の円滑な遂行という点に十分配慮

しつつ、引き続き取り組んでいく。そのうえで、多様な発注方式の研究及び実施に関して、庁内に設置した入札制度等検討委員会において多角的な視点から検討する。

(3) 自治体DX*の推進

職員のワーク・ライフ・マネジメント*を支援しつつ、質の高い市民サービスを提供するため、また社会・経済の変化に対応していくため、武蔵野市第七次総合情報化基本計画に基づき、行政文書の電子化のほか、AI*やクラウド等のデジタル技術の活用により、行政サービスの利便性向上、業務生産性の向上、情報セキュリティ対策の強化等、全庁横断的なDX*推進に取り組む。あわせて、新たな行政サービスについても検討する。

(4) リスク管理能力・危機対応力の強化

市政運営におけるリスクの早期発見と発生防止のため、各種点検等の内容や方法を適宜見直し、リスク管理の一層の強化を図る。

地方自治法の改正により、努力義務化された内部統制*制度の導入については、本市のような小規模自治体においては負荷も大きいと、従前から行っているリスクマネジメントの取組みとの関係を整理したうえで検討する。

災害時の執行体制や対応手順等を定めた業務継続計画(BCP*)や、本市職員のみでは対応ができない事態を想定した受援マニュアル*についても適宜見直しを図る。

インターネットのリスク対策、情報システム環境の変化に合わせた情報セキュリティポリシーの改定などを行い、「市民の利便性の向上」と「個人情報を含む機密情報の保護」の両立に向けた情報セキュリティ対策を行う。

(5) 行政サービスにおける受益と負担の適正化

行政サービスにおける受益と負担の公平性を維持するため、定期的な手数料・使用料の一斉見直しを引き続き行う。今後、利用者が負担すべき費用の範囲や新たな課題への対応について第三者の意見を取り入れるため、審議会の設置等について検討する。

国民健康保険においては、被保険者の高齢化、医療技術の高度化に伴い、医療費は増加傾向にある。保険者として、武蔵野市国民健康保険財政健全化計画に基づき、医療費の適正化等による歳出の抑制や、収納率の向上、保険税率の見直しなどによる歳入の確保に取り組む。また、東京都国民健康保険運営方針や国の動向にも注視し、適正な国民健康保険事業の運営を目指す。

(6) 財政援助出資団体*の経営改革等の支援、指定管理者制度の効果的な運用

変化の激しい現代社会において、公共課題や市民ニーズに鋭敏かつ的確に対応することがこれまで以上に求められる。専門的な公共サービスを機動的かつ安定的に提供する主体としての財政援助出資団体*との関係は、設立時の出資・出捐という関係のみならず、公共課題を連携・協働して解決する主体同士の関係として捉えることも必要である。このような視点に立ち、「財政援助出資団体*に対する指導監督の基本方針」を改定する。また、指定管理者制度について、公の施設の設置目的をいかに達成するかという観点に立って、指定管理者制度に関する運用指針に基づき効果的に運用する。

(7) 新たなニーズに応える組織のあり方の検討

市民ニーズの多様化・複雑化に伴う分野を超えた地域課題の解決に向け、コロナ禍での柔軟な組織運営の経験も踏まえ、既存の各部・課をまたがる分野横断的な事業に取り組めるよう、引き続き組織再編やプロジェクトチームを編成する。また、所管の事務分掌にとどまらず、分野横断的な事業の全体像を共有し、活発な議論を通して、創意工夫や新たな取組みにつなげる。

基本施策5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化

時代により変化し、多様化・高度化する公共課題に的確に対応し、本市の魅力と活力を高めていくため、最重要となる経営資源は、人材である。今後新たな公共課題に対応していくためには、既存業務の効率化と再構築を進めるとともに、職員の資質と能力を伸ばし、多様性を最大限に生かして、組織力の向上を図る必要がある。そのため、先進的な行政に資する有為で多様な人材の確保・育成の強化と、各職員が十分に力を発揮できる環境づくりや人事・給与制度の改善に取り組む。

(1) 課題に的確に対応できる人材の確保・育成と組織の活性化

多様化・高度化する公共課題に的確に対応するため、民間企業や国・他自治体の採用動向を踏まえたうえで多様な人材を確保するとともに、より適切な配置や育成を行うための方策を検討する。特に一般技術職については、近時の採用状況を踏まえ、庁内ワーキングやインターンシップの活用等、採用を支援する全庁的な体制を構築し、多様な採用手法を検討する。福祉職などの他の専門職については、そのあり方や人材確保の方策を検討する。

また、市内外の有識者、国、他の自治体、民間企業及び調査研究機関等とのネットワークの強化、交流や派遣研修の充実を図るとともに、特に自治体 DX*推進のための取組みを強化する。加えて、副業と兼業の進展に伴い、専門的な知見、技術を有する市民を活用した人材登用についても研究する。



職員採用 PR リーフレット

(2) ダイバーシティ*推進、ワーク・ライフ・マネジメント*支援と組織活性化

労働・生活をめぐる環境の多様化を踏まえ、全ての職員が仕事と生活のバランスを取り、心身ともに健康で意欲をもって能力を十分に発揮できるよう、障害者任用をはじめ、ダイバーシティ*の取組みを推進する。また、職員間での業務負担の平準化、テレワークの本格導入、メンタルヘルスケアの取組みの強化等を実施し、職員の働きやすい環境づくりを行うとともに、所属にとらわれない職員間の意見交換が円滑に行われるような職場の風土を醸成する。

定年延長制度*の実施に伴い、高年齢層の職員の増加を踏まえた適切な組織運営について検討するとともに、職員のモチベーションを維持・向上し、かつ、これまで培ってきた知見を生かす職務のあり方を検討する。

第7章 財政計画

1 日本経済の情勢と国の財政

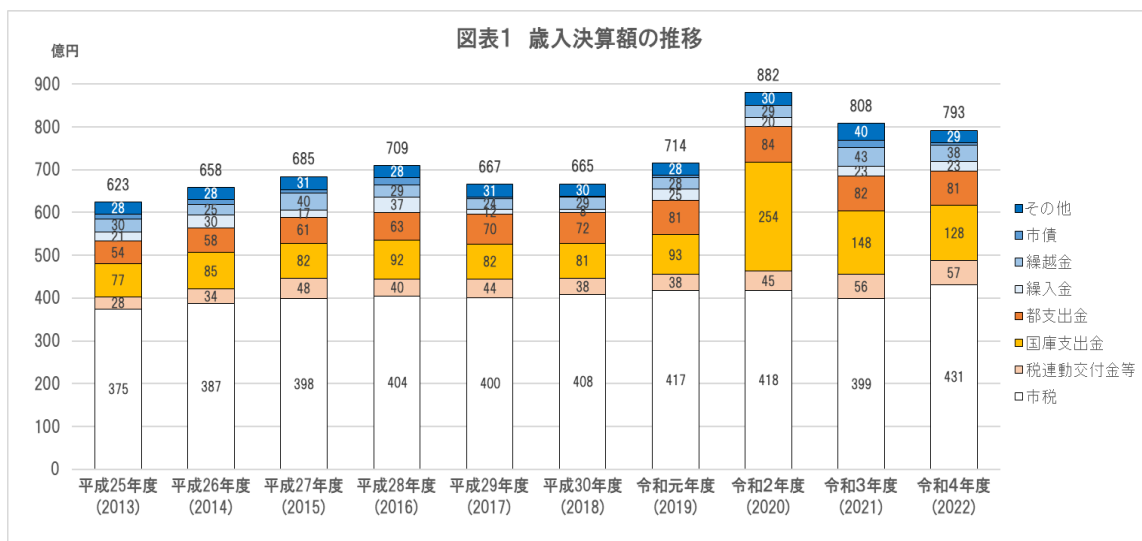
日本経済は、令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けてきたが、令和4(2022)年3月にまん延防止等重点措置が全て解除され、ウィズコロナの下で消費と設備投資に回復が見られるなど、緩やかに持ち直している。一方、ロシアのウクライナ侵攻等による原材料価格の上昇や円安による輸入物価の上昇は国内物価を上昇させ、家計・企業の活動に影響を与えている。また、世界的な金融引締め動き等により、海外の景気減速も懸念される。令和5(2023)年6月に発表された月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

このような経済状況の中、国の財政状況は、景気回復に伴い歳入が増加しており、基礎的財政収支は赤字幅が縮小する見込みとなっているが、黒字化には遠く及ばない。国の借金である国債の残高は令和5(2023)年度末に1,068兆円に達すると見込まれており、財政健全化に向けた取り組みが必要とされている。

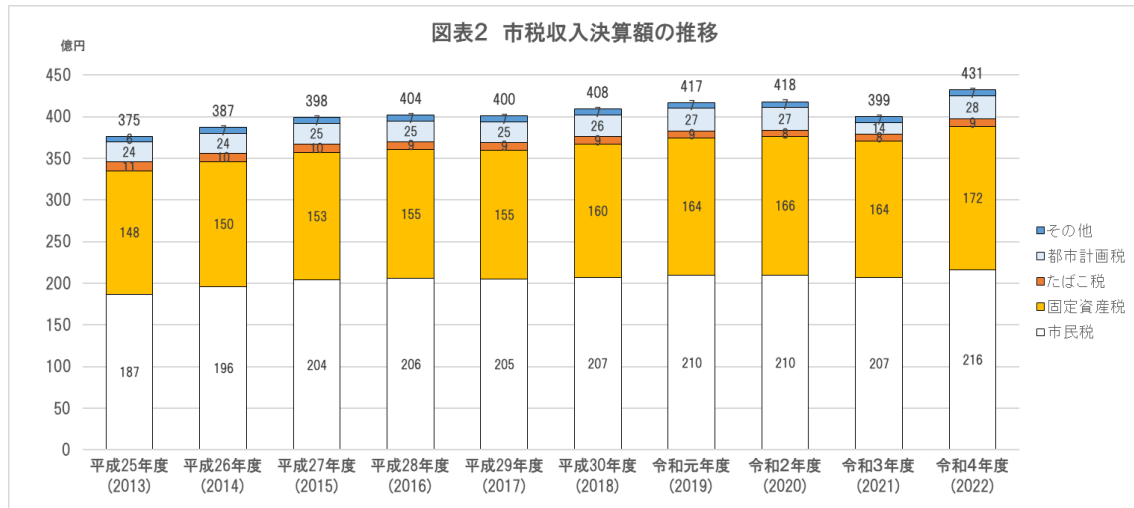
中長期的には、人口減少・少子高齢化の進行により、働く世代の減少が見込まれ、生産活動の停滞や消費の縮小につながり、経済規模が縮小する可能性がある。加えて、拡大が続く社会保障制度をどのように維持していくかは大きな社会経済の問題である。

2 武蔵野市の財政の状況と課題

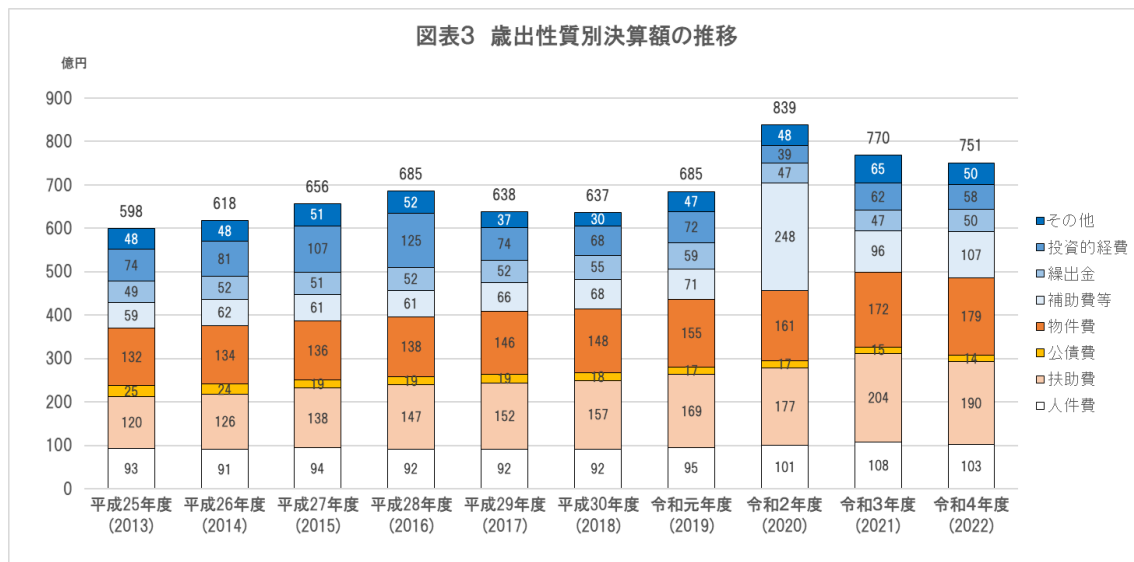
過去10年間、歳入は大きく増収傾向となっており、令和4(2022)年度決算額は、793億円に達している。令和2(2020)年以降は新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金、都支出金の増が見られる。その他、国や都の税収増に伴い、税連動交付金等*もこの10年間で大きく増となっている。(図表1)。



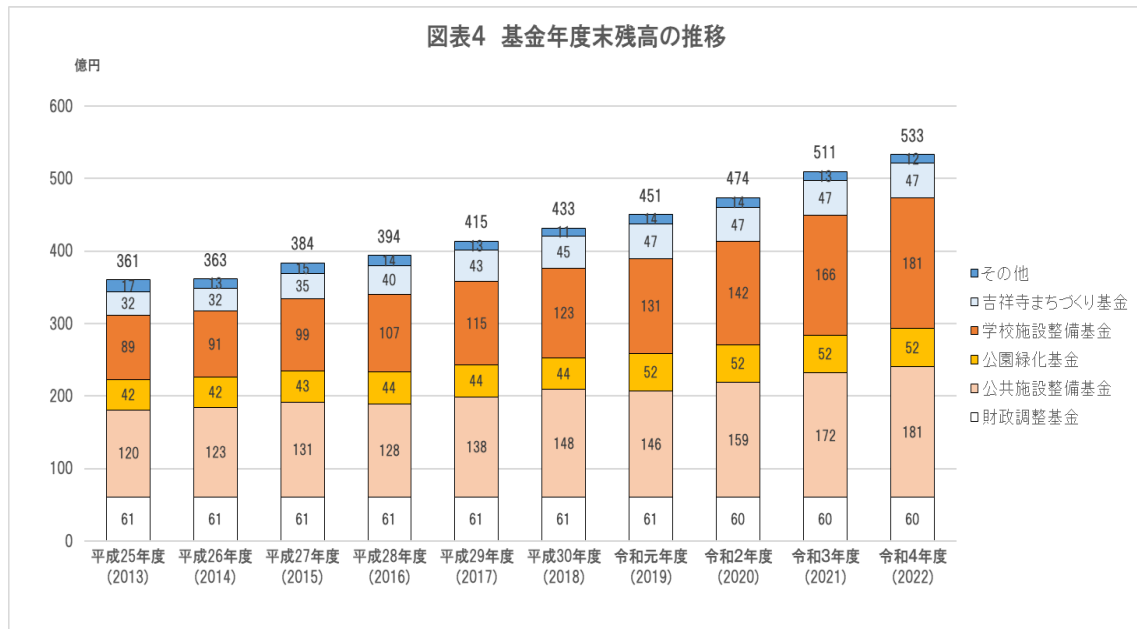
歳入のうち市税収入は、370 億円台から堅調に伸びており、令和4(2022)年度には 431 億円に達している。10 年間で 14.9%、56 億円の増となっており、歳入増の大きな要因となっている(図表2)。



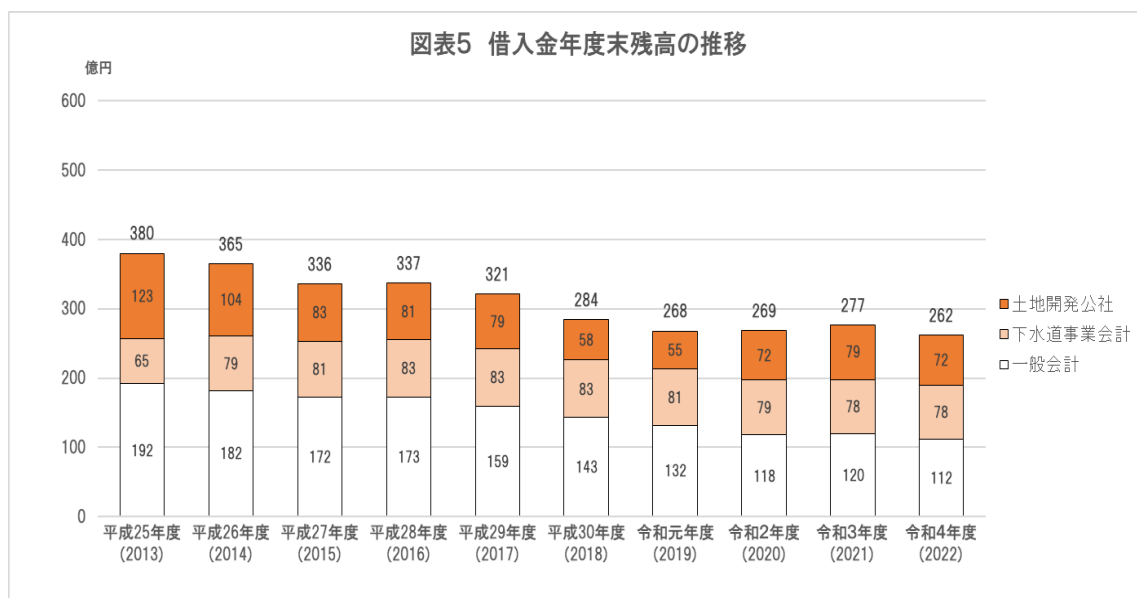
歳出では、義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費*、公債費*が平成 25(2013)年度決算では 238 億円だったが、令和4(2022)年度には 307 億円となり、10 年間で 69 億円の増となっている。このうち、公債費*については市債抑制に努めたことから、11 億円の減となっている。一方、扶助費*は高齢化の進行、障害者福祉サービスや保育サービスの充実等により 70 億円の増となっている。今後も少子高齢化対策に係る経費等の増が予想され、扶助費*の増加が見込まれる。人件費については、会計年度任用職員に関する制度改正等により、10 年間で 10 億円の増となっている。また、物件費は、継続的な事務事業見直し等により経費節減に努めたものの、消費税率の改正や物価高騰の影響のほか、公共サービスの効率化の結果としての外部委託費の増により 10 年間で 35.6%、47 億円の増となっており、今後も増加傾向は続くことが見込まれる。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等の増により、令和2(2020)年度以降、補助費等の大きな増が見られる。投資的経費*は、平成 26(2014)年度からの武蔵野クリーンセンター建設事業など大規模な建設事業の際に増額となっている(図表3)。今後、本計画期間である令和6(2024)年度以降は、学校施設をはじめ老朽化した公共施設が順次更新の時期を迎えるため、建替えにさらに多額の費用が必要となる。



基金については、今後の公共施設の更新等に備え、積極的な積立てに努めた結果、令和4(2022)年度末の残高が、一般会計で 533 億円となっており、平成 25(2013)年度と比べ 47.6%、172 億円を増加させることができた(図表4)。



借入金については、令和4(2022)年度末の残高が、一般会計、下水道事業会計、土地開発公社あわせて、262 億円で、平成 25(2013)年度に比べ 31.1%、118 億円減少している(図表5)。



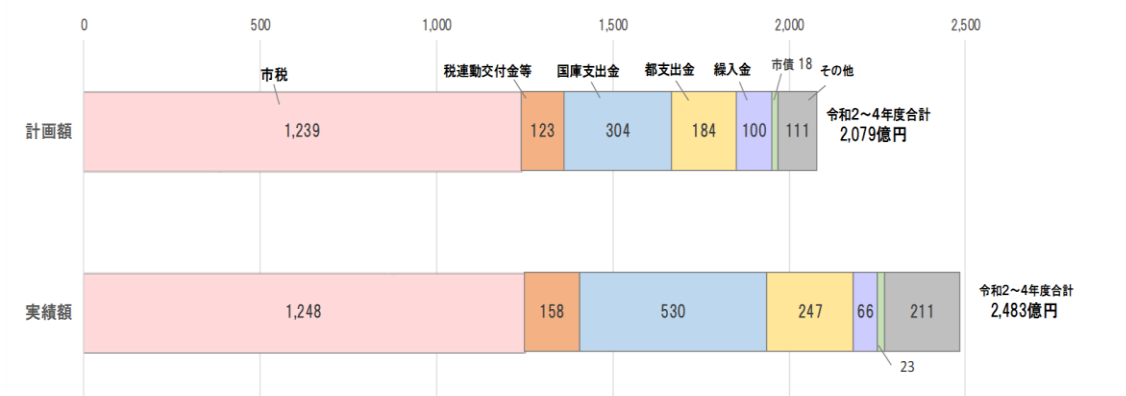
3 これまでの実績と今後の財政運営等

財政計画は、本市の総合的な行政運営を行うための財源的な裏付けを保証するものであり、この財政計画をもとに、第六期長期計画・調整計画を策定している。

第六期長期計画における令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの3年間の計画額と実績額については、歳入、歳出とも計画額より実績額が上回っている(図表6、図表7)。

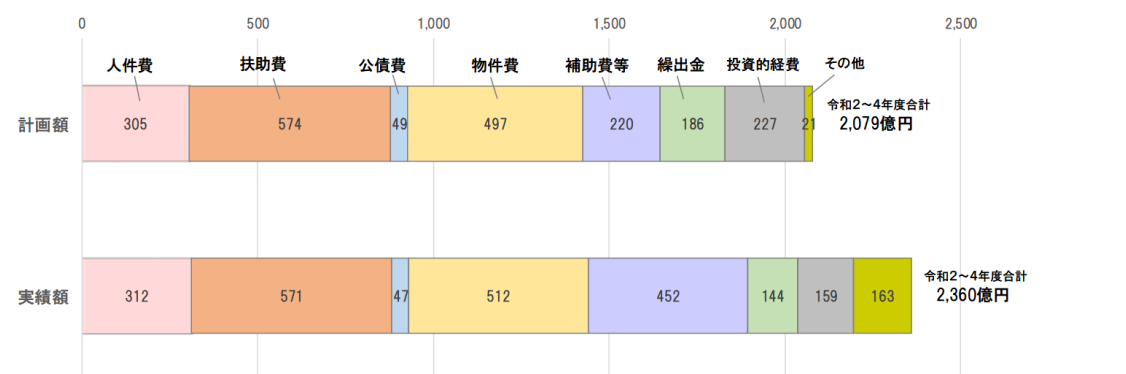
歳入では、この間、計画時点で見込むことができなかった新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金、都支出金の大きな増や、地方消費税交付金をはじめとした税連動交付金等*が当初の計画額よりも多かったことが乖離の主な要因である。市税については、個人市民税、固定資産税の増が見られたが、令和3(2021)年度に都市計画税の軽減措置を講じたことによる減の影響もあり、結果として計画額と大きな乖離は見られなかった。

図表6 歳入の実績(令和2(2020)年度～令和4(2022)年度)



歳出については、令和2(2020)年度の特別定額給付金をはじめとした、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助費等や、光熱水費の急激な上昇等による物件費の増など、当初の計画において見込むことのできなかった社会情勢の変化が乖離の主な要因の一つとなっている。

図表7 歳出の実績(令和2(2020)年度～令和4(2022)年度)



第六期長期計画・調整計画の実効性を担保し、規律を持った財政運営を行うため、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度における財政計画の策定方法は、次のとおりとした。

- 1 財政計画は、一般会計について作成する。特別会計については、各会計の財政計画を作成し、一般会計からの繰出金を推計する。
- 2 各年度の歳入・歳出は、令和5(2023)年度予算を基準とし、それ以前の決算額や推移も参考にする。
- 3 財政計画作成時点における税財政制度を前提とし、制度改正が確実なものは当該年度に計上する。ただし、制度改正が確実である場合でも、財源負担等の内容が不明・未決定の場合は、現状の制度にて計上する。
- 4 計画期間内の各年度にほぼ確実に予定され、見込むことができる歳入・歳出の増減は当該年度に計上する。
- 5 武蔵野市の将来人口推計(令和4(2022)年12月)を加味する。
- 6 基金残高は、過去の実績から年度ごとの決算予測を行い、基金積立金を算出し計上する。

現状では豊かな財政力を有する本市において、今後、税収は安定的な推移が見込まれ、すぐに財政がひっ迫するという懸念は少ない。しかし、今後、公共施設等の更新にかかる経費や、少子高齢化のさらなる進行に伴う社会保障関係費等の経常的経費の増大に加え、予見できない支出ニーズも発生し得る。こうした状況を踏まえ、第六期長期計画に掲げた「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」を実現するために、長期計画・調整計画における財政計画や武蔵野市公共施設等総合管理計画*に基づき、毎年度の予算編成や予算管理を通じて財政規律を維持していくと同時に、基金や市債を活用し持続可能な財政運営を図りながら、必要な投資を行っていく必要がある。計画期間における財政運営は、次の事項に留意し、取り組んでいく。

- 既存事業を見直し、経常収支比率*を今後も88.0%以下に抑えるよう努めながら、必要な投資を行っていく。
- 市債は、世代間における負担の公平性を図るとともに、将来の過度な財政負担を回避する観点から、一般財源及び基金の充当とのバランスをとり、あわせて市債残高にも留意する。
- 基金は、今後の公共施設や大規模な都市基盤施設の更新に対し、有効に活用していく。

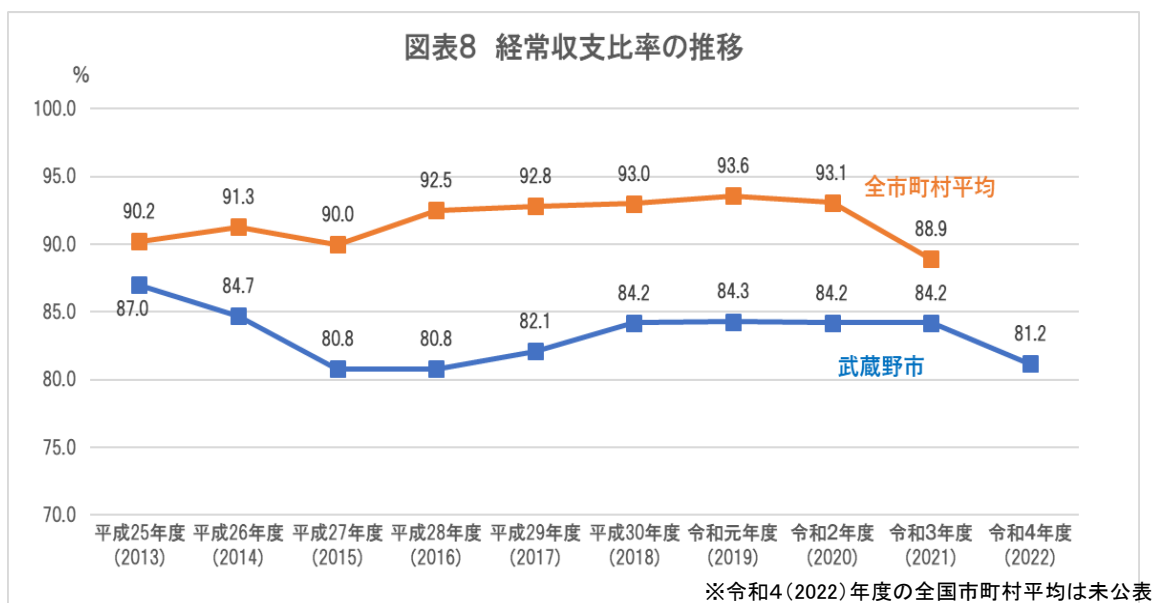
さらに、今後の市政運営に大きな影響を及ぼす事態が発生した場合、いち早くそれらを察知し、早期に適正な対応を図るため、財政運営の見直し基準を以下の2段階で設定する。

- 1 以下のいずれかの条件を満たす場合、将来の財政状況を検証するための財政シミュレーション(87ページ参照)を再度実施する。
 - ① 市の人口推計が見直された場合
 - ② 経常収支比率*88.0%を超えた場合
 - ③ 将来負担比率がゼロを超えた場合

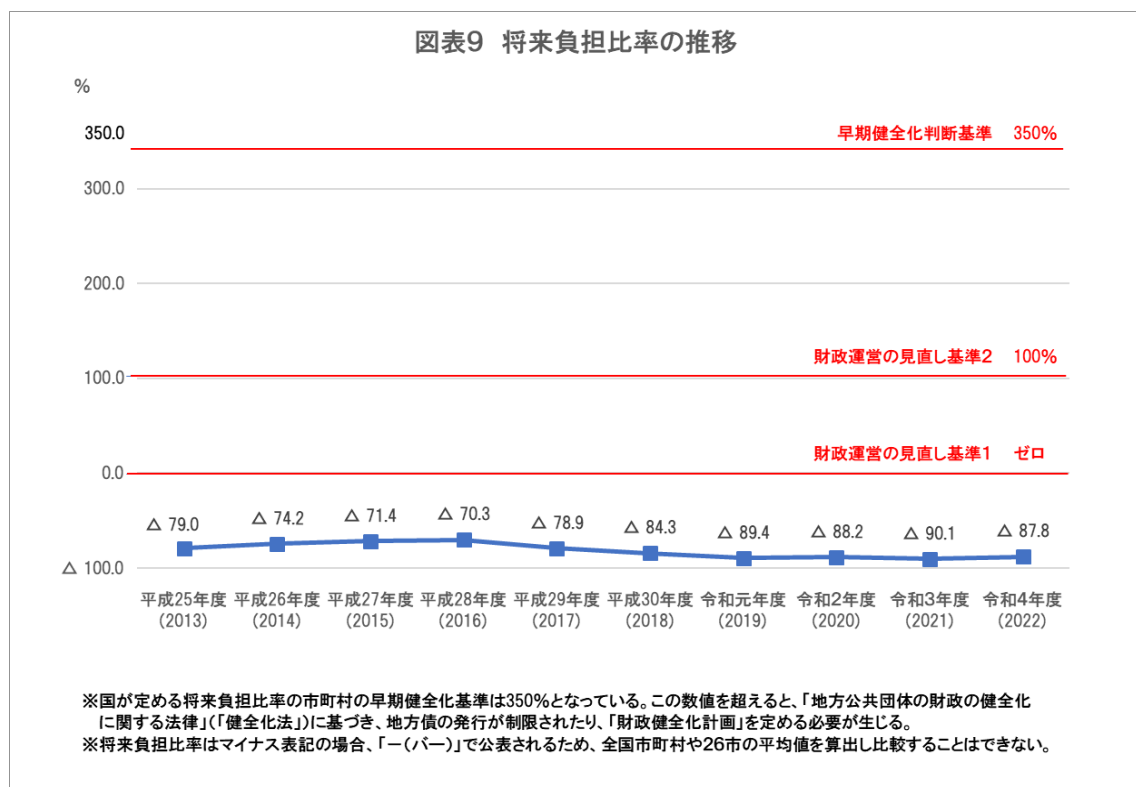
2 さらに、以下のいずれかの条件を満たす場合、財政状況が相当に悪化しているものと認識し、抜本的な歳出削減策を目的とした、市独自の財政改善計画を作成する。

- ① 経常収支比率*95.0%を超えた場合
- ② 将来負担比率が 100.0%を超えた場合

《財政運営の見直し基準である経常収支比率*と将来負担比率の推移》



市の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率*は、平成 25(2013)年度以降、おおむね 80%台で推移している(図表8)。なお、令和4(2022)年度は、市税収入の増等により、前年度から 3.0 ポイント減の 81.2%となっている。



市の財政を圧迫する可能性の度合いを表す将来負担比率は、将来において返済や支払が必要となる金額(実質的な負債)の標準財政規模*に対する割合によって算出し、プラス表示は財政圧迫の要因となることを、マイナス表示は将来負担が少ないことを表している。

本市では、平成 25(2013)年度以降、おおむねマイナス 70～90%の範囲で推移している(図表 9)。

4 財政計画(令和6(2024)～令和 10(2028)年度)

令和6(2024)年度から令和 10(2028)年度までの5年間の財政計画は図表 10 のとおりとなる。

図表10 第六期長期計画・調整計画 財政計画

■歳入

単位：億円

	決算	予算	計画額					令和 6～10 年度合計
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	
市税	431	432	437	438	440	439	441	2,195
税連動交付金等	57	54	57	58	59	60	61	295
国庫支出金	128	106	108	101	102	108	107	526
都支出金	81	82	70	71	72	72	72	357
繰入金	23	11	39	35	43	85	74	276
市債	5	6	21	21	19	32	27	120
その他	68	37	33	33	34	34	35	169
合 計	793	728	765	757	769	830	817	3,938

■歳出

単位：億円

	決算	予算	計画額					令和 6～10 年度合計
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	
人件費	103	107	109	108	112	106	113	548
扶助費	190	186	186	187	187	187	187	934
公債費	14	14	13	13	12	12	13	63
物件費	179	194	188	193	194	197	199	971
補助費等	107	85	85	85	85	86	86	427
繰出金	50	56	57	58	59	60	60	294
投資的経費	58	78	119	105	112	174	151	661
その他	50	8	8	8	8	8	8	40
合 計	751	728	765	757	769	830	817	3,938

歳入のうち市税は、令和5(2023)年1月時点の税制をベースに見込んだ。ふるさと納税制度による減収も見込んでいるが、令和6(2024)年度評価替による固定資産税等の評価額の上昇等により、計画期間の5年間の市税は、微増で推移すると推計した。

国庫支出金及び都支出金は、扶助費*、投資的事業、その他に区分し、それぞれに対して過去の実績及び今後の投資的事業の計画から推計した。

繰入金は、投資的経費*に対する特定目的基金からの繰入れが5年間で合計 276 億円と見込む。

市債は、新規事業における適債事業から5年間で合計 120 億円と見込む。

歳出については、人件費は給与改定を見込まず、また、退職手当については、定年延長に係る制度改正を勘案し推計した。

扶助費*は、人口推計やこれまでの決算額の推移に基づき推計した。

公債費*は、3年据置き20年償還、借入利率は過去30年間の平均利率である1.86%で推計した。

物件費は、計画期間における光熱水費や委託料等の物価上昇、学校改築に係る備品購入費、消耗品費等を勘案し推計した。

補助費等は、令和5(2023)年度と同規模と見込み、下水道事業会計負担金を勘案して推計した。

繰出金は、特別会計ごとに作成した財政計画から5年間合計で294億円と推計した。

投資的経費*については、計画期間中には、小中学校の改築、保健センターの増築及び複合施設整備、公共施設の保全工事など、多額の経費を要する事業が予定されている。こうした投資的経費*は全体で661億円と見込まれ、その財源内訳は図表11のとおりである。

図表11 経常及び資本予算

単位：億円

区 分			計画額					合計額
			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和 6 ～10
経常予算	収 入		684	688	692	693	695	3,452
	支 出		646	652	657	656	666	3,277
	差 額		38	36	35	37	29	175
資本予算	投資的経費		119	105	112	174	151	661
	財 源	一般財源	38	36	35	37	29	175
		国庫支出金	14	7	8	13	13	55
		都支出金	11	10	11	12	12	56
		基金繰入金	35	31	39	80	70	255
		市 債	21	21	19	32	27	120

基金及び市債の残高は図表12のとおりである。

基金については、決算見込みにおける歳入・歳出の差額を積み立てるものとした。決算見込みは計画額にこの5年間の決算額から求めた歳入の収入率と歳出の執行率を勘案して求めた。こうして算出した結果、令和10(2028)年度における一般会計の基金残高は543億円で、5年間で36億円の減となる。

図表12 基金と市債等の残高見込み

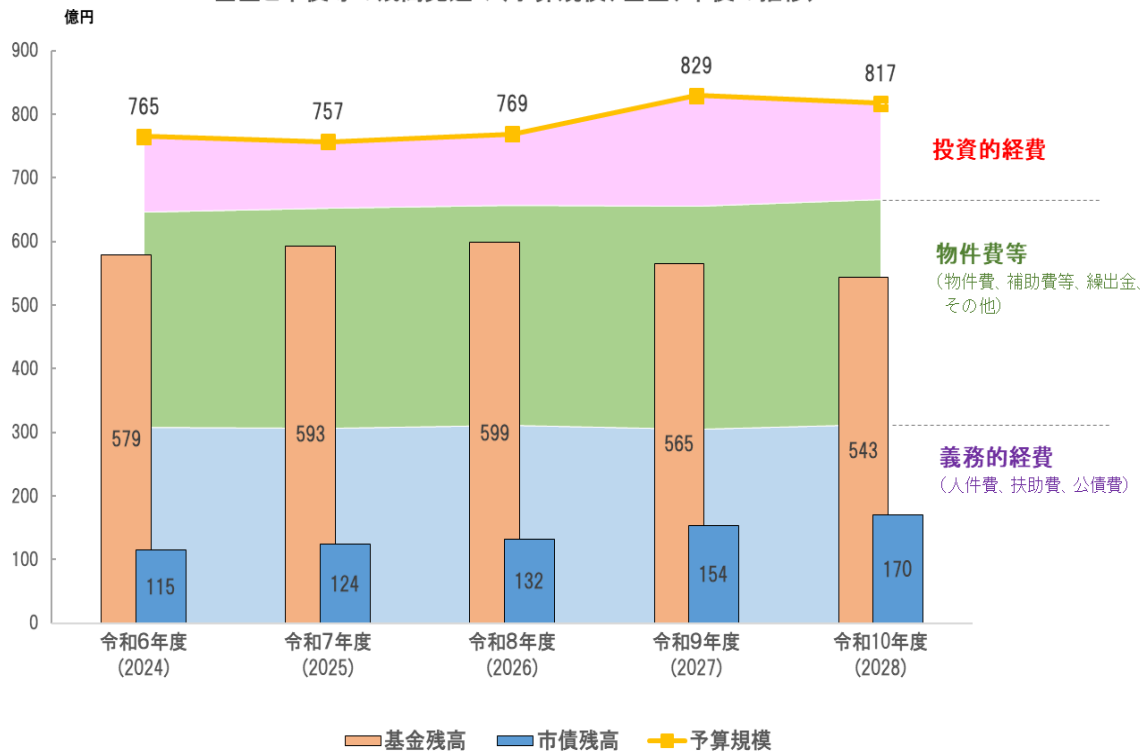
単位：億円

	決算	予算	計画額				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
基金残高（一般会計）	533	570	579	593	599	565	543
基金残高合計（A）	533	570	579	593	599	565	543
市債残高（一般会計）	112	105	115	124	132	154	170
企業債残高（下水道事業会計）	78	78	84	90	95	101	107
土地開発公社借入残高	72	99	81	77	72	70	56
市債等残高合計（B）	262	282	280	291	299	325	333
基金残高（A）－市債等残高（B）	271	288	299	302	300	240	210

※下水道事業会計の基金残高については、本財政計画策定時点（令和5(2023)年6月末）で基金の廃止が検討されているため基金残高合計から除く。

令和6(2024)年度から令和 10(2028)年度までの、5年間の財政計画及び一般会計における基金と市債等の残高見込みは図表 13 のとおりである。

図表13 令和6(2024)～令和10(2028)年度における財政計画及び一般会計における基金と市債等の残高見込み(予算規模、基金、市債の推移)



《参考》 長期財政シミュレーションについて

■財政シミュレーションの位置付けについて

これまで、第五期長期計画・調整計画、第六期長期計画と掲載してきた長期財政シミュレーションについては、シミュレーションどおりになるのかという正確性への言及や、可能性のある複数シナリオを提示した方が良いという意見などがあり、その掲載方法や位置付けが課題となっていた。

今回、財政シミュレーションを作成するにあたり、第六期長期計画・調整計画策定委員会において、改めて実施の目的について協議を行った。

本市では、今後 30 年間にわたって公共施設の大更新期を迎え、多額の投資的経費*が生じるという、財政上の大きな課題が存在する。そのため、本シミュレーションについては、この課題に十分対応することができるかどうかを評価するためのものと位置付け、現時点で最も蓋然性が高いと思われる一つのシナリオを作成し、推計を実施することとした。あわせて、本シミュレーションは、将来の財政状況を正確に予測することに主眼を置くものではなく、将来の財政状況を検証するためのものであることを再確認した。

■第六期長期計画・調整計画における財政シミュレーション

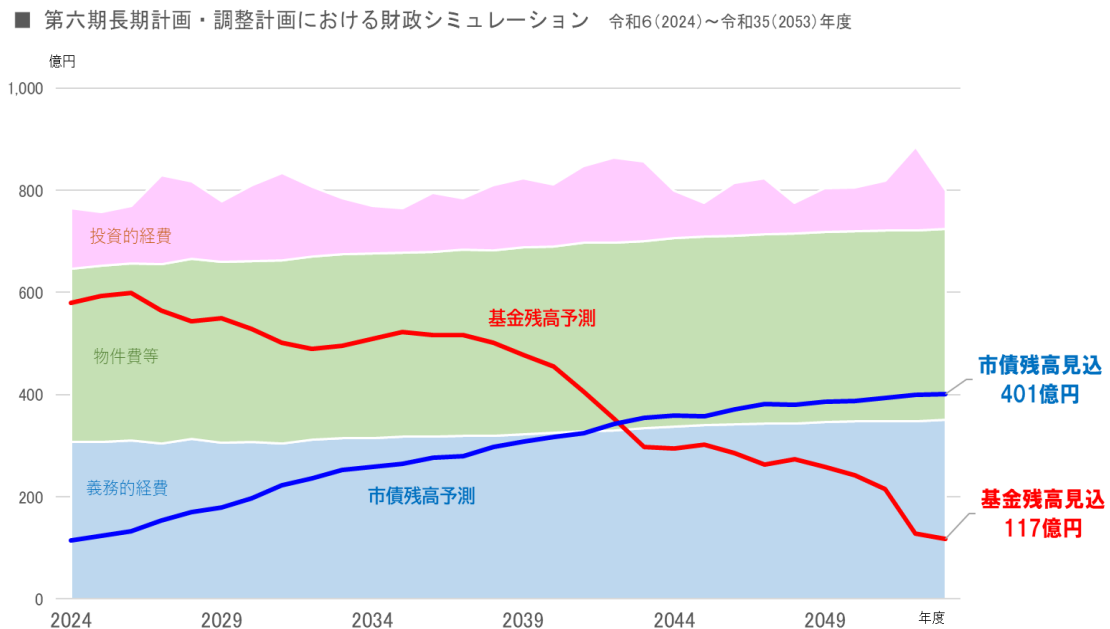
現状の社会経済状況、社会保障制度や税財政制度を前提に、本市の将来人口推計を考慮し、昨今の物価高騰も投資的経費*や物件費に加味して、令和6(2024)年度から令和 35(2053)年度までの 30 年間のシミュレーションを作成した。なお、公共施設の更新等の費用については、第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画*に基づいたうえで、一定の物価上昇率や令和5(2023)年6月末時点までの追加、変更を反映して算出している。

歳入については、市税はシミュレーション期間半ばまでは微増ないし、横ばいで推移するものの、その後は生産年齢人口の減などにより逡減していくと見込む。国庫支出金については、一部投資的経費*を対象とした補助を見込むものの、全体では国の財源不足から増は厳しいと見込まれる。

歳出については、特に高齢者人口の増を背景に、社会保障費にあたる扶助費*や介護保険事業会計等への繰出金の増が見込まれる。物件費についても、物価高騰や労務単価増の影響から一定期間通増が続くものと想定している。なお、公共施設の大更新期を迎え、投資的経費*の増は市の財政に大きな影響を与える要因であり、その推移を注視していく必要がある。

シミュレーション期間における、市債と基金の推移予測に関しては、市債、基金ともに投資的経費*の財源として積極的な活用を図り、最終年度である令和 35(2053)年度には、市債残高 401 億円、基金残高 117 億円を見込んでいる。

なお、本シミュレーション作成時点(令和5(2023)年6月末)において、国が検討を進めている児童手当の所得制限撤廃に伴う扶助費*の増や、事業の実施時期や規模が定かではない吉祥寺南口駅前広場事業、三鷹駅北口駅前広場事業の投資的経費*等の増に関しては、本シミュレーションには未反映としている。



■ 第六期長期計画・調整計画における財政シミュレーションの評価

今回のシミュレーションにおいては、市税収入や税連動交付金等*の収入が予測どおり推移した場合、公共施設の大更新期を基金が枯渇することなく乗り切れる見通しが確認できた。同時に、更新に係る多額の投資的経費*に加え、物価高騰や労務単価増の影響による投資的経費*の上乗せや物件費の増、さらに扶助費*や繰出金などの社会保障費の増などにより、基金残高の大幅な減、市債残高の大幅な増は避けることができない見込みでもある。加えて、大規模災害や新たな感染症、景気の低迷などの社会情勢の変化や算入できていない大規模事業などを踏まえると楽観視できる状況ではない。

公共施設等の更新を着実に進めながら、将来にわたって充実した市民サービスを継続していくため、引き続き、財政規律を維持しながら、経常経費の節減、事務事業の見直しなどの不断の努力を続け、健全な財政運営を行っていく必要がある。

付 表

付表 1 調整計画全体に関わる視点と「基本施策」・「施策」の関係

付表 2 施策体系図

参考資料

参考資料 1 武蔵野市自治基本条例

参考資料 2 武蔵野市長期計画条例・条例施行規則

参考資料 3 各分野における個別計画

参考資料 4 策定の流れ

参考資料 5 用語説明

※第六期長期計画・調整計画 計画案（令和 5（2023）年 9 月 1 日公表）に対するパブリックコメント等への「策定委員会の考え方」は、市ホームページに掲載している。

https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/sogoseisakubu_shisaku_keikaku/chokikeikaku/6th_choki_chosei_keikaku_sakutei/1044701.html

※右記二次元コードからもご確認いただけます。



付表 1 調整計画全体に関わる視点と「基本施策」・「施策」との関係

第5章「調整計画全体に関わる視点」において示した5つの視点は、第6章「施策の体系」で示した6つの分野全てを貫くものであり、基本的な視点と各分野の中で掲げた施策との関係は、以下のとおりとなる。

基本的な視点	健康・福祉	子ども・教育	平和・文化・市民生活
1 時代の変化に 応じた市民自 治のさらなる 発展	1-(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進 1-(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進 1-(3) 地域共生社会の実現に向けた取組み 3-(1) 包括的な相談支援体制の充実とネットワークの強化 3-(4) 障害のある全ての人々が自分らしい生活を送るための取組み 3-(7) 災害時に支え合える体制づくりの推進 4-(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大 4-(2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上	1-(1)子どもの権利を保障する取組みの推進 1-(3)それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援 2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 3-(1)まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 4-(2)青少年健全育成事業の充実 4-(4)多様性を生かし、市民性を育む教育 5-(3)学校と地域との協働体制の充実	1-(1) 平和施策の継承 1-(2) 多様性の理解及び男女平等施策の推進 1-(3) 多文化共生社会の形成 4-(1) コミュニティの活性化 4-(2) 市民活動支援の促進 5-(2) 文化振興基本方針に基づく文化施策の推進 7-(1) 産業の振興 7-(3) 農業の振興と農地の保全
2 情報共有を重 視し、市民と 一体になった まちづくりへの 取組み	1-(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進 1-(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進 1-(3) 地域共生社会の実現に向けた取組み 2-(1) 生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化 2-(3) 健康危機管理対策の強化 3-(1) 包括的な相談支援体制の充実とネットワークの強化 3-(2) 認知症のある人とその家族を支える取組み 3-(3) 生活困窮者の自立支援 3-(4) 障害のある全ての人々が自分らしい生活を送るための取組み 3-(5) 権利擁護と成年後見制度の利用促進 3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進 3-(7) 災害時に支え合える体制づくりの推進 4-(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大 4-(2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上 5-(1) 地域共生社会に対応するサービス・施設の整備	1-(1)子どもの権利を保障する取組みの推進 1-(2)子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築 1-(3)それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援 2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 3-(1)まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 4-(2)青少年健全育成事業の充実 4-(4)多様性を生かし、市民性を育む教育 5-(3)学校と地域との協働体制の充実 5-(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保 5-(5)学校給食の取組みの継続と発展 5-(6)持続可能な部活動のあり方の検討	1-(1) 平和施策の継承 2-(1) 災害に強いまちづくりの推進 2-(2) 自助・共助による災害予防対策の推進 2-(3) 関係機関との連携・訓練による応急対応力の強化 2-(4) 市の応急活動体制の整備 4-(2) 市民活動支援の促進 5-(1) 都市・国際交流事業の推進 7-(1) 産業の振興 7-(2) インバウンド型・地域密着型も含めた観光推進 7-(3) 農業の振興と農地の保全
3 未来へつなぐ 行政と市民の 学び合い	1-(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進 1-(3) 地域共生社会の実現に向けた取組み 3-(4) 障害のある全ての人々が自分らしい生活を送るための取組み 4-(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大	1-(1)子どもの権利を保障する取組みの推進 2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 3-(1)まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 4-(1)幼児教育の質の向上と小学校教育との円滑な接続 4-(2)青少年健全育成事業の充実 4-(4)多様性を生かし、市民性を育む教育 5-(3)学校と地域との協働体制の充実	4-(1) コミュニティの活性化 4-(2) 市民活動支援の促進 5-(1) 都市・国際交流事業の推進 5-(3) 文化・スポーツ・生涯学習の施策の連携 6-(1) 生涯のライフステージを通じた学習活動の充実 6-(2) 文化財や歴史公文書の保護と活用 6-(3) 図書館サービスの充実 6-(4) 市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備 7-(3) 農業の振興と農地の保全
4 新型コロナウ イルス感染症 の経験を踏ま えた市政運営	1-(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進 1-(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進 1-(3) 地域共生社会の実現に向けた取組み 2-(1) 生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化 2-(2) 在宅生活を支える医療・介護の連携 2-(3) 健康危機管理対策の強化 3-(1) 包括的な相談支援体制の充実とネットワークの強化 3-(2) 認知症のある人とその家族を支える取組み 3-(3) 生活困窮者の自立支援 3-(4) 障害のある全ての人々が自分らしい生活を送るための取組み 3-(5) 権利擁護と成年後見制度の利用促進 3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進 3-(7) 災害時に支え合える体制づくりの推進 4-(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大 4-(2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上 5-(1) 地域共生社会に対応するサービス・施設の整備	1-(1)子どもの権利を保障する取組みの推進 1-(2)子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築 1-(3)それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援 1-(4)児童虐待の未然防止と対応力の強化 2-(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 2-(2)保育の質の向上に向けた取組みの推進と希望する保育施設へ入所できる環境の整備 3-(1)まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進 3-(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成 4-(1)幼児教育の質の向上と小学校教育との円滑な接続 4-(2)青少年健全育成事業の充実 4-(3)全ての学びの基盤となる資質・能力の育成 4-(4)多様性を生かし、市民性を育む教育 4-(5)一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 4-(6)不登校対策の推進と教育相談の充実 5-(1)教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求 5-(2)質の高い教育を維持するための人材の確保と育成 5-(3)学校と地域との協働体制の充実 5-(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保 5-(5)学校給食の取組みの継続と発展	2-(2) 自助・共助による災害予防対策の推進 2-(3) 関係機関との連携・訓練による応急対応力の強化 2-(4) 市の応急活動体制の整備 3-(1) 安心して暮らし続けられるまちづくり 7-(1) 産業の振興 7-(2) インバウンド型・地域密着型も含めた観光推進
5 武蔵野市にお ける自治体 DXの推進	1-(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進 1-(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進 2-(1) 生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化	1-(2)子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築 1-(3)それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援 1-(4)児童虐待の未然防止と対応力の強化 2-(2)保育の質の向上に向けた取組みの推進と希望する保育施設へ入所できる環境の整備 5-(1)教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求 5-(2)質の高い教育を維持するための人材の確保と育成 5-(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保	2-(4) 市の応急活動体制の整備 6-(2) 文化財や歴史公文書の保護と活用 6-(3) 図書館サービスの充実 7-(1) 産業の振興 7-(2) インバウンド型・地域密着型も含めた観光推進

緑・環境	都市基盤	行財政
1-(2) 良好な環境整備に向けた市民との連携 3-(2) 緑の保全・創出・利活用 3-(3) 緑と水のネットワークの推進と森林整備 4-(2) ごみ減量と適切な分別・収集・再資源化の推進 5-(3) 受動喫煙対策と環境美化の推進	1-(1) 地域主体のまちづくりへの支援 2-【道路分野】(1) 計画的・効率的・持続的な道路施設管理 2-【道路分野】(2) 市民と行政との連携・協働による道路管理 2-【建築分野】(1) 建築物の安全性や質の向上 4-(1) 生活道路への安全対策 5-(1) 総合的・計画的な住宅施策の推進 6-(1) 吉祥寺駅周辺 6-(2) 三鷹駅周辺 6-(3) 武蔵境駅周辺	1-(1) 自治基本条例に基づく市政運営 1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 2-(1) 「伝える」「伝わる」情報提供の推進 2-(2) 広聴の充実と広聴・広報の連携の推進 2-(3) シティプロモーションの推進
1-(1) 多様な主体のネットワークによる環境啓発の推進 1-(2) 良好な環境整備に向けた市民との連携 2-(1) 市民・事業者との連携と具体的行動に向けた機運の醸成 3-(3) 緑と水のネットワークの推進と森林整備 4-(1) 廃棄物処理の最適化 5-(1) 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保 5-(2) 動物の愛護と適切な管理 5-(3) 受動喫煙対策と環境美化の推進	1-(1) 地域主体のまちづくりへの支援 1-(2) 計画的な土地利用の誘導と目指すべき都市構造の構築 2-【道路分野】(1) 計画的・効率的・持続的な道路施設管理 2-【道路分野】(2) 市民と行政との連携・協働による道路管理 2-【下水道分野】(2) 安定的な下水道事業経営 2-【水道分野】(1) 都営水道一元化の推進 2-【水道分野】(2) 安定的な水道事業運営 2-【建築分野】(1) 建築物の安全性や質の向上 4-(1) 生活道路への安全対策 4-(2) 都市計画道路ネットワーク整備の推進 4-(3) 外環道路への対応 5-(2) 多様な世帯に対応した住まいへの支援 5-(3) 良好な住環境づくりへの支援 6-(1) 吉祥寺駅周辺 6-(2) 三鷹駅周辺 6-(3) 武蔵境駅周辺	1-(1) 自治基本条例に基づく市政運営 1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 2-(1) 「伝える」「伝わる」情報提供の推進 2-(2) 広聴の充実と広聴・広報の連携の推進 2-(3) シティプロモーションの推進 3-(2) 市有地の有効活用 4-(7) 新たなニーズに応える組織のあり方の検討 5-(1) 課題に的確に対応できる人材の確保・育成と組織の活性化
1-(1) 多様な主体のネットワークによる環境啓発の推進 1-(2) 良好な環境整備に向けた市民との連携 2-(1) 市民・事業者との連携と具体的行動に向けた機運の醸成 3-(2) 緑の保全・創出・利活用 3-(3) 緑と水のネットワークの推進と森林整備 5-(2) 動物の愛護と適切な管理	1-(1) 地域主体のまちづくりへの支援	1-(1) 自治基本条例に基づく市政運営 1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 2-(1) 「伝える」「伝わる」情報提供の推進 2-(2) 広聴の充実と広聴・広報の連携の推進 2-(3) シティプロモーションの推進 3-(2) 市有地の有効活用 5-(1) 課題に的確に対応できる人材の確保・育成と組織の活性化
1-(2) 良好な環境整備に向けた市民との連携 5-(1) 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保 5-(2) 動物の愛護と適切な管理	2-【道路分野】(1) 計画的・効率的・持続的な道路施設管理 2-【道路分野】(2) 市民と行政との連携・協働による道路管理	1-(1) 自治基本条例に基づく市政運営 1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3) 様々な主体との連携・協働の推進 2-(1) 「伝える」「伝わる」情報提供の推進 2-(2) 広聴の充実と広聴・広報の連携の推進 2-(3) シティプロモーションの推進 3-(1) 公共施設等の計画的な維持・更新 3-(2) 市有地の有効活用 4-(1) 経営資源を最大限活用するための仕組みの構築 4-(2) 健全な財政運営を維持するための体制強化 4-(3) 自治体DXの推進 4-(4) リスク管理能力・危機対応力の強化 4-(5) 行政サービスにおける受益と負担の適正化 4-(6) 財政援助出資団体の経営改革等の支援、指定管理者制度の効果的な運用 4-(7) 新たなニーズに応える組織のあり方の検討 5-(1) 課題に的確に対応できる人材の確保・育成と組織の活性化 5-(2) ダイバーシティ推進、ワーク・ライフ・マネジメント支援と組織活性化
2-(1) 市民・事業者との連携と具体的行動に向けた機運の醸成		1-(2) 市民参加の充実と情報共有の推進 2-(1) 「伝える」「伝わる」情報提供の推進 2-(2) 広聴の充実と広聴・広報の連携の推進 4-(1) 経営資源を最大限活用するための仕組みの構築 4-(3) 自治体DXの推進 4-(4) リスク管理能力・危機対応力の強化 5-(1) 課題に的確に対応できる人材の確保・育成と組織の活性化 5-(2) ダイバーシティ推進、ワーク・ライフ・マネジメント支援と組織活性化

付表2 施策体系図

【1 健康・福祉】分野 体系図

基本施策	施策	事業	担当課
1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進	市民がいつまでも健康で暮らし続けられるための取組み	高齢者支援課・地域支援課・健康課・保険年金課
		「食」に関するセルフマネジメントとライフステージに応じた支援	健康課・高齢者支援課・障害者福祉課
		介護保険制度の適切な運営による自立支援・重度化防止の推進	高齢者支援課
	(2)武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進	市民が主体となる地域活動の推進	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
		シニア支え合いポイント制度の推進	地域支援課
	(3)地域共生社会の実現に向けた取組み	障害者差別解消、心のバリアフリー事業の推進	障害者福祉課・地域支援課・高齢者支援課
		重層的な相談支援体制の整備	地域支援課・生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課
2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	(1)生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化	地域医療体制の確保・整備と災害時医療体制の強化	健康課・まちづくり推進課
		保健センター増築・複合施設の整備	企画調整課・健康課
	(2)在宅生活を支える医療・介護の連携	医療・介護ニーズに対応するための在宅医療・介護連携推進事業の推進	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課
	(3)健康危機管理対策の強化	市民の生命・健康を脅かす健康被害の発生予防と拡大防止	健康課
3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	(1)包括的な相談支援体制の充実とネットワークの強化	包括的な相談支援体制とネットワークの強化	生活福祉課・地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課
		エンディング(終活)支援事業の推進	高齢者支援課
		ダブルケア・トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組みの検討	高齢者支援課・子ども子育て支援課
		妊娠から子育て期までの切れ目ない支援の推進	健康課
	(2)認知症のある人とその家族を支える取組み	認知症のある人とその家族を支える取組み	高齢者支援課
	(3)生活困窮者の自立支援	生活困窮者の自立支援と「つながる」仕組みづくりの推進	生活福祉課
	(4)障害のある全ての人が自分らしい生活を送るための取組み	社会参加を促進するための障害の特性に応じた取組みの充実	障害者福祉課
		権利擁護と成年後見制度の利用促進	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
	(5)権利擁護と成年後見制度の利用促進	虐待防止対策の推進	障害者福祉課・高齢者支援課
		地域における見守りや孤立防止のための取組み	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
	(6)見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進	こころの健康づくりと総合的な自殺対策の取組み	健康課・障害者福祉課
		災害時に配慮を必要とする市民への支援	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課
	(7)災害時に支え合える体制づくりの推進		
4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み	(1)地域を支える福祉活動を担う人材の拡大	地域を支える福祉人材の発掘と育成	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
		高齢者や障害者本人とその家族を支える人材の確保・育成	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
		介護分野等における外国人材の育成支援	高齢者支援課
	(2)誇りとやりがいを持って働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上		
5 新しい福祉サービスの整備	(1)地域共生社会に対応するサービス・施設の整備	新たなニーズに対応する施設整備の推進	高齢者支援課・障害者福祉課
		制度の安定性と充実すべき施策を実現するためのサービス再編の検討	地域支援課・生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課
		(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の統合に向けた事業連携の推進	地域支援課・高齢者支援課

【2 子ども・教育】分野 体系図

基本施策	施策	事業	担当課
1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり	(1)子どもの権利を保障する取組みの推進	子どもの権利を保障する取組みの推進	子ども子育て支援課
	(2)子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築	子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築	子ども子育て支援課
		障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもへの支援体制の強化	障害者福祉課
		保健センター増築・複合施設の整備(再掲)	企画調整課・子ども子育て支援課・健康課・障害者福祉課・教育支援課
	(3)それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援	子どもの貧困対策の推進	子ども子育て支援課
		子育て家庭への経済的支援の実施	子ども子育て支援課
		ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実	子ども子育て支援課
		ケアを必要とする家族がいる家庭全体への支援のあり方の検討	子ども子育て支援課
	(4)児童虐待の未然防止と対応力の強化	児童虐待の未然防止と対応力の強化	子ども子育て支援課
		配偶者等暴力被害者支援	子ども子育て支援課
	(5)福祉専門職配置による相談支援体制の強化	福祉専門職配置による相談支援体制の強化	子ども子育て支援課・人事課
2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援	(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化	多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化	子ども子育て支援課
		多様なニーズに対応した保育事業の実施	子ども育成課
	(2)保育の質の向上に向けた取組みの推進と希望する保育施設へ入所できる環境の整備	保育の質の維持・向上のための取組み	子ども育成課
		医療的ケア児の保育の体制整備	子ども育成課
		希望する保育施設へ入所できる施策の推進	子ども育成課
	(3)小学生の放課後施策の充実	地域子ども館あそべえ(放課後子供教室)の充実	児童青少年課
		地域子ども館こどもクラブ(学童クラブ)の充実	児童青少年課
	(4)子ども・子育て支援施設のあり方検討	市立保育園の改築・改修計画の推進	子ども育成課
		子ども協会立保育園の改築・改修計画の推進	子ども育成課
		民間認可保育所の改築・改修への支援	子ども育成課
		災害時における保育所の役割の検討	子ども育成課
		市立自然の村の保全及びキャビン更新の検討	児童青少年課
		桜堤児童館における子ども・子育て支援機能の充実	児童青少年課
		0123施設の今後のあり方の検討	子ども子育て支援課
3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実	(1)まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進	まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進	子ども子育て支援課
	(2)保育人材等の確保、定着と育成	保育人材の確保・定着・育成	子ども育成課
	(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成	青少年問題協議会地区委員会への市民の参加促進	児童青少年課
		次世代の担い手の育成	児童青少年課

【2 子ども・教育】分野 体系図

基本施策	施策	事業	担当課
4 子ども「生きる力」を育む	(1)幼児教育の質の向上と 小学校教育との円滑な接 続	生きる力を育む幼児教育の充実	子ども育成課
		私立幼稚園への支援	子ども育成課
	(2)青少年健全育成事業の 充実	むさしのジャンボリー事業の充実	児童青少年課
		青少年の自然体験事業の実施	児童青少年課
		中高生世代が乳幼児と関わる場の創出	児童青少年課
		中高生世代の居場所の検討	児童青少年課
		円滑な社会生活・自立に向けた子ども・若者支援	児童青少年課
	(3)全ての学びの基盤となる 資質・能力の育成	全ての学びの基盤となる資質・能力の育成	指導課
		ICTを活用した教育の推進	指導課
	(4)多様性を生かし、市民 性を育む教育	学校図書館の機能の充実	指導課・図書館
		多様性を生かし、市民性を育む教育	指導課
	(5)一人ひとりの教育的 ニーズに応じた指導・支援 の充実	交流及び共同学習の推進	教育支援課
		特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援	教育支援課
		一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	教育支援課
	(6)不登校対策の推進と教 育相談の充実	スクールソーシャルワーカーと家庭と子どもの支援員の体制拡充	教育支援課
		不登校児童生徒の多様な学びの場の拡充	教育支援課
		切れ目のない相談支援体制づくり	教育支援課
		保健センター増築・複合施設の整備(再掲)	企画調整課・子ども子育て支 援課・健康課・障害福祉課・ 教育支援課
5 教育環境の充実と学校 施設の整備	(1)教育力の向上をもたら す教職員の働き方の追求	教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求	指導課
	(2)質の高い教育を維持す るための人材の確保と育成	質の高い教育を維持するための人材の確保と育成	指導課
	(3)学校と地域との協働体 制の充実	学校・家庭・地域の協働体制の充実	指導課
	(4)学校改築の着実な推進 と安全・安心かつ適切な施 設環境の確保	学校改築の計画的な推進	教育企画課・教育支援課
		既存学校施設の適切な維持管理	教育企画課
		自校調理施設の整備	教育企画課
	(5)学校給食の取組みの継 続と発展	質の高い学校給食の取組みの継続・発展と無償化の検討	教育支援課
	(6)持続可能な部活動のあ り方の検討	持続可能な部活動のあり方の検討	指導課

【3 平和・文化・市民生活】分野 体系図

基本施策	施策	事業	担当課
1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築	(1)平和施策の継承	平和啓発事業	市民活動推進課
	(2)多様性の理解及び男女平等施策の推進	多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進	市民活動推進課
	(3)多文化共生社会の形成	多文化共生社会の形成	多文化共生・交流課
2 災害への備えの拡充	(1)災害に強いまちづくりの推進	無電柱化の推進	交通企画課
		災害時の緊急輸送道路確保に向けた建築物の耐震化促進	住宅対策課・建築指導課
		住宅等の耐震化の促進	住宅対策課・建築指導課
		災害時の応急給水・応急復旧対策活動への対応	水道部工務課
		総合的な豪雨対策の推進	下水道課
	(2)自助・共助による災害予防対策の推進	自助・共助による災害予防対策の推進	防災課
	(3)関係機関との連携・訓練による応急対応力の強化	関係機関との連携・訓練による応急対応力の強化	防災課
		道路上における風水害等への対応	道路管理課
	(4)市の応急活動体制の整備	市の応急活動体制の整備	防災課
3 安全・安心なまちづくり	(1)安心して暮らし続けられるまちづくり	地域の防犯力を生かした安全・安心を実感できるまちづくり	安全対策課
		市民・来街者が安心して過ごせるための環境浄化の推進	安全対策課
		危機管理体制のさらなる充実	安全対策課
	(2)特殊詐欺、消費者被害の未然防止・拡大防止	特殊詐欺被害の未然防止・拡大防止	安全対策課
		消費者被害の未然防止・拡大防止	産業振興課
4 地域社会と市民活動の活性化	(1)コミュニティの活性化	コミュニティ活動の推進	市民活動推進課
		市民同士が語らう機会と多様な主体による協働の創出	市民活動推進課
	(2)市民活動支援の促進	市民活動促進基本計画に基づく支援の推進	市民活動推進課
5 豊かで多様な文化の醸成	(1)都市・国際交流事業の推進	武蔵野市・友好都市アンテナショップ「麦わら帽子」の経営改善と効率的な運営	産業振興課・多文化共生・交流課
		都市・国際交流事業の推進	多文化共生・交流課
	(2)文化振興基本方針に基づく文化施策の推進	文化振興基本方針に基づく文化施策の推進	市民活動推進課
	(3)文化・スポーツ・生涯学習の施策の連携	文化・スポーツ・生涯学習の施策の連携	市民活動推進課・生涯学習スポーツ課

【3 平和・文化・市民生活】分野 体系図

基本施策	施策	事業	担当課
6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進	(1)生涯のライフステージを通じた学習活動の充実	生涯学習プログラムの充実と学ぶ機会の拡充	生涯学習スポーツ課
		生涯学習の情報提供等インターネット活用の拡充	生涯学習スポーツ課
		学校教育活動を支援・補完する生涯学習活動についての研究	生涯学習スポーツ課・指導課
	(2)文化財や歴史公文書の保護と活用	文化財保護普及事業と歴史公文書等資料の適切な管理及び活用	生涯学習スポーツ課
		武蔵野ふるさと歴史館を中心とした歴史文化の継承と創造	生涯学習スポーツ課
	(3)図書館サービスの充実	すべての人への適切な読書環境の提供と読書支援の実施	図書館
		図書館専門人材の育成・強化	図書館
		図書館による地域課題解決支援の強化	図書館
		子ども読書活動推進事業の充実	図書館
	(4)市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備	誰もがスポーツを楽しめる機会の創出	生涯学習スポーツ課
		スポーツを支える担い手づくりと活動支援	生涯学習スポーツ課
		スポーツに親しむ環境づくり	生涯学習スポーツ課
		武蔵野市の特性を生かしたスポーツ文化の醸成	生涯学習スポーツ課
		旧桜堤小学校跡地の整備	生涯学習スポーツ課
7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興	(1)産業の振興	産業連携プロジェクト CO+LAB MUSASHINO	産業振興課
		武蔵野市ふるさと応援寄附を活用した市の魅力発信	産業振興課
		市内事業者の実態把握手法に関する検討	産業振興課
		むさしの創業・事業承継サポートネットによる支援の推進	産業振興課
		魅力ある商店会づくりのための総合的支援の推進	産業振興課
	(2)インバウンド型・地域密着型も含めた観光推進	インバウンド型・地域密着型も含めた観光推進のあり方の検討	産業振興課
	(3)農業の振興と農地の保全	持続可能な農業の振興及び農地の保全	産業振興課

【4 緑・環境】分野 体系図

基本施策	施策	事業	担当課
1 刻々と変化する環境問題への対応	(1)多様な主体のネットワークによる環境啓発の推進	環境啓発施設 むさしのエコreゾートを拠点とした情報発信	環境政策課
		環境を切り口とした多様な主体のネットワークの構築	環境政策課
	(2)良好な環境整備に向けた市民との連携	ごみ減量への意識向上に向けた啓発事業の充実	ごみ総合対策課
		暮らしの中で緑に親しむ取組みの推進	緑のまち推進課
		水循環の保全・回復に向けた取組みや支援	下水道課
2 地球温暖化対策の推進	(1)市民・事業者との連携と具体的な行動に向けた機運の醸成	市民・事業者の地球温暖化に対する取組みの支援	環境政策課
	(2)公共施設における環境負荷低減の取組み	公共施設における総合的なエネルギー調達・利用の最適化	環境政策課
		公共施設の環境配慮指針に基づく整備と運用	環境政策課
		雨水流出抑制の推進	下水道課・交通企画課
3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進	(1)街路樹などの緑の保全・管理	街路樹などの計画的な維持管理	緑のまち推進課
	(2)緑の保全・創出・利活用	民有地の緑の保全と創出	緑のまち推進課
		民間によるオープンスペースの緑の創出と利活用	緑のまち推進課
	(3)緑と水のネットワークの推進と森林整備	緑と水のネットワークの充実	緑のまち推進課
		生物多様性の保全に向けた取組みの推進	環境政策課
		公園緑地の整備・リニューアルと魅力を高める利活用	緑のまち推進課
		多摩の森林保全活動の推進とカーボンオフセットへの活用	緑のまち推進課・環境政策課
4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築	(1)廃棄物処理の最適化	効率的なごみ処理手法の検討	ごみ総合対策課
		ごみの広域処理の研究	ごみ総合対策課
		武蔵野クリーンセンターの安全・安定稼働	ごみ総合対策課
	(2)ごみ減量と適切な分別・収集・再資源化の推進	ごみ減量と適切な分別・収集・再資源化の促進	ごみ総合対策課
		市民・事業者の取組みに対する効果的な支援	ごみ総合対策課
5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保	(1)様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保	良好な生活環境の確保に向けた生活関連公害や大規模事業等への対応	環境政策課
		害虫害獣等の新たな環境リスクへの対応	環境政策課
	(2)動物の愛護と適切な管理	人と動物の共生社会づくり	環境政策課
	(3)受動喫煙対策と環境美化の推進	駅前周辺地域における路上喫煙対策および受動喫煙防止に関する啓発の推進	ごみ総合対策課・健康課
		まちの美化の推進	ごみ総合対策課

【5 都市基盤】分野 体系図

基本施策	施策	事業	担当課
1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり	(1)地域主体のまちづくりへの支援	地区計画・地区まちづくり計画等の促進	まちづくり推進課
		良好なまちづくりを進める開発調整の推進	まちづくり推進課
		エリアマネジメント活動の支援策の検討と展開	まちづくり推進課
	(2)計画的な土地利用の誘導と目指すべき都市構造の構築	都市計画マスタープランに関連する事業の事業化に向けた検討	まちづくり推進課
		用途地域等の見直し	まちづくり推進課
		境公園都市計画の見直し	まちづくり推進課
	(3)魅力的な都市景観の保全と施策の展開	景観まちづくりの展開	まちづくり推進課
		道路の景観整備の推進	交通企画課
		路上看板等の改善指導	道路管理課
	[道路分野]		
2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり	(1)計画的・効率的・持続的な道路施設管理	道路総合管理計画に基づく道路管理の推進	道路管理課・交通企画課
		橋りょう長寿命化計画に基づく橋りょう管理の推進	道路管理課・交通企画課
		LED街路灯整備計画の推進	道路管理課
	(2)市民と行政との連携・協働による道路管理	市民と協働による道路管理の推進	道路管理課
	[下水道分野]		
	(1)持続可能な下水道事業の運営	下水道ストックマネジメントの推進	下水道課
		大型下水道建設事業への対応	下水道課
		民間活用及び広域化・共同化の検討	下水道課
	(2)安定的な下水道経営	持続的な下水道事業経営	下水道課
	[水道分野]		
	(1)都営水道一元化の推進	都営水道一元化の推進	水道部総務課
	(2)安定的な水道事業運営	水道事業運営プランの推進	水道部総務課
		配水管網整備の推進	水道部工務課
		浄水場施設の維持・更新	水道部工務課
		水源施設の維持・更新	水道部工務課
		直結給水方式の普及	水道部工務課
	[建築分野]		
	(1)建築物の安全性や質の向上	既存建築物・設備の適正な使用・維持管理の強化	建築指導課
		民間関係機関との連携強化	建築指導課
		違反建築物への対策の徹底	建築指導課

【5 都市基盤】分野 体系図

基本施策	施策	事業	担当課
3 誰もが利用しやすい交通環境の整備	(1)人にやさしいまちづくり	バリアフリー基本構想に基づく事業の推進	まちづくり推進課
		歩いて楽しいまちづくりの推進	交通企画課
		交通安全意識の啓発	交通企画課
		自転車安全教育の充実	交通企画課
	(2)市民の移動手段の確保	高齢社会の進展による交通(移動)手段のあり方の検討	交通企画課
		地域公共交通の利用促進	交通企画課
	(3)地域の実態に沿った自転車利用環境の整備	自転車走行空間整備の推進	交通企画課
		駐輪場の適正配置の検討と既存駐輪場の有効利用の推進	交通企画課
4 安全で快適な道路ネットワークの構築	(1)生活道路への安全対策	生活道路における安全対策の推進	交通企画課
		区画道路整備事業の推進	交通企画課
		狭あい道路拡幅整備事業の推進	道路管理課
	(2)都市計画道路ネットワーク整備の推進	都市計画道路の事業化	まちづくり推進課
		都市計画道路及び区画道路の見直し	まちづくり推進課
	(3)外環道路への対応	外環の2にかかる検討	まちづくり推進課
5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり	(1)総合的・計画的な住宅施策の推進	住宅マスタープランに基づく住宅施策の推進・運用及び改定	住宅対策課
		市営住宅・福祉型住宅の適正な管理・運営及び整備等のあり方の検討	住宅対策課
	(2)多様な世帯に対応した住まいへの支援	住宅困窮世帯(者)に対する公と民の連携支援の推進	住宅対策課
		市営住宅・福祉型住宅の適正な管理・運営及び整備等のあり方の検討(再掲)	住宅対策課
	(3)良好な住環境づくりへの支援	良質な住環境の維持・誘導	住宅対策課
		分譲マンションの再生と適切な管理等への支援	住宅対策課
		空き住宅等への適正な対応(予防・管理・利活用)	住宅対策課
6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり	(1)吉祥寺駅周辺	高経年建築物の建替えやすい環境の検討	吉祥寺まちづくり事務所・まちづくり推進課・交通企画課
		吉祥寺地区のエリアの特性を活かした道路整備とまちづくりの推進	吉祥寺まちづくり事務所・交通企画課
		吉祥寺南口駅前広場の整備と武蔵野公会堂を含むパークエリアの将来像立案	吉祥寺まちづくり事務所・企画調整課・資産活用課・市民活動推進課・交通企画課
		吉祥寺イーストエリアの市有地を利活用したまちづくりの推進	吉祥寺まちづくり事務所・企画調整課・資産活用課・市民活動推進課・交通企画課
	(2)三鷹駅周辺	三鷹駅北口街づくりビジョンに基づく事業化の検討	まちづくり推進課
		三鷹駅北口補助幹線道路の整備	交通企画課
	(3)武蔵境駅周辺	武蔵境駅周辺のまちづくり	まちづくり推進課
		第三次まちづくり・まちづくりパートナー事業の実施	交通企画課
		武蔵境地区区画道路(市道第262～269号線)の整備	交通企画課

【6 行財政】分野 体系図

基本施策	施策	事業	担当課
1 市民参加と連携・協働の推進	(1) 自治基本条例に基づく市政運営	住民投票条例の制定に向けた検討	企画調整課
		市民参加のあり方の追求	企画調整課・各課
	(2) 市民参加の充実と情報共有の推進	「伝える」「伝わる」情報提供の推進	秘書広報課
		様々な主体との連携・協働の推進	企画調整課
		自治体間の政策連携の推進	企画調整課
2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション	(1) 「伝える」「伝わる」情報提供の推進	「伝える」「伝わる」情報提供の推進(再掲)	秘書広報課
		市民に分かりやすい財政状況の公表	財政課
	(2) 広聴の充実と広聴・広報の連携の推進	広聴の充実及び広聴と広報の連携の推進	市民活動推進課・秘書広報課
	(3) シティプロモーションの推進	シティプロモーションの推進	秘書広報課・産業振興課・各課
3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用	(1) 公共施設等の計画的な維持・更新	公共施設等総合管理計画の推進	資産活用課・各課
		既存公共施設の計画的な保全・改修の推進	施設課
		吉祥寺イーストエリアの市有地を利活用したまちづくりの推進(再掲)	吉祥寺まちづくり事務所・企画調整課・資産活用課・市民活動推進課・交通企画課
		旧赤星鉄馬邸保存利活用	資産活用課
		吉祥寺東町一丁目市有地利活用	資産活用課
		PPPガイドラインの改定と公民連携の取組み体制強化	資産活用課
4 社会の変化に対応していく行財政運営	(1) 経営資源を最大限活用するための仕組みの構築	行政評価制度の本格実施	企画調整課・各課
	(2) 健全な財政運営を維持するための体制強化	広告収入等の拡大に関する検討	財政課
		ふるさと納税制度による歳入減への対応	財政課・市民税課
		入札及び契約制度適正化の更なる推進	管財課
	(3) 自治体DXの推進	ICTを利用した市民サービスの拡大	情報政策課
		デジタル技術を活用した業務改善と働き方改革の推進	総務課・人事課・情報政策課
		DX推進に向けた基盤整備	情報政策課
	(4) リスク管理能力・危機対応力の強化	内部統制の推進	総務課
		情報セキュリティの徹底	情報政策課
	(5) 行政サービスにおける受益と負担の適正化	適正な受益と負担の検討	財政課
		国民健康保険財政健全化計画の策定及び実施	保険年金課

【6 行財政】分野 体系図

基本施策	施策	事業	担当課
5 多様な人材の確保・育成 と組織の活性化	(6) 財政援助出資団体の 経営改革等の支援、 指定管理者制度の効果的な運用	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針の改定	企画調整課
	(7) 新たなニーズに応える 組織のあり方の検討	分野横断的課題に対応した組織のあり方の検討	企画調整課
		職員定数適正化計画の策定	人事課
	(1) 課題に的確に対応 できる人材の確保・育 成と組織の活性化	多様な人材の確保・育成(人材育成)	人事課
		職員定数適正化計画の策定(再掲)	人事課
	(2) ダイバーシティ推 進、ワーク・ライフ・マネ ジメント支援と組織活性 化	心身ともに健康で、柔軟な働き方を支援する制度の検討	人事課
		活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成	人事課・総務課

《武蔵野市自治基本条例》

令和 2 年 3 月 24 日 条例第 2 号

武蔵野市自治基本条例

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
 - 第 2 章 市民、議会及び市長等の役割等（第 4 条—第 8 条）
 - 第 3 章 参加と協働
 - 第 1 節 情報共有（第 9 条—第 13 条）
 - 第 2 節 市民参加（第 14 条・第 15 条）
 - 第 3 節 協働（第 16 条）
 - 第 4 節 コミュニティ（第 17 条・第 18 条）
 - 第 5 節 住民投票（第 19 条）
 - 第 4 章 議会の会議（第 20 条）
 - 第 5 章 議会と市長等との関係（第 21 条・第 22 条）
 - 第 6 章 行政の政策活動の原則（第 23 条—第 29 条）
 - 第 7 章 国及び東京都との関係（第 30 条）
 - 第 8 章 広域的な連携及び協力（第 31 条）
 - 第 9 章 平和及び国際交流（第 32 条）
- 付則

武蔵野市は、江戸時代に計画的な開拓が行われ、明治時代に交通網が発達してきたことなどにより、郊外の住宅都市として発展してきた。その歴史のなかで、第二次世界大戦時には、市内に開設された軍需工場が空襲の標的となり、大きな被害を受けた。このことは、今も平和を希求する様々な取組につながっている。

市政においては、「武蔵野市方式」と呼ばれる市民参加、議員参加、職員参加による基本構想・長期計画の策定をはじめとして、急速な宅地化から緑を守る取組としての武蔵野市民緑の憲章の策定、武蔵野市の市民参加の基盤となった自主参加、自主企画、自主運営のコミュニティづくり、住宅地におけるクリーンセンターの建設や運営など、市民参加のもと、市民、議会及び行政が一体となって様々な公共的課題の解決を図ってきた。

また、法令を補う独自の条例の制定や要綱による行政指導の展開、全国に先駆けてのコミュニティバスの導入など、常に市民の意思を施策に反映し、市民の人権を守る先駆的な取組を行ってきた。

今後も、地方分権改革の進展などに伴い、市民にとって最も身近な基礎自治体として、自主的かつ自立的に公共的課題を解決し、地域の実情に即して市政を推進していくことがより一層求められる。

このような現状に鑑み、恒久平和の実現を目指し、子どもをはじめ全ての年代の市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、先人たちが築き上げてきた市民自治及び市民参加の取組を将来にわたって推進していくためには、市政運営のよりどころとなる「基本的な自治の原則」を明らかにする必要がある。

ここに、武蔵野市の市民自治及び市政運営についてその基本原則を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市における市民自治及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会（以下「議会」という。）及び市長等の役割等を明らかにすることにより、市民自治の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。

(基本原則)

第3条 市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供するよう努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができるようにすることを旨として行われるものとする。

- 2 市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障するとともに、市政情報の共有を通じて、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとする。
- 3 市民自治の推進は、市民、市議会議員（以下「議員」という。）、市長等及び市職員（以下「職員」という。）のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとする。
- 4 市長は、市民、議員及び職員の参加のもとに、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

第2章 市民、議会及び市長等の役割等

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動するよう努めるものとする。

- 2 市民は、現在及び将来の市民に配慮するとともに、持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努めるものとする。
- 3 市民は、互いにその自由、人権及び人格を尊重するものとする。

(議会の責務)

第5条 議会は、武蔵野市における自治の発展に寄与するよう努めなければならない。

- 2 議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、総合的かつ計画的な市政運営が行われているかどうか及び市民の意思が市政に適

切に反映されているかどうかについて、市長等の事務の執行状況の監視及び評価をするとともに、自らも政策の立案、提言等を行うものとする。

- 4 議会は、市民参加の前提となる情報共有を図るため、何人に対しても開かれた議会の運営に努めなければならない。

(議員の役割)

第6条 議員は、市民の意思を市政に反映させるため、公共的課題及び市民の意見の把握に努めるものとする。

- 2 議員は、一部の市民の利益ではなく、市民全体の利益を追求するものとする。

- 3 議員は、市民の多様な意見を代表して、その信託に応えるものとする。

(市長等の責務)

第7条 市長は、武蔵野市の代表者として、市政を総合的に調整し、公正かつ誠実に運営しなければならない。

- 2 市長等は、職員を育成し、及び職場環境を整備することにより市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、もって武蔵野市に対する市民の満足度を向上させるよう努めなければならない。

- 3 市長等は、その保有する情報を分かりやすく提供するように努めることにより、市民との情報共有を図らなければならない。

- 4 市長等は、市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるよう努めるものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、自らが自治の担い手であることを自覚するとともに、市民の信頼に応え、様々な公共的課題に対して、市民全体の利益を確保する観点から職務を遂行するよう努めなければならない。

- 3 職員は、災害等の緊急時においては、市民及び関係機関と協力して市民の安全確保に努めなければならない。

第3章 参加と協働

第1節 情報共有

(知る権利の保障)

第9条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。

(情報公開)

第10条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で公開するとともに、市民に対して分かりやすく提供するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、情報公開について必要な事項は、別に条例で定める。

(会議の公開)

第11条 市長等は、自らが主催する会議（当該会議における配布資料及び会議録を含む。）については、これを公開する。ただし、当該会議の性質上、非公開とすべき正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(説明責任)

第12条 市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等（以下「政

策等」という。)の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に対して分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定める。

第2節 市民参加

(市民参加の権利及び機会の保障)

第14条 市は、市民の市政に参加する権利及び市民が市政に参加する機会を保障するものとする。

(市民参加の手続等)

第15条 市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、適切な方法（アンケートの実施、意見交換会、ワークショップ等の開催、検討委員会等における市民委員の公募、パブリックコメント手続（政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めることをいう。以下同じ。）の実施その他の方法をいう。）により、市民参加の機会を設けるよう努めなければならない。

2 市長等は、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会を開催するとともに、パブリックコメント手続を実施するものとする。

(1) 第23条第1項の武蔵野市長期計画その他の武蔵野市の重要な計画を策定しようとする場合

(2) この条例その他の市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める政策等を決定しようとする場合

3 市長等は、前項各号に掲げる場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施をしないことができる。この場合において、市長等は、その理由を明らかにしなければならない。

(1) 緊急に政策等を行う必要があるとき。

(2) 金銭の徴収又は給付に関する政策等を行うとき。

(3) 法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行うとき。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求があったとき。

4 前3項に定めるもののほか、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に規則で定める。

第3節 協働

第16条 市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力のもと、それぞれの特性を最大限に発揮し、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組である協働を推進するものとする。

2 前項の主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自覚し、協働に取り組むものとする。

第4節 コミュニティ

(コミュニティの位置付け)

第17条 コミュニティとは、市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いていくための市民生活の基礎単位となるものをいう。

(コミュニティづくりの支援等)

第18条 市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、コミュニティづくりにおける必要な支援を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、コミュニティについて必要な事項は、別に条例で定める。

第5節 住民投票

第19条 市長は、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項(別に条例で定めるものを除く。)について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

3 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

4 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

第4章 議会の会議

第20条 議会は地方自治法第102条の規定に基づき定例会及び臨時会とし、定例会の回数は毎年4回とする。

2 定例会の招集の時期は、別に規則で定める。

第5章 議会と市長等との関係

(審議等の基本原則)

第21条 議会と市長等とは、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、合意形成に向けて審議を尽くすよう努めなければならない。

2 市長等は、市政運営について議会との情報共有を図るため、議会に対して、適切で分かりやすい資料を提供し、説明し、又は報告をするよう努めるものとする。

3 前項の場合において、市長等は、必要に応じて議会に行政報告(市長等が本会議又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会(次条において「委員会等」という。)において行う政策等の内容、進行状況等に関する報告をいう。)を行うよう努めるものとする。

(委員会等への市長等の出席)

第22条 市長、副市長、教育長その他関係職員は、委員会等における審査に際して議会から求めがあったときは、原則として出席するものとする。

第6章 行政の政策活動の原則

(長期計画の策定等)

第23条 市長は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するため、武蔵野市長期計画(以下「長期計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、長期計画の策定又は見直しにあたっては、市民、議員及び職員の多様な参加の機会を確保しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、長期計画について必要な事項は、別に条例で定める。

(健全な市政運営等)

第24条 市は、市民の福祉の向上のため、市政の運営にあたっては、自らの責任において主体的に判断するとともに、行使できる権限を積極的に活用していくものとする。

2 市は、限られた財源を有効に活用し、効率的で、かつ、実効性の高い市政を運営するため、その財政の健全な運営に努めなければならない。

(行政手続)

第25条 市長等は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び利益を保護するため、処分、行政指導等を行う場合には、適正な行政手続を経なければならない。

2 前項に定めるもののほか、行政手続について必要な事項は、別に条例で定める。

(文書管理)

第26条 市は、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明できるようにするため、文書（図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。次項において同じ。）を作成し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、文書の管理について必要な事項は、別に条例又は規則で定める。

(政策法務の推進)

第27条 市は、法に基づいて行政を行うとともに、法を政策実現のための手段としてとらえ、主体的に法令を解釈し、若しくは運用し、又は武蔵野市の特性に応じた条例を制定することにより、公共的課題の有効かつ適切な解決を図るものとする。

(行政評価)

第28条 市長等は、持続可能な市政運営の実現に向けて、限られた政策資源を最大限に活用するため、政策等について、必要性、効率性又は有効性の観点から、適時に、かつ、合理的な手法により評価を行うとともに、その結果を政策等に適切に反映させるよう努めなければならない。

(財政援助出資団体)

第29条 市長等は、財政援助出資団体（武蔵野市が出資等を行い、その業務が市政と極めて密接な関連を有している団体及び武蔵野市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要するものをいう。）の設立の趣旨を最大限に生かしていくため、当該財政援助出資団体への適切な指導及び監督を行うものとする。

第7章 国及び東京都との関係

第30条 市は、市民にとって最も身近な基礎自治体として、地域における行政を自主的かつ総合的に行う役割を広く担うものであることを自覚し、国及び東京都との関係において武蔵野市が分担すべき役割を明確化し、並びに国及び東京都と対等な立場で連携及び協力を図るものとする。

第8章 広域的な連携及び協力

第31条 市は、各地域が相互に補完し、及び発展することを目指し、友好都市及び近隣の市区町村等との連携及び協力をを行うものとする。

2 市は、災害が広域的に影響を及ぼすものであることに鑑み、災害時に友好都市及び近隣の市区町村等の地域間で相互に協力及び支援を行うよう努めるものとする。

第9章 平和及び国際交流

第32条 市は、世界連邦宣言及び非核都市宣言の理念に基づき、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することにより、国際社会との交流及び連携並びに世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、別に条例で定める日から施行する。

(武蔵野市議会定例会の回数に関する条例の廃止)

2 武蔵野市議会定例会の回数に関する条例（昭和31年9月武蔵野市条例第14号）は、廃止する。

(武蔵野市長期計画条例の一部改正)

3 武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

《武蔵野市長期計画条例》

平成23年12月13日条例第28号

武蔵野市長期計画条例

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

(長期計画)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

3 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。

4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

(実行計画の見直し)

第3条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

(市民等の参加)

第4条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

(議決)

第5条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

(市長の責務)

第6条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

(他の計画との関係)

第7条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

《武蔵野市長期計画条例施行規則》

平成 23 年 12 月 28 日規則第 68 号

武蔵野市長期計画条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武蔵野市長期計画条例（平成 23 年 12 月武蔵野市条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市政運営の基本理念)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する市政運営の基本理念とは、武蔵野市の目指すべき将来像、まちづくりの目標その他の武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）の計画期間における市政運営に係る基本的な方向性を定めるものをいう。

(市が実施する政策)

第 3 条 条例第 2 条第 3 項に規定する市が実施する政策とは、長期計画の策定後において、新たに実施する必要が生じた政策をいう。

(調整計画)

第 4 条 条例第 3 条に規定する新たな実行計画は、調整計画と称する。

2 市長は、長期計画の計画期間の初日から 4 年を経過する日までに調整計画を策定するものとする。

3 調整計画は、5 年を 1 期として定める。ただし、調整計画の見直しを行い、新たな調整計画を策定する場合であって、当該新たな調整計画の計画期間の終期が当該長期計画の計画期間の終期を超えることとなるときは、当該長期計画の計画期間の終期を当該新たな調整計画の計画期間の終期とする。

(次期長期計画の策定)

第 5 条 市長は、現行の長期計画に基づく市政運営から次期の長期計画に基づく市政運営への円滑な移行を図るため、当該現行の長期計画の計画期間の末日の 2 年前の日の翌日を計画期間の始期として、次期の長期計画を策定するものとする。

(策定委員会)

第 6 条 条例第 4 条第 2 項に規定する策定委員会は、市政に関し広くかつ高い見識を有する者等の中から市長が委嘱する者及び副市長で構成する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

6 策定委員会は、市民、市議会議員及び市職員の意見を聴取して、長期計画又は調整計画（以下「長期計画等」という。）の計画案を作成し、市長に提出する。

7 市長は、策定委員会から前項の計画案が提出されたときは、当該計画案を尊重して、長期計画等を策定するものとする。

8 策定委員会の庶務は、総合政策部企画調整課が行う。

(施策の大綱)

第7条 条例第5条に規定する施策の大綱とは、長期計画の計画期間に実施すべき政策に係る具体的な施策の基本的事項を定めるものをいう。

(実施状況の管理)

第8条 条例第6条の規定による管理は、武蔵野市主要事業等進行管理規程（昭和48年7月武蔵野市訓令（甲）第4号）第10条の規定による進行管理会議における市長への報告その他の方法により行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料 3

各分野における個別計画

分野ごとに課題に応じて個別計画を策定し、計画に基づく市政運営を行っている。多くの計画では、策定にあたって専門的知見を有する学識経験者等や、関係団体に所属する市民、そして公募市民が関わり、またパブリックコメントを受け付けるなど多くの市民意見が反映されており、これらの計画により計画体系が構築されている。長期計画策定にあたっては、市民参加によって策定された個別計画（現在改定中の計画に寄せられた意見も含む）との整合を図っている。

【個別計画一覧】

※令和 5（2023）年 10 月 1 日時点

1 健康・福祉 ・武蔵野市第 3 期健康福祉総合計画 ・武蔵野市地域医療構想（ビジョン）2017 ・武蔵野市第 5 期地域福祉計画 ・武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画 ・武蔵野市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画 ・武蔵野市障害者計画・第 6 期障害福祉計画 ・武蔵野市第 4 期健康推進計画 ・武蔵野市食育推進計画 ・武蔵野市自殺総合対策計画 ・武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第 3 期武蔵野市特定健康診査等実施計画 2 子ども・教育 ・第五次子どもプラン武蔵野 ・第三期武蔵野市学校教育計画 ・武蔵野市学校施設整備基本計画 3 平和・文化・市民生活 ・第二期武蔵野市産業振興計画 ・第二期武蔵野市観光推進計画 ・武蔵野市農業振興基本計画＜令和 3（2021）年度改定版＞令和 5（2023）年度修正版 ・第二期武蔵野市市民活動促進基本計画 ・武蔵野市第四次男女平等推進計画 ・武蔵野市文化振興基本方針 ・武蔵野市コミュニティセンター整備計画 ・武蔵野市文化施設整備計画 ・武蔵野市多文化共生推進プラン ・武蔵野市生活安全計画 ・武蔵野市国民保護計画 ・武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画 ・武蔵野市地域防災計画（令和 4 年度修正） ・武蔵野市耐震改修促進計画（第 2 回改定版） ・第二期武蔵野市生涯学習計画 ・第二期武蔵野市スポーツ推進計画 ・第 2 期武蔵野市図書館基本計画 ・第 2 次武蔵野市子ども読書活動推進計画 4 緑・環境 ・第五期武蔵野市環境基本計画 ・武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022 改定版 ・武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（区域施策編）2022 改定版 ・武蔵野市生物多様性基本方針 ・武蔵野市エコプラザ（仮称）管理運営方針 ・武蔵野市一般廃棄物処理基本計画	・武蔵野市分別収集計画（第 10 期） ・武蔵野市緑の基本計画 2019 ・仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画 ・仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）の評価と今後の方向性について ・千川上水整備基本計画 ・公園・緑地リニューアル計画 2020 5 都市基盤 ・武蔵野市都市計画マスタープラン 2021 ・武蔵野市バリアフリー基本構想 2022 ・三鷹駅北口街づくりビジョン ・武蔵野市景観ガイドライン ・武蔵野市国土強靱化地域計画 ・吉祥寺グランドデザイン 2020 ・N E X T 吉祥寺 2021 ・武蔵野市自転車等総合計画 ・第 11 次武蔵野市交通安全計画 ・武蔵野市地域公共交通網形成計画 ・武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画 ・武蔵野市第四次住宅マスタープラン ・武蔵野市公営住宅等長寿命化計画 ・武蔵野市空き住宅等対策計画 ・武蔵野市マンション管理適正化推進計画 ・武蔵野市道路総合管理計画 ・武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画 ・武蔵野市景観道路計画 ・御殿山通り（武蔵野都市計画道路 7・6・1 号線）整備基本計画 ・武蔵野市下水道総合計画（2023） ・武蔵野市下水道ストックマネジメント計画 ・武蔵野市下水道事業経営戦略（2023） 6 行財政 ・第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 ・武蔵野市行財政改革アクションプラン（令和 3～6 年度） ・第 2 期武蔵野市公共施設等総合管理計画 ・武蔵野市公共施設保全改修計画 ・武蔵野市人材育成基本方針 ・第 8 次職員定数適正化計画 ・武蔵野市特定事業主行動計画 ・職員研修計画 ・第 1 期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和 3 年度改定版） ・武蔵野市第七次総合情報化基本計画 ・武蔵野市自治体 D X に関する全体方針
---	---

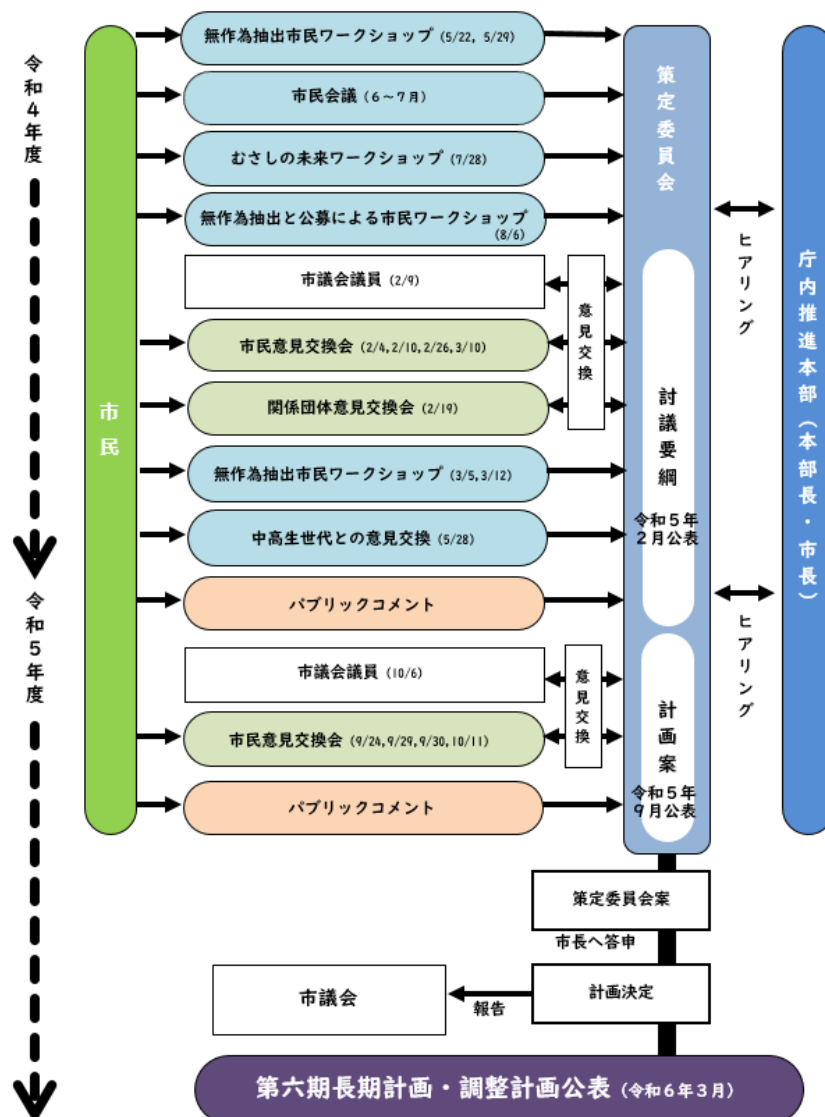
第六期長期計画・調整計画策定の流れ

第六期長期計画・調整計画策定にあたっては、令和4（2022）年5月より様々な形で市民意見の聴取に取り組み、8月には調整計画策定委員会を設置した。策定委員会では、各種計画や報告書等を参考に議論が必要と思われる課題について検討し、令和5（2023）年2月に「討議要綱」を公表した。この討議要綱をもとに、市民や市議会議員、教育委員、中高生世代などから意見を聴取し、それらを踏まえ第六期長期計画・調整計画の原案となる「計画案」を令和5（2023）年9月に公表した。討議要綱と同様に広く意見を求め、必要な修正を行ったうえで、11月に策定委員会案が市長に答申する。

なお、本計画の策定では、オンラインを用いたワークショップや意見交換会を実施したほか、策定委員会のオンライン配信、中高生世代と策定委員会の意見交換会など新たな取り組みに挑戦し、さらなる情報共有と市民参加の機会の確保に努めた。

市長は委員会答申に基づいて調整計画を作成し、市議会への報告、市民への公表を行う予定である。

策定スケジュール



頁	用語	ふりがな	説明
あ行			
26,39, 40,44, 71	ICT	あいしーていー	「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、インターネット、携帯電話・スマートフォン、AI(人工知能)、ビッグデータ、IoT(モノのインターネット)、クラウド等の技術があり、それらを活用したコンピュータ・ロボット・通信等のソフトウェア、SNS等のサービスを含める場合がある。近年は、ICTの推進に代わり、DXという言葉が一般的に使われるようになった。
66	ITS	あいていーえす	「Intelligent Transport Systems(高度道路交通システム)」の略。 最先端の情報通信技術を用いて、人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、安全運転の支援、交通管理の最適化、道路管理の効率化等を目指す。道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システム。
50	アーバンスポーツ	あーばんすぽーつ	広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由により、都市住民が参加しやすい都市型スポーツのことで、スケートボード・スポーツクライミング・パルクール・インラインスケートなどを指す。
12	RPA	あーるぴーえー	「Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)」の略。人間が行うキーボードやマウス等の定型的なパソコン操作を自動化する技術。
68	あんしん住まい推進協議会	あんしんすまいすいしんきょうぎかい	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第51条の規定に基づき、住宅の確保に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置等について協議するための組織。自治体、関係する業界団体等で構成される。令和4(2022)年12月に設置。
48	アンテナショップ麦わら帽子	あんてなしょっぷむぎわらぼうし	9つの友好都市と武蔵野市の物産品販売や友好都市の観光情報等を発信しているアンテナショップ。平成13(2001)年10月吉祥寺中道通り商店街にオープン。
28	いきいきサロン	いきいきさろん	おおむね65歳以上の高齢者を対象に、週1回以上、5名以上で、介護予防や認知症予防のプログラム(2時間程度)を行う「通いの場」。地域住民団体・NPO法人・民間事業者等が運営しており、市はその団体等へ補助や支援を行う。高齢者の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状態の予防、住み慣れた地域での在宅生活の継続支援を図ることを目的としている。平成28(2016)年7月事業開始。
6,34,38	生きる力	いきるちから	各学校で教育課程を編成する際の基準として文部科学省が定める学習指導要領の理念。具体的には、「確かな学力(知)」、「豊かな人間性(徳)」、「健康・体力(体)」の3つのバランスがとれた力を指す。本市では、学校教育に加え、幼児教育や青少年健全育成の場面においても、同理念に基づいた各種事業を実施する。
62,64, 69	(一財)武蔵野市開発公社	(いちざい)むさしのしかいはつこうしゃ	昭和39(1964)年に吉祥寺駅周辺都市計画事業が計画決定されたことにより、計画該当地で移転を要する商業者への対策と、吉祥寺発展の拠点的役割を担う商業の核となる施設建設を推進するため、昭和43(1968)年8月に設立。現在は、事業対象区域を吉祥寺地区から全市に拡大し、まちづくり事業全般に取り組んでいる。
68	一般延焼遮断帯	いっばんえんしょうしゃだんたい	「延焼遮断帯」とは、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす帯状の不燃空間のこと(道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、これらと近接する耐火建築物等により構成)。震災時の避難経路や、救援活動時の輸送ネットワーク等の機能も担う。延焼遮断帯は、防災上の重要度から、「骨格防災軸」「主要延焼遮断帯」と、それ以外の「一般延焼遮断帯」に分けられる。
29	医療DX	いりょうでいーえつくす	保健・医療・介護の各段階(疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など)において発生する情報やデータを、全体最適された基盤を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること。
21,30, 37,39	医療的ケア児	いりょうてきけあじ	日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童。
30	医療的ケア児コーディネーター	いりょうてきけあじこーでいねーたー	医療的ケア児等の家族からの相談や保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、関係機関につなぐ役割を担う。

頁	用語	ふりがな	説明
29	医療連携訓練	いりょうれんけい くんれん	総合防災訓練の一環として実施している災害時の医療連携訓練のこと。市内で指定されている3カ所の災害拠点(連携)病院の周辺に緊急医療救護所を設置し、傷病者のトリアージ・手当・搬送・情報伝達等を行う訓練。災害時は武蔵野市五師会の各医療関係者等が自身の診療所等を閉院して参集し、医療活動に従事する。
39	インクルーシブ教育	いんくるーしぶ きょういく	障害者の権利に関する条約(日本は平成26(2014)年に批准)の第24条に書かれている理念で、障害のある人と障害のない人が共に学び共生社会の実現を目指すもの。障害のある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。
39	インクルーシブ教育システム	いんくるーしぶ きょういくしずて む	障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重しあい、多様なあり方を相互に認め合える共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みのこと。
14,15, 51	インバウンド	いんばうんど	外国人が訪れてくる旅行のこと。または外国から訪れる旅行者のこと。
61	ウォーカブル	うおーかぶる	道路や沿道建築物、公園などのまちなかを、居心地良く、ひと中心の空間にすることで、街に出かけたくなり、歩きたくなること。世界の多くの都市が車中心からひと中心の空間へと変化し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられていることなどを踏まえ、近年では国内でも「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指した取組みが進められている。
45,55	雨水浸透施設等	うすいしんとうし せつとうなど	浸透ますやトレンチ等の雨水を地下に浸透させる施設や貯留による洪水調節機能と浸透による流出抑制機能・地下水かん養機能を併せもった施設のこと。
11,12, 76	AI	えーあい	「Artificial Intelligence(人工知能)」の略。推論・判断等の知的な機能を人工的に実現するための研究や、これらの機能を備えたコンピュータシステム。また、近年では大量のデータを学習したモデルによって、画像、テキスト、音声、プログラムコード、構造化データなどを生成できる「生成AI」が注目されている。その代表例として、AIを研究するアメリカの企業「Open AI」により公開された、自然な対話形式でAIが回答する「Chat GPT」が話題となっている。
23	エキスパート(長期的専任職)	えきすぱーと (ちようきてきせ んにんしよく)	武蔵野市では平成26(2014)年度にゼネラリスト(総合職)とエキスパート(長期的専任職)を選択できる複線型人事制度を導入した。エキスパートとは、特定の分野・部門で業務に精通・習熟し、長期的にその分野・部門で専門的スタッフとして、業務の企画及び運営に当たる職。福祉・税務・債権管理・ICTの4分野。一般事務職の主任(在職10年以上・主任在位3年以上)・係長・課長補佐級が対象。
13	SDGs	えすでいじーず	「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動など、様々な問題を根本的に解決し、世界中の全ての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための17の国際目標。
55	エネルギー地産地消	えねるぎーちさ んちしょう	その地域の需要に合ったエネルギーを地域独自に生産し、その地域で消費すること。地域でエネルギーを生産することによる経済の活性化や再生可能エネルギー利用による二酸化炭素の排出削減等、環境負荷の軽減が期待される。
7,62	エリアマネジメント	えりあまねじめ んと	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民や事業主、地権者等による主体的な取組み。
52	援農ボランティア制度	えんのうぼらん ていあせいど	農業の担い手不足に対応するため、原則として無償で農業生産者を支援するボランティア制度のこと。都内では、区市町村を単位とした援農ボランティア制度が一部地域で運営されているほか、都が主体の広域援農ボランティアが存在している。
74	延命化	えんめいか	第2期公共施設等総合管理計画において、日本建築学会発行「建築物の耐久計画に関する考え方」で構造種別ごとに設定されている等級の代表値を「基本の目標耐用年数」と設定したうえで、予防保全等により建物の躯体を健全に保ち、「基本の目標耐用年数」まで使用できるようにすることを「長寿命化」と定義している。一方、日本建築学会が示す目標耐用年数は20～30年の幅があることから、躯体の健全度や機能性、経済性等を総合的に評価して、基本の目標耐用年数をさらに10～20年程度延伸して施設利用を図れるようにすることを、「延命化」と定義している。

頁	用語	ふりがな	説明
62,63	屋外広告物	おくがいこうこくぶつ	屋外広告物法で、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、貼り紙などを指す。 本市の屋外広告物に関する申請受付や許可に関する事務は、広告物の表示場所や種類によって、東京都屋外広告物条例に基づき、本市と東京都で分担している。なお、市では、都の条例による規制に加え、一定規模以上の建築に伴う広告物の設置に際しては、平成29(2017)年度からまちづくり条例及び景観ガイドラインによるきめ細かな景観誘導を行っている。しかしながら、建築を伴わない独立した広告物等はまちづくり条例の対象とならず、都の条例に基づく従前の規制内容に留まっている。これらの広告物をよりきめ細かく規制・誘導する手法について検討することが求められている。
50	屋外プールの廃止を支持する市民アンケート(市営プールの整備に関する市民アンケート調査等)	おくがいぷーのはいしをしじるしみんあんけーと(しえいぷーのせいびにかんするしみんあんけーとちょうさとう)	令和4(2022)年度に実施した市営プールの整備に関する市民アンケート調査等。調査は市内在住16歳以上の市民2,000人を対象とした無作為抽出でのアンケート調査、市営プール利用者および利用団体を対象としたヒアリング調査、公募市民によるワークショップにより、市民からの広く多様な意見を収集する形で実施した。アンケート調査では、屋外プールを廃止し、屋内プールなどの機能を拡充する案の支持が57.4%という結果となった。その他の調査結果はホームページにて掲載している。
57,62 70	オープンスペース	おーぷんすぺーす	公園・広場・道路・農地等の建物の建っていない空間。開発事業等により生み出される歩道状空地や公開空地、広場等も含まれる。
か行			
68	外郭環状線の2	がいかくかんじょうせんのに	東京外郭環状道路(外環)とは、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。その外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として昭和41(1966)年に都市計画決定した地上部の街路を外郭環状線の2という。
67	概成道路	がいせいどうろ	都市計画法に基づき定める都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していないが、ある程度の車線数は有するなど、概ねの機能を満たしている道路を言い、多摩地域では現況幅員が8m以上の道路のこと。
44	外国人市民	がいこくじんしみん	外国籍を有する本市在住・在勤・在学の市民に加え、日本国籍を有していても文化的背景などが外国にある市民などを広く含む。武蔵野市多文化共生推進プランにおいて定義した。
21	介護職・看護職Reスタート支援金	かいごしよく・かんごしよくりすたーとしえんきん	介護職等の人材確保のため、市内の介護施設や障害者施設等に就職した方に対し、支援金を支給する。
29	かかりつけ医	かかりつけい	健康に関することをなんでも相談できるうえ、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。かかりつけ医をもつことで、一般的に、日頃の健康状態を知ってもらえる、症状に応じた専門家の紹介がスムーズ、病気の予防や早期発見・早期治療にもつながる等のメリットがある。
10	家計急変者	かけいきゅうへんしゃ	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和5(2023)年度分の住民税均等割非課税相当の事情にあると認められる人。
40	学校運営協議会機能	がっこううんえいきょうぎかいきのう	教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関を有する機能。平成29(2017)年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されている。学校運営協議会には、主に以下のとおり3つの役割がある。 ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる
39	学校司書	がっこうししょ	学校図書館法に規定され、本市が小中学校に配置している非常勤職員。学校図書館の環境整備、子どもたちが利用する際の支援や授業での活用の補助を行う。これまで以上に教職員や児童生徒のニーズに対応できるよう、令和5(2023)年度に「学校図書館サポーター」から名称変更するとともに勤務時間を拡大した。
39	家庭と子どもの支援員	かていとこどものしえんいん	不登校傾向の児童生徒に対し、学校の教職員の指導のもと、地域人材や大学生等の有償ボランティアが登校支援、保健室等での話し相手や学校生活の支援等を行っている。令和4(2022)年度から、教室以外の居場所でも不登校傾向の児童生徒を継続的に支援できるように市の会計年度任用職員を配置し、教職員やスクールソーシャルワーカー、派遣相談員等と連携して児童生徒の支援を行っている。

頁	用語	ふりがな	説明
57	カーボン・オフセット	かーぼん・おふせっと	日常生活や経済活動において避けることができないCO2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせる考え方。
10,57	カーボンニュートラル	かーぼんにゅーとらる	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。温室効果ガスの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて実質的にゼロにすることを意味する。
22,55	気候市民会議	きこうしみんかいぎ	無作為抽出などによって選ばれた市民が、気候変動対策について話し合う会議。その開催は欧州各国で広がりを見せており、日本国内でも開催されている。本市では、気候変動の現状に詳しい講師によるレクチャーを踏まえたうえで、地球温暖化に対する目指すべきまちの姿や、一人ひとりの関心と行動を変えていくための取組みについて市民目線で話し合いを行った。
60,67	狭あい道路	きょうあいどうろ	幅員4m未満の狭い道路のことで、建築基準法第42条第2項などに指定されているもの。
21	教育支援センター	きょういくしえんせんたー	乳幼児から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる機関で、本市の教育委員会で設置。来所、電話での相談に加え、小中学校への臨床心理士（相談員）の派遣も行う。大野田小学校内にあり、不登校児童生徒への支援を行う適応指導教室（チャレンジルーム）を併設している。なお、日本語指導などを行う帰国・外国人教育相談室は、第四中学校内に分離して設置している。
45	緊急輸送道路	きんきゅうゆそうどうろ	東京都が指定する、震災時の救急救命・消火活動、物資の輸送などを円滑に行うための道路のこと。緊急輸送道路のうち、応急対策の中枢を担う都庁本庁舎や区市町村庁舎などを連絡する道路として、特に沿道の建築物の耐震化を図る必要があると認められる道路を「特定緊急輸送道路」、それ以外の道路を「一般緊急輸送道路」とする。市内では、三鷹通り（一部）、井ノ頭通り、五日市街道（一部）が特定緊急輸送道路として指定されている。
44	緊急輸送道路沿道建築物	きんきゅうゆそうどうろえんどうけんちくぶつ	新耐震基準（昭和56（1981）年6月1日施行）導入以前に建築されたもので、緊急輸送道路に接するもののうち、高さがおおむね道路幅員の1/2以上の建築物のこと。
60,67,69,70	区画道路	くかくどうろ	幹線道路など一定程度の幅員を持つ道路間を接続するための本市の構想道路のこと。道路ネットワークの補完や個々の宅地間の通行のために利用されている。
55	グリーンインフラ	ぐりーんいんふら	自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりや地域づくりを進める取組みや考え方。本市の取組みとして、公園・街路・屋上等の緑化や、水循環・雨水流出抑制等のための貯留や浸透などがある。
57	クレジット	くれじっと	カーボン・オフセットに使われるクレジットを指す。再生可能エネルギー（太陽光発電や風力・水力発電など）の導入やエネルギー効率の良い機器の導入もしくは植林や間伐等の森林管理により実現できた温室効果ガス削減・吸収量を、決められた方法に従って定量化し取引可能な形態にしたもの。
65	経営戦略プラン	けいえいせんりやくぶらん	「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画をいう。施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とした収支計画がその中心となる。
82,83	経常収支比率	けいじょうしゅうしひりつ	毎年経常的に発生する、容易に縮減することができない人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に、税等の経常的な一般財源がどの程度使われているかを表す、財政構造の弾力性を測定する指標。低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。高いほど財政が硬直化し、新たな行政サービスへの対応が困難になるとされている。
7,46	刑法犯認知件数	けいほうはんになちけんすう	警察において発生を認知した刑法犯の数のこと。
5,20,28	健康寿命	けんこうじゅみょう	健康寿命とは、健康の3要素（身体・精神・社会）が制限されることなく健康な状態で生活することが期待される平均期間を表す指標。現在、本市では、「東京都保健所長会方式」に基づき、「65歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表す」としている。
32	健康福祉施策推進審議会	けんこうふくしせさくすいしんしんぎかい	本市における健康及び福祉に関する施策を推進するために必要な事項を調査し、及び審議するため、令和5（2023）年度に設置した会議体。地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進及び食育推進に係る計画の策定及び評価に関する事項を所管する。

頁	用語	ふりがな	説明
68	検討のプロセス	けんとうのぶろせす	東京都が作成した「外環の地上部の街路について(検討の進め方)」に記載される検討のプロセスのこと。 東京外郭環状道路が高架方式から地下方式に変更されたことを踏まえ、地上部街路(外環の2)の必要性やあり方などについて、広く意見を聞きながら検討を進め、都市計画に関する東京都の方針を取りまとめるプロセス。
31	権利擁護	けんりようご	一般的には、自己の権利を表明することが困難な人のニーズ表明を代弁し、支援することを言う。本市では、生活不安を感じている高齢者・身体障害者や、判断能力が不十分な人(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などの事業を行っている。
61,62	公開空地	こうかいうち	建築物の敷地内の空地又は開放空間のうち、歩道や広場状に整備され、日常一般に公開される部分。
55	公共施設の環境配慮指針	こうきょうしせつのかんきょうはいりよしん	「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向け、今後、改築などが予定されている市の公共施設が達成すべきエネルギー消費性能及び備えるべき設備等に関する基準を定めた指針のこと。
8,23,37,63,71,74,82,87	公共施設等総合管理計画	こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく	地方公共団体が所有する学校や庁舎などの公共施設と、道路や上下水道などの都市基盤施設を合わせた全ての公共施設等を対象に、現状や課題を整理し、その更新、統廃合、長寿命化等、管理に関する基本的な考え方を示すなど、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に公共施設等を管理するための計画の事。 平成26(2014)年度、国から全ての地方公共団体に対して同計画の策定要請があり、本市では平成29(2017)年2月に計画を策定した。その後、令和3(2021)年1月に計画改定に向けた指針が示され、令和4(2022)年3月、第2期計画を策定した。
19,79,85	公債費	こうさいひ	地方自治体の借入金の元金及び利子の返済に要する経費。
21,33	(公財)武蔵野市福祉公社	(こうざい)むさしのしふくしこうしゃ	昭和55(1980)年12月に任意団体として設立。財団法人を経て、平成25(2013)年4月に公益財団法人となった。高齢者や障害者が住み慣れた環境でいつまでも安心して暮らせるよう、福祉全体のレベルアップを図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とした団体。権利擁護事業、訪問介護サービス事業、生活支援事業(生活支援ヘルパー派遣事業、認知症高齢者見守り支援事業)等を実施している。
22,48,49	(公財)武蔵野文化生涯学習事業団	(こうざい)むさしのぶんかしやうがいがくしやうじぎやうだん	市の指定管理者として芸術文化・スポーツ・生涯学習施設の管理運営を行っている。「(公財)武蔵野文化事業団」と「(公財)武蔵野生涯学習振興事業団」が令和4(2022)年4月1日に合併し、新たに「(公財)武蔵野文化生涯学習事業団」となった。
28	(公社)武蔵野市シルバー人材センター	(こうしゃ)むさしのしるばーじんざいせんたー	定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。
49	公文書専門員	こうぶんしょせんもんいん	公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする公文書館法が定める専門職員。アーキビストと呼ばれる。
29,39	合理的配慮	ごうりてきはいりよ	障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得よう努めることが求められている。 合理的配慮は、障害者差別解消法に定められた社会的障壁を除くための取組みであるが、施行当初は行政機関等のみ義務化されており、事業者については努力義務であった。 同法律は令和3(2021)年5月に改正され、令和6(2024)年4月以降は事業者においても合理的配慮の提供は義務化される。
29	心のバリアフリー	こころのばりあふりー	障害のある人や子育て中の人、外国人など様々な人々の立場や抱える問題を理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁(バリア)を解消するため、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
21,35	子育て世代包括支援センター	こそだてせだいほうかつしえんせんたー	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を指す。センターの機能は①ワンストップ相談窓口において、妊産婦や子育て家庭の個別ニーズを把握したうえで、情報提供・相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるようにきめ細かく支援を行うこと、②地域の関係機関とネットワークを構築し、必要に応じて社会資源の開発を行うことである。本市においては、令和3(2021)年度より、健康課母子保健係、子ども家庭支援センター、0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の5カ所の連携により実施している。令和6(2024)年度にこども家庭センターへ移行する。

頁	用語	ふりがな	説明
35	こども家庭センター	こどもかていせんたー	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う体制。令和6(2024)年4月施行の改正児童福祉法により、「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」及び「子育て世代包括支援センター(母子保健)」の設立意義や機能を維持した上で、一体的な組織として設置することが、市町村の努力義務となる。こども家庭センターでは、責任者であるセンター長をトップとした指揮命令系統を確立し、児童福祉、母子保健の両分野の専門職が一体的に支援を行うことが求められる。
35	子どもプラン武蔵野	こどもぶらんむさしの	子ども・子育てに関わる施策の方向性を示す基本計画。計画期間は5年間。現行の第五次子どもプラン武蔵野(計画期間:令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)は、第六期長期計画の分野別アクションプランとして、子ども・教育分野だけでなく、福祉、環境、まちづくり等の各分野も含めて、市が行う子どもに関わる施策を総合的にとりまとめたもの。子どもプラン武蔵野は、子どもにかかる法令に基づき、様々な計画を包含して策定されており、令和5(2023)年4月に施行された武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進する計画にも位置付けられる。また、次期プランである第六次子どもプラン武蔵野(計画期間:令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)は、令和5(2023)年4月施行のこども基本法に基づく「市町村子ども計画」を包含して策定することとしている。
15	コーホート要因法	こーほーとよういんぽう	コーホートとは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団を指す。例えば、令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日生まれのコーホートは、令和6(2024)年4月1日時点で満2歳、令和10(2028)年4月1日時点で満6歳となり、令和10年度に小学1年生となる人々の集団を指す。 コーホート要因法とは、各コーホートについて「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(転出入)という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法のこと。
22,47	コミュニティ構想	こみゆにていこうそう	武蔵野市第一期長期計画の策定時(昭和46(1971)年)に取りまとめられた、市民の市政参加とコミュニティについての考え方を示す構想。市政の課題を解決するために、行政が、市民の市政参加の仕組みをつくることと、市民参加の過程において、市民自身が地域生活の基礎単位を生み出していくことを目指す。
22,51	CO+LAB MUSASHINO	こらぼむさしの	令和4(2022)年度より試行実施している事業者連携事業。市内の事業者同士の連携を創出・促進して、新しい商品や事業を開発するきっかけをつくるためのプラットフォーム。実行委員会形式で運営されている。
さ行			
55	再エネ	さいえね	再生可能エネルギー。石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーのこと。二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少ないものが多い。
71,73, 75,76	財政援助出資団体	ざいせいえんじょしゅつしだんたい	本市において、市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体、または、市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体のこと。 ■出資団体(9団体) 一般財団法人 武蔵野市開発公社 武蔵野市土地開発公社 公益財団法人 武蔵野市福祉公社 公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団 公益財団法人 武蔵野文化生涯学習事業団(※) 公益財団法人 武蔵野市国際交流協会 公益財団法人 武蔵野市子ども協会 一般財団法人 武蔵野市給食・食育振興財団 有限会社 武蔵野交流センター ※公益財団法人 武蔵野文化事業団と公益財団法人 武蔵野生涯学習振興事業団が令和4(2022)年4月に合併。 ■援助団体(5団体) 公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター 社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会 社会福祉法人 武蔵野 武蔵野市民防災協会 株式会社 エフエムむさしの
18	財政力指数	ざいせいりょくしすう	財政基盤の強さや余裕度を示す指標。指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が高い団体であり、1を超えている自治体は普通交付税の交付対象外となる。
32	在宅介護・地域包括支援センター	ざいたくかいごちいきほうかつしえんせんたー	主に、在宅で生活を継続する高齢者の総合的な相談に対応する機関。市の委託により、日常生活圏域単位に合計6カ所設置。これら6カ所在宅介護・地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの拠点として、小地域完結型の相談・サービス提供体制を継続している。本市では、さらに、直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、全市的な視点から、6カ所のセンター間の総合調整や後方支援等を行っている。

頁	用語	ふりがな	説明
74	債務負担行為	さいむふたんこうい	事業や事務が単年度で終了せず、後の年度においても支出を行う必要がある場合に、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておくことをいう。
22,40	市講師	しこうし	教員の負担を軽減するとともに、児童生徒に対して個に応じたきめ細かい指導を行うことを目的に市が独自で任用する者(教員免許所有者)。教員と協力し、または教員の指示の下で授業を行う。
23,73	市政アンケート	しせいあんけーと	市政に関する市民ニーズの経年的変化を把握し、計画的な行財政運営の資料とするため、市内全世帯を対象に実施しているアンケート。令和元(2019)年度までは毎年実施。以降は市民意識調査と交互に隔年で実施している。
1,3,7,23,72	自治基本条例	じちきほんじょうれい	令和2(2020)年4月に施行。本市がこれまで培ってきた市民自治の理念や市民参加の取り組み等、市政運営のルールを明文文化した。
71,73	シティプロモーション	していぶろもしょん	シティプロモーションには地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれ、自治体によってもその目的や捉え方は異なり、多様である。一般的には、地域住民の愛着の形成、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上など、自らの地域のイメージを高め、経営資源の獲得を目指すための一連の活動のことをいう。
21	児童発達支援センター	じどうはったつしえんせんたー	障害児に児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、障害児通所支援事業者、保育所等その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う施設。 武蔵野市立みどりのこども館で実施していた「地域療育相談室ハビット」と「こども発達支援室ウィズ」は、令和2(2020)年4月より、「相談部ハビット」と「通園部ウィズ」として一体化し、市内初の児童発達支援センターとして事業を開始した。
49	市登録文化財制度	しとうろくぶんかざいせいど	武蔵野市文化財保護条例等に基づき、文化財の保存及び活用のための措置が特に必要と市教育委員会が認めるものを「登録文化財」という。令和4(2022)年3月に条例が改正され創設。指定文化財制度と比較して、現状変更等に市の許可が必要ないなど、緩やかな保護措置制度。
28	シニア支え合いポイント制度	しにあささえあいぽいんとせいど	65歳以上の市民が、シニア支え合いサポーターとして指定のボランティア活動に参加した場合にポイントを付与し、年度ごとの獲得ポイントに応じて、寄付やギフト券等を還元する制度。なお、シニア支え合いサポーターの登録には、説明会兼研修会へ参加することが必要となる。平成28(2016)年10月開始。
49,63	シビックプライド	しばいっくぷらいど	まちや地域に対して、市民が抱く愛着や誇りのこと。近時、地域活性化に取り組む人々の基礎的な動機として、その重要性が認識されている。
50	市民アンケート	しみんあんけーと	「屋外プールの廃止を支持する市民アンケート(市営プールの整備に関する市民アンケート調査等)」の項目を参照のこと。
1,23,46,73	市民意識調査	しみんいしきしょうさ	長期計画・調整計画の策定に先立ち、市民の市政に対する考えを調査することで、現在行っている事務や事業の満足度のほか、新たな行政課題や多様な市民ニーズを把握することを目的としている。無作為抽出による18歳以上の市民を対象に郵送とWEB回収を併用して実施。令和2(2020)年度より、市政アンケートと交互に隔年で実施している。
72	市民ファシリテーター	しみんふあしりてーたー	市民同士の活発な議論・対話を進めるため、市民ワークショップにおける全体の進行役及び各グループの進行役を務める市民。地域をつなぐコーディネート力の養成を目的として実施されていた武蔵野市コミュニティ研究連絡会と武蔵野市の共催事業「コミュニティ未来塾むさしの」の修了生やオンラインワークショップ講座の修了生等が、研修を経て参加している。
33	社会福祉士	しゃかいふくしし	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格であり、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。
31,33,47	(社福)武蔵野市民社会福祉協議会	(しゃふく)むさしのしみんしゃかいふくしきょうぎかい	武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和37(1962)年に設立され、昭和53(1978)年に社会福祉法人として認可された団体。

頁	用語	ふりがな	説明
58	集団回収	しゅうだんかいしゅう	自治会や子ども会などの地域団体と回収事業者の契約により、資源物を回収する方法で、行政収集を補完する制度。団体には自治体から補助金や回収奨励金が交付されている。本市においては、市域を網羅する自治会組織が無いことから、一部の地区のみで実施されており全市的な取組みに成り難い特性がある。
45,76	受援マニュアル	じゅえんまにゅある	大規模災害発生時に、主に全国の自治体や関係機関等からの物資や人員等の支援を円滑に受け入れ、効率的・効果的に活用することを目指すため、事前に決めておく手順やルール、体制等のこと。
29	障害者差別解消法	しょうがいしゃさべつかいしょうほう	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
28	シルバー人材センター	しるばーじんざいせんたー	「(公社)武蔵野市シルバー人材センター」の項目を参照のこと。
33,36	人材育成基本方針	じんざいいくせいきほんほうしん	長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するために、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針のこと。地方公共団体に策定がもとめられており、本市では第五期長期計画に基づき、平成24(2012)年に策定し、平成28(2016)年、令和2(2020)年に改訂を行っている。
11,48	人生100年時代	じんせいひゃくねんじだい	長寿化により、100歳まで人生が続くのが当たり前となる時代のことを、英国のリンダ・グラットン氏が長寿時代の生き方を説いた著書『LIFE SHIFT(ライフ・シフト)』で提言した言葉。平成29(2017)年に政府により「人生100年時代構想会議」が設置され、同年12月に中間報告が、平成30(2018)年6月には「人づくり革命 基本構想」が取りまとめられた。
23,57	森林環境譲与税	しんりんかんきょうじょうよぜい	森林整備による温室効果ガスの削減や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点で新たに創設された国の譲与税。市町村が行う森林整備のための間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進・普及啓発等や都道府県が行う森林整備のための支援等の費用として、令和元(2019)年度より地方の固有財源として都道府県及び市町村に国から譲与される。令和6(2024)年度に課税が開始される国税の森林環境税(市町村が個人住民税均等割とあわせて賦課徴収を行う)が財源となる。
9,10,21,24,31	生活困窮者	せいかつこんきゅうしゃ	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
29	生活支援コーディネーター	せいかつしえんこーでいねーたー	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者をいう。
60,67,68	生活道路	せいかつどうろ	地区に住む人が地区内の移動あるいは地区から幹線道路(主に通過交通を担う都市計画道路)に出るまでに利用する道路。
42,43	性自認	せいじにん	自らの性別に関する認識のこと。
42,43	性的指向	せいてきしこう	恋愛感情または性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向のこと。
31	成年後見制度	せいねんこうけんせいど	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人を保護、支援をするための制度。
18,20,78,81,88	税連動交付金等	ぜいれんどうこうふきんとう	法令の定めにより、国税、都道府県税の税收のうち、一定割合が地方公共団体に交付されるもの。地方消費税交付金、法人事業税交付金などがある。
66	セミフラット化	せみふらっとか	歩道の高さが車道よりやや高い(5cm程度)歩道形式。マウントアップ形式(歩道の高さが車道より高い(15cm程度)マウントアップ形式もある。セミフラット化により、横断歩道への接続部や車両乗入部にほとんど勾配が生じなくなる。

頁	用語	ふりがな	説明
22,55	ゼロカーボンシティ	ぜろかーぼんし てい	「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す」旨を首長自らがまたは地方自治体として公表した地方自治体のこと。本市においては、令和3(2021)年2月に、市長が施政方針演説の中で「2050年ゼロカーボンシティ」を表明した。
た行			
68	対応の方針	たいおうのほうし ん	国土交通省、東京都作成「東京外かく環状道路(関越道～東名高速) 対応の方針」のこと。東京外かく環状道路について国と都が地域から広く意見を聞き、地域ごとに整理した課題に対し、いつ、誰が、どのように対応するかという方針を取りまとめたもの。
77	ダイバーシティ	だいはーしてい	直訳では「多様性」と訳される。人種、性別、年齢、障害の有無等の多様さを認め合い、それを組織や社会の発展・活性化に生かす取組み・考え方のこと。
67	第四次事業化計画	だいのよじぎょう かけいかく	第四次事業化計画(東京における都市計画道路の整備方針)は都市計画道路を計画的、効率的に整備するために東京都と特別区及び多摩地域26市2町で策定した計画。東京都と特別区及び多摩地域26市2町が連携・協働で検討を進め、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間で優先的に整備すべき路線を定めている。
30	ダブルケア、トリプルケア	だぶるけあ、とり ぶるけあ	晩婚化や晩産化を背景に、親と子、自分の親と配偶者の親と子など、複数の家族に対する介護や育児を担うこと。
22,44, 48	多文化共生	たぶんかきょう せい	国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことをいう。 在留外国人の増加・多国籍化や多様性・包摂性のある社会実現の動き等を踏まえ、総務省が地方公共団体に対して多文化共生推進に係る指針・計画の策定を要請したことを受け、本市においても日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を図るために、令和4(2022)年度に武蔵野市多文化共生推進プランを策定した。
64	多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画	たまがわ・あらか わとうりゅういき べつげすいどう そうごうけいかく	流域別下水道整備総合計画とは、水質環境基準の類型指定のなされている水域について、下水道法に基づき策定される下水道整備に関する総合的な基本計画で、流総計画とも呼ばれ、都道府県が策定する。多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画は、東京都が策定しており、本市の公共下水道事業計画の上位計画となる。
41	地域移行	ちいきいこう	部活動における地域移行とは、地域の多様な団体が学校と連携しながら運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替して生徒の活動機会を確保するもの。文部科学省が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」で、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すものとされていることも踏まえ、本市では拙速な地域移行は行わず、学校を中心とした着実な地域連携を図り、持続可能な部活動のあり方を検討していく。
31,32	地域活動支援センター	ちいきかつどうし えんせんたー	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定される支援施設。障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他のサービスを提供する施設。 本市では、障害者の特性に応じた市内3カ所の施設を地域活動支援センターとして運営しているが、国が定める基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業、相談支援事業等を実施することで機能強化を図っている。
6,27,28, 29,31, 33,44	地域共生社会	ちいききょうせい しゃかい	国では「制度・分野や、支え手・受け手といった関係を超えて、地域住民や多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である地域共生社会を目標に掲げている。本市においては「武蔵野市ならではの地域共生社会」として、全ての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害者をはじめ、全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。
60,65, 66	地域公共交通	ちいきこうきょう こうつう	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関」と定義されている。路線バス、タクシー、コミュニティバス等の地域公共交通とレモンキャブ等の福祉交通がある。
37	地域子ども館事業	ちいきこどもか んじぎょう	小学生の放課後等(早朝、放課後、土曜日、学校長期休業中)を充実させる施策。地域の小学生が学校内の教室や校庭、図書室を安全な居場所として好きな時に来て、好きな時間だけ過ごせる自由来所型の施設であるあそべえと、保護者の就労や疾病などにより放課後に適切な監護が受けられない児童が、放課後の過ごし方を身につけるための施設であるこどもクラブ(学童クラブ)からなる。

頁	用語	ふりがな	説明
47	地域社協（福祉の会）	ちいきしゃきょう（ふくしのかい）	地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助け合い、支え合いの体制づくりをめざして設置された組織。市内13地域で結成されている。正式名称は「地域福祉活動推進協議会」。
27	地域包括ケアシステム	ちいきほうかつけあしすてむ	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。本市では、こうした包括的な支援・サービス提供体制の構築にあたり、地域の様々な主体が関わるという特徴を踏まえ、「武蔵野市におけるまちぐるみの支え合いの仕組みづくり」と言い換えている。
21,32	地域包括ケア人材育成センター	ちいきほうかつけあじんざいいくせいせんたー	人材の発掘・養成、質の向上、相談受付や情報提供までを一体的に行い、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の育成と確保の総合的な支援などを実施する。平成30（2018）年12月に開設し、（公財）武蔵野市福祉公社に運営を委託している。
62	地区内環状道路	ちくないかんじょうどうろ	本計画においては、駅周辺を取り囲む幹線道路のことで、駅周辺に目的のない自動車交通の迂回路として機能し、通過交通の流入を抑制する。
39	長期宿泊体験活動	ちょうきしゅくはくたいけんかつどう	セカンドスクール及びプレセカンドスクールをいう。市立小学校5年生と中学校1年生が、普段の学校生活（ファーストスクール）では得難い自然体験や生活体験を補完するという意味で、子どもたちが都会を離れて自然豊かな農村漁村に滞在して行う長期宿泊体験活動としての「セカンドスクール」を教育課程に位置付けて実施している。セカンドスクールでの学習効果をさらに高めることを目的として小学校4年生を対象とした「プレセカンドスクール」も実施している。
23,64	長期包括契約方式	ちょうきほうかつけいやくほうしき	単年度で個別の業務等を契約するのではなく、複数の業務等を一括して複数年契約する方式のこと。
9,11,14,26,45,76,77	DX	でいーえつくす	デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。「デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」であり、一般的に「DX」と略される。本市では、第七次総合情報化基本計画において、DXを「市民目線で業務の見直しを行い、デジタル技術を活用し、市民の利便性と職員の業務効率を上げ、市民福祉の向上につなげること」と定義している。以前は、ICTの推進という表現が一般的であった。
77	定年延長制度	ていねんえんちょうせいど	令和3（2021）年6月に成立・公布された地方公務員法の一部改正（令和5（2023）年4月施行）により、令和5（2023）年度から段階的に地方公務員の定年を現行の60歳から65歳まで引き上げるもの。
55	適応策	てきおうさく	気候関連災害（集中豪雨など）に対する強靱性の強化や、農作物の品種の転換など、気候変動によって起こりつつある影響への対策や備え。
39	デジタル・シティズンシップ教育	でじたる・していずんしっぴきょういく	ICTを使うことが当たり前の社会に求められる「態度や知識・技能を身に付けること」を目指した取組み。市として、態度的側面についてはICTを活用する際の課題やその理由を考え、正しい行動に向かう態度等、知識的側面についてはデジタル社会における法の理解等、技能的側面についてはICTを活用した課題解決能力等、と整理した。
28	テンミリオンハウス	てんみりおんはうす	地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組みに対し、市が年間1,000万（ten-million）円を上限とした運営費補助等の活動支援を行う。現在、市内に7カ所開設されている。
20,75,79,84,85,87,88	投資的経費	とうしてきけいひ	道路、公園、学校、庁舎等の整備に係る費用など。
65	都営水道一元化	とえいすいどういちげんか	水道事業を東京都が一元的に経営すること。本市は単独で経営しているため、将来にわたり安定的な水道事業を図っていく必要があるという考えから、都営水道との一元化を目指し、都と具体的な課題整理を進めている。
7,42,46	特殊詐欺	とくしゅさぎ	不特定の方に対して、対面することなく、電話、FAX、電子メール等を使って行う詐欺のことであり、他の犯罪認知件数に比べて認知件数は高止まりし、深刻な状況である。オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺、キャッシュカード詐欺盗などの手口がある。
58	特定外来生物	とくていがいらいせいぶつ	海外起源の外来種で、かつ生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす生物。指定された生物の取扱いについては、輸入、放出、飼養、譲渡し等の禁止といった厳しい規制がかかる。

頁	用語	ふりがな	説明
45	特定緊急輸送道路沿道建築物	とくていきんきゅうそうどうろえんどうけんちくぶつ	「緊急輸送道路沿道建築物」の項目を参照のこと。
60,67	都市計画道路	としけいかくどうろ	都市計画法に基づき定める都市施設のこと。都市高速道路などの専ら自動車の交通の用に供する「自動車専用道路」、都市内におけるまとまった交通を受け持つ「幹線街路」、街区や宅地の外郭を形成する日常生活に密着した「区画街路」、自動車交通以外の特殊な交通の用に供する「特殊街路」の4種類に区分される。
66	都市公園	としこうえん	都市公園法に基づき、地方公共団体や国が設置する都市計画施設である公園または緑地、及び都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園または緑地。
68	都市高速道路外郭環状線	としこうそくどうろがいとかんじょうせん	都市高速道路外郭環状線（東京外郭環状道路）とは、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間の約16kmについては、構造形式を高架方式から地下方式へ都市計画変更している。（平成19（2007）年4月6日告示）
62,64	都市再生推進法人	としさいせいすいしんほうじん	都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものをいう。市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担う団体を、都市再生推進法人として指定できる。都市再生推進法人は、自らの業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成を、市町村に提案することができる。
49	土曜学校	どようがっこう	学校休業日の土曜日等に開催する、子どもたちの「生きる力」を育むための体験活動を中心とするプログラム。対象は小学生、中学生。算数の面白さを知る講座、理科の実験・研究を行う講座、水球などのスポーツ教室、野外活動の森林体験教室、武蔵野地域五大学と連携した講座などを展開する。平成14（2002）年度からの完全学校週五日制の導入により、実施している。
な行			
76	内部統制	ないぶとうせい	地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保すること。
43	中島飛行機武蔵製作所	なかじまひこうきむさしせいさくしょ	中島飛行機株式会社は、第二次世界大戦中まで、陸海軍の航空機を生産していたメーカーである。武蔵野市内には、現在の緑町2丁目・3丁目（一部）と八幡町2丁目・4丁目の一帯に、「武蔵製作所」の東工場（陸軍）、西工場（海軍）、附属病院などがあり、昭和19（1944）年に東日本で初めてB29による攻撃の目標となって空襲を受け、合計9回の空爆により壊滅状態となった。戦後、中島飛行機武蔵製作所は閉鎖され、跡地は、電気通信省（現NTT武蔵野研究開発センタ）、東京スタジアムグリーンパーク球場（閉鎖後、主に公団住宅）となり、姿を変えていった。
31	認知症バリアフリー	にんちしょうぱりあふりー	認知症バリアフリーとは、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていけるよう、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく取り組み。
52	農福連携	のうふくれんけい	農業と福祉との連携のこと。障害者や高齢者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みをはじめ、様々な効果が期待される。
は行			
22,44	パートナーシップ制度	ぱーとなーしっぷせいど	性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的とした制度。パートナーシップの届出を市長が受理し、受理したことを証する書面（パートナーシップ届受理証）を交付する。届出は、同性同士、異性同士にかかわらず行うことができる。
69	ハーモニカ横丁	はーもにかよこちょう	吉祥寺駅北口すぐにある横丁のこと。名前の由来は、狭い間口の商店が並ぶ様子がハーモニカの吹き口に似ていることから名付けられたといわれている。横丁に並ぶ約100軒の店は小さな店が多い。昼間は買物客で魚屋、花屋、和菓子屋などの物販店が、夜は飲食店、居酒屋などがにぎわう。昭和20年（1945年）に駅前マーケットが出現したのが始まりで、いわゆる戦後の「闇市」と言われたものがハーモニカ横丁のルーツとされる。
11,21	8050問題	はちまるごーまるもんだい	ひきこもりの子とその親が高齢化し、50代の中高齢のひきこもりの子の生活を80代の後期高齢者である親が支えるケースが増えている、という社会問題のこと。

頁	用語	ふりがな	説明
68	話し合いの会	はなしあいのかい	「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」のこと。 東京外かく環状道路が高架方式から地下方式に変更されたことを踏まえ、地上部街路（外環の2）の必要性やあり方などについて、広く意見を聞きながら検討を進め、都市計画に関する方針を取りまとめるプロセスの一環として、武蔵野市の地域住民の意見を聴くために東京都が設置している。
29,76	BCP	びーしーびー	「Business Continuity Plan（事業継続計画）」の略。災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。
75	PPPガイドライン	ぴーぴーぴーがいだらいいん	PPP（公民連携：Public Private Partnership）に関する市の基本的な考え方を定めるほか、事業手法（現ガイドラインでは市有地貸付方式に限定）を検討する際のプロセス並びに事業過程における市民及び議会との関わり方等を示したもの。平成30（2018）年3月に策定した。
11,21,30	ひきこもり	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念。
52	肥培管理	ひばいかんり	農作物の栽培に必要な農地を整備するための行為（例：整地、播種、施肥、排水、除草など）
84	標準財政規模	ひょうじゅんざいせいきぼ	各地方公共団体において、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入等を一定の方法によって算定した額。通常水準の行政サービスを提供するうえで必要な一般財源の目安となる。
40	開かれた学校づくり協議会	ひらかれたがっこうづくりきょうぎかい	学習指導や学校行事、教育活動、児童生徒への指導、学校と家庭・地域の連携など学校運営に関して、広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進めるため、全ての市立小中学校に設置された協議会。委員は地域、保護者、関係団体等の代表で構成され、年4回程度、校長の招集により開催。
19,79,84,87,88	扶助費	ふじょひ	児童福祉、生活保護など、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
66,67	附置義務自転車駐車場	ふちぎむじてんしゃちゅうしゃじょう	官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場、共同住宅等自転車などの大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者が、指定区域内に当該施設を新築、増築又は改築をしようとする場合に、当該施設若しくは敷地内、又はその周辺に設置しなければならない自転車駐車場。
69	附置義務駐車場	ふちぎむちゅうしゃじょう	駐車場法に基づいた東京都駐車場条例で規定される制度により、建築物に附置が義務付けられる駐車場。地区、建物用途、床面積等により定められた一定の対象建築物の新築等の際に建築確認申請の中で審査され、交通の発生源である建築物の駐車需要に対応した必要最低限の収容台数が課せられる。
51	ふるさと応援寄附	ふるさとおうえんきふ	ふるさと納税制度本来の趣旨に鑑み、武蔵野市の魅力の発信、地域産業の振興並びに市政の充実及び財源の確保を図るため、令和元（2019）年10月1日から武蔵野市が実施するふるさと納税制度の呼称。
9,20,28	フレイル	ふれいる	加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能障害が起きたり、要介護状態となったり、疾病等の重症化を招くなど、心身の脆弱化が出現するが、一方で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のことを指す。
21	放課後等デイサービス	ほうかごとうでいさーびす	児童福祉法第6条の2の2第4項に規定される障害児通所支援サービス。就学している障害児を対象に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行う。
70	補助幹線道路	ほじょかんせんどうろ	一般的には、幹線道路と区画道路とを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ道路で、住宅地では近隣住区内に目的をもつ人々が、日常生活に利用する道路のうち、幹線的な道路をいう。 この計画では、三鷹駅北口地区補助幹線道路（三鷹駅北口に位置する三鷹通りと中町新道間をつなぐ道路）のことを指している。駅周辺地域の土地利用の促進及び駅前広場内への通過交通の流入抑制を目的として、平成7（1995）年に道路区域決定・変更が行われた。

頁	用語	ふりがな	説明
51	マイクロツーリズム	まいくろつーりずむ	海外や遠方への移動を伴わない、近隣地域内での観光形態。コロナ禍以降の観光スタイルとしても注目され、令和4(2022)年版国土交通省観光白書では全国的な進展が認められている。
57,62,63,69	まちづくり条例	まちづくりじょうれい	本市のまちづくりの基本的な考え方、都市計画等の決定等における市民参加の手続、開発事業等に関わる手続・基準等を定めた条例。市民等・開発事業者・市が協力し、計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的としている。
49	学びおくりあい	まなびおくりあい	第二期武蔵野市生涯学習計画では、「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」を基本理念としている。市民が自分の人生を豊かにするために学び、それを他者、地域、コミュニティ、社会、次の世代へ伝えあうこと。
23,61,70	三鷹駅北口街づくりビジョン	みたかえききたぐちまちづくりびじょん	補助幹線道路の整備により、三鷹駅北口の交通環境が大きな変化を迎える概ね10年後の街の方向性を目指すべき街の姿を描き、その実現に向けた取組みを示している。平成29(2017)年5月策定。
55	水循環	みずじゅんかん	水が蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水・地下水として河川の流域を中心に循環すること。
67	未着手路線	みちやくしゅろせん	都市計画法に基づき定める都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していない、または現道がない路線のこと。
57	緑と水のネットワーク	みどりともずのねつとわーく	本市が「緑の基本計画」に基づき推進している取組み。緑と水辺を点・線・面でつなげていくことで、生物の生息と移動を可能とするネットワークやレクリエーションの機能、災害時の避難路、良好な都市景観要素など、緑と水辺の機能の向上を目指している。
74	未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針	みりよう・ていりょうちのゆうこうかつようにかんするきほんほうしん	市有地のうち、使用目的が定まっておらず、未利用、低利用となっている土地の有効活用を図るため、平成21(2009)年5月に基本的な方針を策定した。本市における有効活用の基本的な方針として「活性化を図る土地」「保有する土地」「売却する土地」「その他」のいずれかに位置付けるとともに、毎年見直しを行い公表している。
7,22,54,57	むさしのエコreゾート	むさしのえこりぞーと	市役所北側にある旧武蔵野クリーンセンターのプラットホームと事務所棟をリノベーションして整備した環境啓発施設。令和2(2020)年11月に開館し、地球温暖化、ごみ、資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など様々な環境分野について啓発を行っている。
22,39	むさしのクレスコーレ	むさしのくれすこーれ	武蔵野市教育委員会がNPO法人に事業を委託して行う、居場所機能や相談機能を重視した学校に行かない・行けない中学生が自由に過ごせる居場所・学びの場。
39	武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針	むさしのしがくしゅうしゃようこんぴゅーたかつようしん	武蔵野市の児童生徒の実情を鑑み、学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するために必要な知見を蓄積し、教職員の習熟を図るため、児童生徒がタブレット端末を使用できる環境を整備し、令和3(2021)～5(2023)年度に試行実施したうえで本市としての学習者用コンピュータ活用の指針を定めるもの。
60,62,63	武蔵野市景観ガイドライン	むさしのしけいかんがいでらいん	市民等・開発等事業者・市などのまちづくりに取り組む主体が景観への意識を高め、さらなる魅力あるまちづくりを進めるためのガイドライン。景観まちづくりの具体的な方針を示している。平成29(2017)年4月策定。
63	武蔵野市景観道路計画	むさしのしけいかんどうろけいかく	「景観道路の形成に向けた考え方」を定めるとともに、無電柱化の推進に関する法律第8条第2項の規定により、国の無電柱化推進計画及び東京都の無電柱化計画を基本とした、「無電柱化の推進に向けた考え方・施策(市町村無電柱化推進計画)」を定めたもの。令和5(2023)年3月策定。
23,74	武蔵野市公共施設保全改修計画	むさしのしこうきょうしせつほぜんかいしゅうけいかく	公共施設を新築し解体するまでの間、安全に施設運営を続けるためには、経年等による劣化や性能の低下に対して、適切な改修・修繕を行い、建物を健全な状態に維持する必要がある。本計画は、安全性の確保、機能維持、要求性能の確保、長寿命化・延命化、財政負担の軽減化・平準化を目的とし、保全整備の方針に基づくこれまでの取組みを継続するとともに、新たに計画的な大規模改修を位置付け、保全体制の強化を目指していくものとして、令和4(2022)年1月に策定した。
65	武蔵野市水道事業運営プラン	むさしのしすいどうじぎょううんえいぷらん	適切な水道事業運営を行うため道標となる計画。計画期間を令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とし、その間における、事業運営及び運営体制、水道施設の維持管理及び機能更新、都営水道一元化等の方針を示す。

頁	用語	ふりがな	説明
23,68	武蔵野市第四次住宅マスタープラン	むさしのしだいよじじゅうたくますたーぷらん	まちづくりや福祉的な視点も含め、住宅施策を総合的かつ体系的に展開するための方向性を示すとともに、市民をはじめ、様々な主体と連携による住宅・住環境づくりを進めるうえでの基本的な指針。令和3(2021)年3月に策定。
27	武蔵野市地域医療構想(ビジョン)	むさしのしちいきいりょうこうそう(びじょん)	高齢化の進行による在宅医療のニーズや子育て世代の医療ニーズが高まっていく中、地域医療の課題と取り組むべき事項を整理したもの。地域医療の充実に向け「市民の生命と健康を守る病院機能の充実」、「市民の在宅療養生活を支える仕組みづくり」、「地域包括ケアと在宅医療の推進のための人材確保及び育成」についての基本的な考え方と課題解決を図るための今後の方向性を示している。平成29(2017)年5月策定。
23,60,61,62	武蔵野市都市計画マスタープラン	むさしのしとしけいかくますたーぷらん	都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針。本市においては、都市計画とまちづくりを進めていくために、市と市民が共有するビジョンを示す計画としており、およそ20年後の姿を描きながらおおむね10年ごとに改定を行っている。令和3(2021)年9月策定。
63	武蔵野市道路総合管理計画	むさしのしどうろうそうごうかんりけいかく	将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供し続けていくために、今後の道路管理の方向性や取組みについて定めた計画。平成30(2018)年3月に策定。
23,66	武蔵野市バリアフリー基本構想	むさしのしばりあふりーきほんこうそう	主に市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項を明確にするとともに、サイン等による利用者への情報提供や心のバリアフリーの推進についての取組みを示したもの。令和4(2022)年3月策定。
66	武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画	むさしのしばりあふりーどうろくていていじぎょうけいかく	武蔵野市バリアフリー基本構想に基づき、歩行者優先を基本に、歩道の有効幅員や路面の平坦性・勾配の確保等、安全で快適な歩行空間を整備することにより、「歩いて楽しいまちづくり」を推進するための計画。平成30(2018)年3月に策定。
39	武蔵野市民科	むさしのしみんか	本市で進めてきた「市民性を高める教育」(シチズンシップ教育)をさらに充実・発展させるために、「自立」「協働」「社会参画」の視点から、総合的な学習の時間、「特別の教科 道徳」、特別活動、各教科等の内容を教科横断的に組み合わせた単元を編成し、「武蔵野市民科」として実施する。小学校5年生～中学校3年生が対象。平成29(2017)年度から検討を始め、モデルカリキュラムを作成した。各学校で単元指導計画を作成し、令和3(2021)年度から本格実施している。
38	むさしのジャンボリー事業	むさしのじゃんぼりーじぎょう	市内在住の小学校4～6年生を対象に、青少年問題協議会(青少協)地区委員会と市が共催して長野県川上村の市立自然の村で実施する2泊3日の野外体験事業。自然の中で様々な体験をすることにより、自立心、創造性、豊かな心を育むことを目的としている。
49	武蔵野地域五大学	むさしのちいきごだいがく	平成5(1993)年2月、武蔵野地域五大学(亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣生命科学大学、武蔵野大学)の学長と市長とで構成された「武蔵野地域学長懇談会」を設置した。各大学の資源を活用し、市民向けに生涯学習の場「武蔵野地域自由大学」を開学している。「武蔵野地域五大学共同講演会」、「武蔵野地域五大学共同教養講座」、「武蔵野市寄付講座」などを実施している。
49	武蔵野ふるさと歴史館	むさしのふるさとれきしかん	文化財の保護普及を行い、旧石器・縄文時代の石器・土器から、近世、近現代に至る様々な歴史資料を収集、収蔵、研究、公開し、武蔵野の歴史と文化を学ぶことができる博物館と、歴史公文書等の選別、収蔵、公開を行う公文書館の役割を併せ持つ施設。博学連携事業に取組み、市内の小中学校との教育連携を行っている。平成26(2014)年12月開館。
47,49	武蔵野プレイス	むさしのぷれいす	武蔵野のまちづくりの推進の一環として、「図書館」「生涯学習支援」「青少年活動支援」「市民活動支援」の4つの機能を持ち、幅広い年代の方が交流する「場」として、地域社会の活性化を深める公共施設。平成23(2011)年7月開館。(公財)武蔵野文化生涯学習事業団に指定管理委託をしている。
65,66	ムーバス	むーばす	市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢者などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている本市のコミュニティバスの愛称。運賃を100円の均一料金にし、高齢者の歩行距離を考慮した200m平均の短いバス停間隔、住宅街の狭い道路に対応した小型バスなど、利用しやすい、使いやすさに配慮している。平成7(1995)年に運行開始。
や行			
50	ヤングアダルト	やんぐあだると	「子どもと大人の間の世代」という意味で、本市では主に12歳から19歳を対象としている。
11,36	ヤングケアラー	やんぐけあらー	家族にケアを要する人がいる場合に、家庭内で年齢に合わない過度な責任または役割を負わされ、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。

頁	用語	ふりがな	説明
65	有機フッ素化合物	ゆうきふっそか ごうぶつ	独特の性質(水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しない等)を持ち、撥水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤等に用いられてきた化学物質。
ら行			
39	ラーニングコモンズ	らーにんぐこもん ず	本来は図書館などに設けられる総合的な自主学習のための環境で、ICT機器や学習スペースなどを備え、従来からある書籍の閲覧だけでなく、グループ学習や討論会など様々な学習形態の活用に対応するためのスペース。本市の改築後の学校においては、従来の学校図書館やパソコン教室に、多目的室の機能などを加えた総称として用い、学習の中心として位置づけることを検討している。
66	リフトタクシーつながり	りふとたくしーつ ながり	身体の不自由な人や寝たきりで外出が困難な方等の外出を支援するための、リフト・寝台付きタクシーを用いた移送サービス。乗務員はヘルパーや患者搬送等の資格を有しており、車いすや寝台での外出に対応するほか、エレベーターのないアパートやマンションからの外出についても支援を行うことができる。 市は運行を実施する事業者と協定を結び、リフトタクシーの運行及び維持管理等に要する経費を補助している。
37	利用者支援事業	りようしゃしえん じぎょう	子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一つ。子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
57	緑被地	りよくひち	上空から見た、樹木地・草地・農地・屋上緑化で構成される緑に覆われた部分。緑被地の面積を任意の区域で集計し、対象区域の面積で割った割合を緑被率という。
22,50	レガシー	れがしー	レガシー(legacy)とは本来、過去に築かれた精神的・物理的遺産を意味するが、本計画においては、オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のことを指す。
28,65, 66	レモンキャブ	れもんきゃぶ	バスやタクシー等の公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者や障害者(要介護者や障害者手帳取得者等)の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供している。
わ行			
71,75, 76,77	ワーク・ライフ・マネジメント	わーく・らいふ・ まねじめんと	働く人が、仕事以外にも、家庭や地域を大切に、自己啓発への取り組みや、心身の健康のために休暇を楽しむなど、「仕事の充実」と「プライベートの充実」を自らマネジメントしていくこと。

－第六期長期計画・調整計画策定委員会委員－

◎渡邊 大輔	成蹊大学文学部現代社会学科 教授
○岡部 徹	東京大学生産技術研究所 教授
木下 大生	武蔵野大学人間科学部社会福祉学科 教授
久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長
古賀 祐輝	公募市民委員
鈴木 雅和	筑波大学芸術系 名誉教授
中村 郁博	東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻 客員教授
箕輪 潤子	武蔵野大学教育学部幼児教育学科 教授
吉田 勢津子	公募市民委員
伊藤 英穂	副市長
恩田 秀樹	副市長

◎:委員長 ○:副委員長